JFM 2019 DISCLOSURE

Japan Finance Organization for Municipalities

金融で地方財政を支え　地域の未来を拓く

地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

02 理事長挨拶
04 プロフィール
05 経営理念

TOPICS・事業概況

平成30年度事業実績
08 1.貸付けの実績
10 2.資金調達の実績
14 3.地方支援業務の実績
16 4.決算の概況
令和元年度の事業実施方針
18 1.貸付業務
18 2.資金調達業務
20 3.地方支援業務
21 4.リスク管理及び内部統制
21 5.国庫納付

I章 業務の紹介

貸付業務
24 1.概要
26 2.貸付利率
28 3.貸付けの審査体制
28 4.貸付実績・貸付残高
31 5.貸付対象事業の紹介
資金調達業務
39 1.機構債券の種類
40 2.資金調達の基本スタンス
41 3.機構債券の特徴
42 4.資金調達実績の推移
地方支援業務
43 1.基本姿勢
43 2.地方支援業務の概要

II章 業務運営体制

機構の基本的な仕組み
48 1.貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ
49 2.出資金
ガバナンス
50 1.ガバナンス
52 2.財務報告に係る内部統制の評価
53 3.内部監査
54 一般勘定と管理勘定
リスク管理
56 1.リスク管理全般
57 2.個別リスク管理
63 コンプライアンス(法令等遵守)
64 ディスクロージャー

機構の役割及び今後のあり方

65 地方債制度における機構の役割
70 機構の業務のあり方検討

III章 機構の財務状況

74 財務諸表
102 参考情報

参考資料・機構データ

108 参考資料
機構データ
131 沿革
132 組織図
133 役員・所在地

Message 2019

理事長挨拶

地方公共団体金融機構　理事長

瀧野 欣彌

地方公共団体金融機構は、地方公共団体に対して長期かつ低利の資金を融通することを主たる任務として、全地方公共団体の出資の下、法律に基づき設立された地方共同法人です。

平成30年においては、設立10周年を迎えたことを契機として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指すことを基本に、「地方の政策ニーズへの積極的な対応」、「資本市場における確固たる信認の強化」、「強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保」の3つの柱からなる経営理念を策定しました。

Japan Finance Organization for Municipalities

令和元年度における地方財政は、臨時財政対策債の縮減などによる地方財政健全化への取組とともに、我が国の喫緊の課題である防災・減災対策や国土強靱化への対応を重点課題としています。機構資金についても、地方債計画の規模拡大に伴い、前年度より増額し、新たに緊急自然災害防止対策事業に対応するほか、償還期限の延長や対象事業の追加など地方公共団体の政策ニーズに応え、経営理念に基づいた事業展開を進めています。

現在、地方公共団体は本格的な人口減少社会を迎え、少子高齢化対策や地方創生事業に取り組むとともに、戦後一斉に整備された公共施設の更新や最近頻発する自然災害への対応等、様々な行政需要に直面しています。また、経済・金融情勢については、貿易摩擦の影響や各国中央銀行の金融政策の動向などにより、不透明感はより一層顕著となり、気の抜けない状況が続くものと考えられます。

今後とも、経営理念の下で、機構及び地方公共団体を取り巻く環境が大きく変化する中、地方公共団体の幅広い意見や課題、ニーズを十分踏まえ、地方共同の資金調達機関として求められる役割を果たし、機構自身の信用力に直結する課題でもある地方公共団体の健全な財政運営にも貢献できるよう、さらなる努力を重ねてまいりますので、関係各位の御協力・御支援を宜しくお願い申し上げます。

Profile

プロフィール

目　的

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体に対しその地方債につき長期かつ低利の資金を融通するとともに、地方公共団体の資本市場からの資金調達に関して支援を行い、もって地方公共団体の財政の健全な運営及び住民の福祉の増進に寄与すること。

シンボルマーク

当機構が業務を遂行する上で求められる「安定感」、「安心感」、「信頼感」を象徴する3つのブロックが集まって1つの円を形作ることで、機構の設立・運営における全地方公共団体の結束を表しています。

- 長期・低利の資金を安定的に供給するという「安定感」
- 地方財政の健全化と住民福祉の向上に寄与するという「安心感」
- 地方公共団体の信頼や資本市場における信認を得るという「信頼感」

法人名	地方公共団体金融機構（略称:地方金融機構）
英文名称	Japan Finance Organization for Municipalities（JFM）
設立	平成20年8月1日（平成21年6月1日改組） （旧公営企業金融公庫　昭和32年6月1日）
根拠法	地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）
所在地	東京都千代田区日比谷公園1-3市政会館
理事長	瀧野欣彌
出資金	166億円（全都道府県、市区町村等による出資）
職員数	88人　（平成31年4月現在）
平成30年度末貸付残高	23兆5,030億円
平成30年度末債券発行等残高	20兆5,256億円
格付	S&P:A+ Moody's:A1 R&I:AA+　（平成31年3月31日現在）

Philosophy

経営理念

地方公共団体金融機構は、
全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、
金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、
次の3つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行します。

1 地方の政策ニーズへの積極的な対応

地方公共団体に対する長期・低利資金の安定的な供給を基本とし、地方債を取り巻く環境の変化や地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開します。また、地方公共団体の財政運営について、良き相談相手となることを目指し、各種の調査・研究を進め、情報発信を行います。

2 資本市場における確固たる信認の強化

適切なリスク管理の下、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場に対する説明責任を的確に果たすことにより、資本市場における確固たる信認を強化し、有利な資金調達を安定的に実現します。また、公共債市場における基幹的な発行体として、資本市場の健全な発展に貢献します。

3 強固なガバナンスの下で地方共同法人にふさわしい経営の確保

地方自らが責任をもって自律的・主体的に経営を行う体制の確立、適切なリスク管理や経営審議委員会及び会計監査人によるチェックを通じた強固なガバナンスの下で、地方公共団体との対話を深めながら、地方共同法人にふさわしい経営を確保します。

TOPICS

事業概況

平成30年度事業実績

08 1.貸付けの実績
10 2.資金調達の実績
14 3.地方支援業務の実績
16 4.決算の概況

令和元年度の事業実施方針

18 1.貸付業務
18 2.資金調達業務
20 3.地方支援業務
21 4.リスク管理及び内部統制
21 5.国庫納付

1:光陵グリーンスタジアム（福岡県若宮市）
2:弘前市立裾野小学校（青森県弘前市）
3:トキと自然の学習館（新潟県長岡市）
4:清瀬水再生センター下水汚泥ガス化炉（東京都）
5:旭山動物園（北海道旭川市）
6:なかまちテラス（東京都小平市）
7:海の駅おしどまり（北海道利尻郡利尻富士町）
8:佐賀地区津波避難タワー（高知県黒潮町）
9:京都市竹田車両基地（京都府京都市）

1

2

3

4

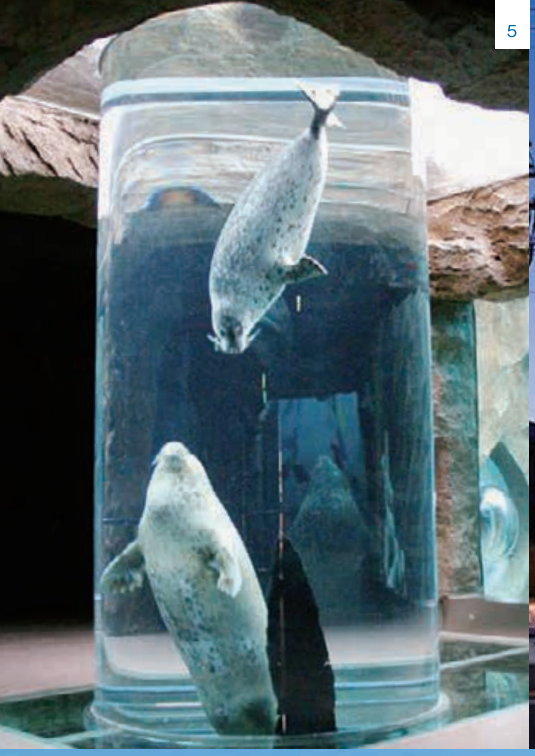
5

6

7

8

9

平成 30 年度事業実績

1 貸付けの実績

1. 平成 30 年度の貸付実績とその特徴

平成 30 年度は、貸付計画額を 69 億円下回り、1 兆 6,531 億円の貸付けを行いました。これは、主に水道事業、臨時財政対策債の貸付けが計画額を下回ったこと等によるものです。

なお、貸付額の内訳は、緊急防災・減災事業や合併特例事業等の一般会計債 4,757 億円（全体の 29%）、臨時財政対策債 5,098 億円（全体の 31%）、下水道事業や水道事業等の公営企業債 6,676 億円（全体の 40%）となっています。

平成 30 年度事業別貸付状況

項目	貸付件数	貸付額	構成比
一般会計債			
公共事業等	702件	553億円	3.3%
公営住宅事業	224件	178億円	1.1%
学校教育施設等整備事業	298件	160億円	1.0%
社会福祉施設整備事業	267件	147億円	0.9%
一般廃棄物処理事業	118件	127億円	0.8%
一般補助施設整備等事業※	6件	14億円	0.1%
一般事業	119件	122億円	0.7%
地域活性化事業	268件	133億円	0.8%
防災対策事業	389件	180億円	1.1%
地方道路等整備事業	471件	387億円	2.3%
合併特例事業	608件	1,162億円	7.0%
緊急防災・減災事業	1,497件	1,090億円	6.6%
公共施設最適化事業	16件	41億円	0.2%
公共施設等適正管理推進事業	275件	421億円	2.5%
過疎対策事業	119件	43億円	0.3%
計	5,377件	4,757億円	28.8%
公営企業債			
水道事業	1,127件	1,489億円	9.0%
工業用水道事業	78件	79億円	0.5%
交通事業	39件	189億円	1.1%
電気事業・ガス事業	40件	72億円	0.4%
港湾整備事業	18件	16億円	0.1%
病院事業・介護サービス事業	523件	1,333億円	8.1%
市場事業・と畜場事業	42件	84億円	0.5%
下水道事業	2,237件	3,408億円	20.6%
観光その他事業	17件	7億円	0.0%
計	4,121件	6,676億円	40.4%
被災施設借換債	–	–	0.0%
臨時財政対策債	690件	5,098億円	30.8%
合計	10,188件	16,531億円	100.0%

（注）項目ごとに四捨五入しているために計が合わないことがあります。

※一般補助施設整備等事業債は、東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行するものを対象としています。

【各事業に適用される利率について】

港湾整備事業、観光その他事業（観光施設事業・産業廃棄物処理事業に限る）については基準利率が、それ以外の事業については機構特別利率が適用されます。詳細は 120 頁～ 121 頁を参照

事業別貸付状況

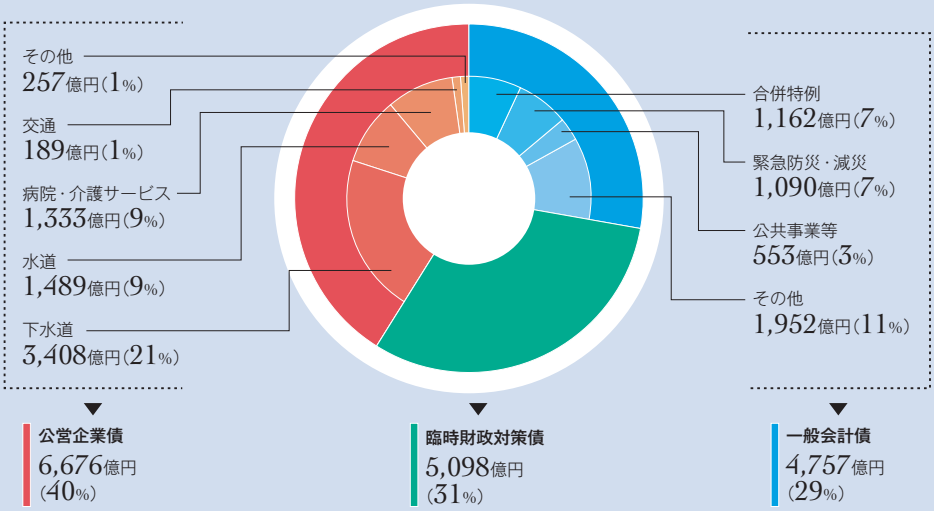

団体種別貸付状況

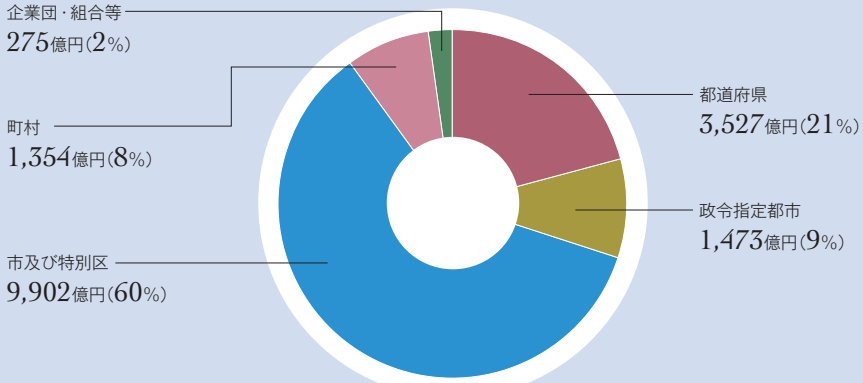

平成30年度貸付額

1兆6,531億円

※四捨五入により計が一致しないことがあります。

平成 30 年度事業実績

2 資金調達の実績

1. 調達額

平成 30 年度は 1 兆 9,586 億円の資金調達を行いました。そのうち、政府保証のない地方金融機構債の発行による調達総額は 1 兆 6,501 億円、また、公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための、既往の政府保証が付された公営企業債券等の借換えを行うための政府保証債の発行による調達総額は 2,600 億円となりました。それに加え、資金調達手段の多様化の一環として長期借入による調達を 485 億円行いました。

地方金融機構債のうち、公募債の発行総額は、1 兆 1,626 億円となっており、10 年債、20 年債、5 年債及び 30 年債といった定例債の定期的・計画的な債券発行と、FLIP 債、スポット債及び国外債（MTN プログラムによる外貨建債券）といった弾力的・機動的な債券発行を組み合わせることで、安定的かつ柔軟な資金調達に努めました。

このうち、国内債については、総額 8,065 億円を発行しました。市場環境が大きく変動する中でフレックス枠を活用し、10 年債、20 年債、FLIP 債を当初計画額から増額するとともに、スポット債として 40 年債を発行しました。国外債については、MTN プログラムに基づき、ベンチマーク債として、平成 30 年 4 月に米ドル建て 5 年債 10 億米ドル（1,070 億円相当※）を、同年 9 月に米ドル建て 5 年債 10 億米ドル（1,118 億円相当※）を、平成 31 年 3 月に米ドル建て 5 年債 10 億米ドル（1,115 億円相当※）をそれぞれ発行しました。また、豪ドル建て及びユーロ建てのプライベート・プレイスメントで合計 159 億円相当※、豪ドル建て国内個人投資家向け売出外債で 99 億円相当※を発行しました。

このほか、地方公務員共済組合連合会等（地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会）の引受けによる債券を 4,875 億円発行しました。

この結果、平成 30 年度末において、旧公庫から承継した債券及び政府保証債を含めた機構債券の発行残高は 20 兆 3,976 億円、借入金の残高は 1,280 億円となっています。

（注 1） 債券発行額については、発行価額ベースの金額を記載しています。
（注 2） 機構債券の発行残高については、決算における償却原価法による調整を行う前の金額（額面金額ベース）を記載しています。
※条件決定時の為替レートにより換算、億円未満を四捨五入した金額を記載しています。

平成 30 年度　資金調達実績額

1　地方金融機構債（政府保証のない債券）

（1）公募債

債券の種類	計画額（当初）	実績額
国内債	6,000億円	8,065億円
10年債	2,250億円	2,800億円
20年債	1,000億円	1,300億円
5年債	200億円	200億円
30年債	200億円	200億円
スポット債	－	150億円
FLIP債	2,350億円	3,415億円
国外債	2,500億円	3,561億円
フレックス枠	1,100億円	－
計	9,600億円	11,626億円

※フレックス枠は、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用しています。
※実績額には、各種債券の額にフレックス枠からの充当分を含んでいます。
※計画額については、平成 30 年 12 月及び平成 31 年 3 月に見直しを行い、11,700 億円程度に増額しています。

（2）地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類	計画額	実績額
地共連引受債	3,000億円	3,000億円
10年債	1,500億円	1,500億円
20年債	1,500億円	1,500億円
地共済引受債	1,900億円	1,875億円
10年債	700億円	705億円
20年債	1,200億円	1,170億円
計	4,900億円	4,875億円

※地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2　長期借入

計画額	実績額
500億円	485億円

3　政府保証債

債券の種類	計画額（当初）	実績額
10年債	2,600億円	2,600億円
6年債	1,400億円	－
計	4,000億円	2,600億円

※計画額については、平成 30 年 9 月に公庫債権管理計画を 2,600 億円に補正しています。

〈参考〉

○ FLIP（Flexible Issuance Program：柔軟な起債運営）債の概要

FLIP 債は、証券会社を通じてもたらされた投資家のニーズに応じ、発行額や発行年限等を柔軟かつ迅速に設定し、機動的に発行する機構独自の債券です。

平成 21 年度から発行を開始し、平成 30 年度には計 55 件 3,415 億円を発行しました。発行額は最小 30 億円、最大 200 億円となっています。

債券の年限	投資家の指定する年限。ただし、状況により対象となる発行年限を制限する場合がある。（原則、満期一括固定利付債の場合、5年、10年、20年及び30年は除く。）	
1回の発行額	30億円以上	
平成30年度年限別発行実績	2年～10年	40件　2,720億円
	11年～20年	7件　280億円
	21年～40年	8件　415億円

○スポット債の概要

スポット債は、市場のニーズに対応し、10 年債、20 年債、5 年債及び 30 年債という定例債とは異なる年限で、主幹事方式により機動的に発行する債券です。

平成 30 年度には、40 年債を 1 件 150 億円発行しました。

○ MTN プログラムの概要

MTN（Medium Term Notes）プログラムとは、あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成し、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の主要な条件決定のみを行うことで、海外市場において機動的な債券発行を行うことができる仕組みです。機構では、グローバル債の発行が可能なグローバル MTN プログラムを設定しています。

平成 30 年度には、ベンチマーク債 3 件総額 30 億米ドル、プライベート・プレイスメント 0.73 億豪ドル及び 0.8 億ユーロ並びに個人向け売出外債 1.25 億豪ドルを発行しました。

設定	平成23年1月	上場	ロンドン証券取引所（規制市場）	
保証	非政府保証	通貨別発行残高	米ドル	104.30億米ドル
発行限度額	3兆円		ユーロ	10.80億ユーロ
通貨	マルチカレンシー		豪ドル	6.04億豪ドル
準拠法	英国法		ニュージーランドドル	0.58億ニュージーランドドル

平成 30 年度事業実績

2. 発行条件

機構が定例的に発行している国内公募債については、日本銀行の「長短金利操作 (イールドカーブ･コントロール) 付き量的・質的金融緩和政策」のもと、低金利環境での発行となりました。

10 年債については、上半期はベース金利が上昇したこと等により旺盛な需要を集め、7 月及び 9 月に地方債とともに 1.0bp ずつタイト化し、1 月債まで国債対比 14.0bp・地方債対比 1.0bp となりましたが、ベース金利がマイナス圏で推移した 2 月には、地方債と平行して国債対比で 2.0bp ワイド化した 16.0bp となり、3 月も同水準での発行が継続しました。

この間、利回りについては 0.150% ～ 0.300% 程度で推移しました。

5 年債については、マイナス利回りで推移した同年限の国債の代替としての需要が、20 年債及び 30 年債については、利回りを求める需要がそれぞれ堅調であったことから、タイトなスプレッドで推移し、地方債と同等の条件となっています。

国外債については、海外プライマリー市場やセカンダリー市場におけるクレジット・スプレッド水準を参考に、市場環境及び投資家需要に基づいた条件で発行しています。

※平成 30 年度における各債券の発行条件については 127 頁～ 130 頁を参照

①地方金融機構債（10 年債）の利回り及びスプレッド推移

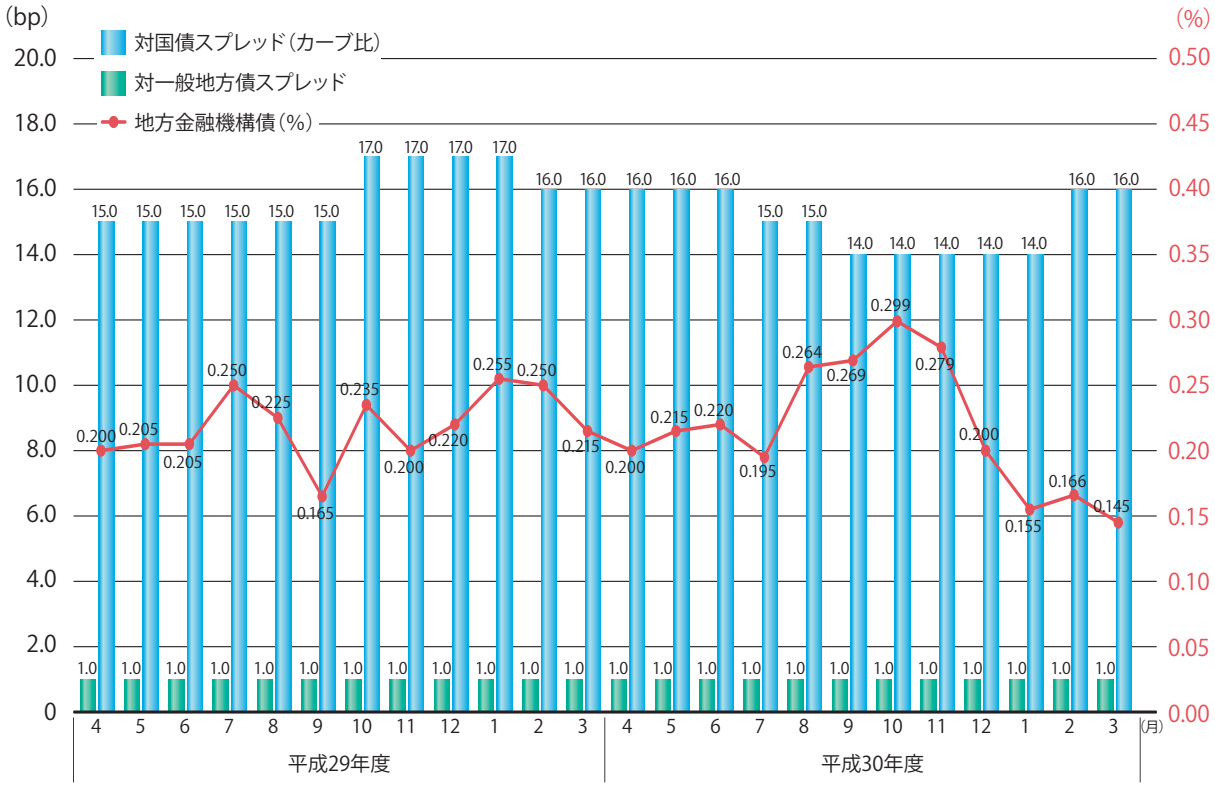

※地方金融機構債（10 年債）は、原則として 10 年国債入札の 1 週間後に条件決定を行っています。
カーブ比（bp）は機構が独自に算出した理論値です。
「一般地方債」は、政府保証債と同日に条件決定をする地方債のリーディング銘柄の発行実績です（同日に条件決定した銘柄がない場合は先行銘柄）。

②地方金融機構債（20 年債）の利回り及びスプレッド推移

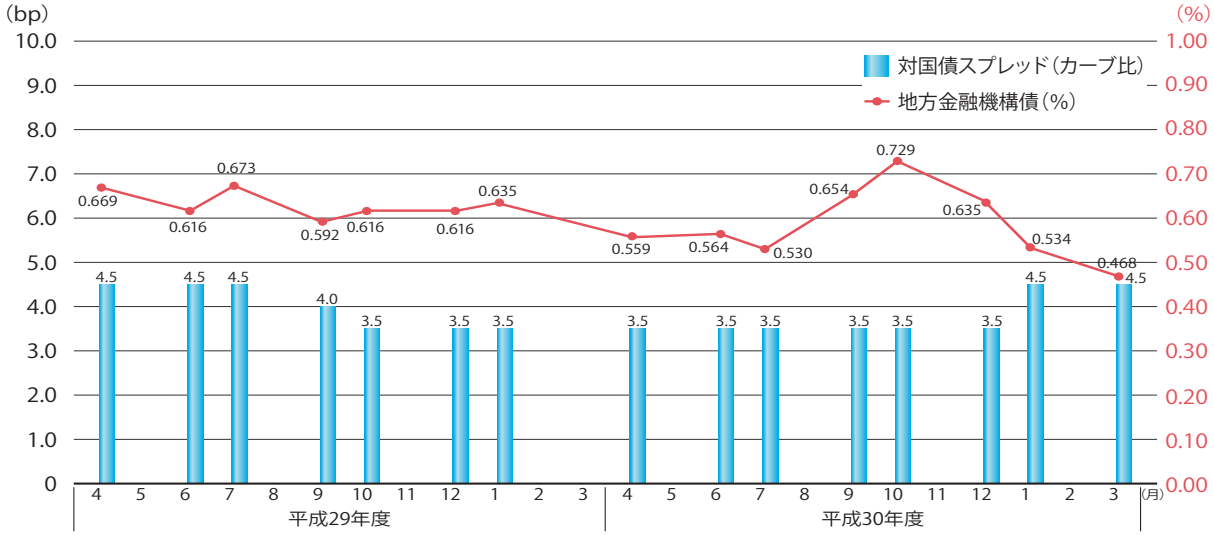

③地方金融機構債（5 年債）の利回り推移

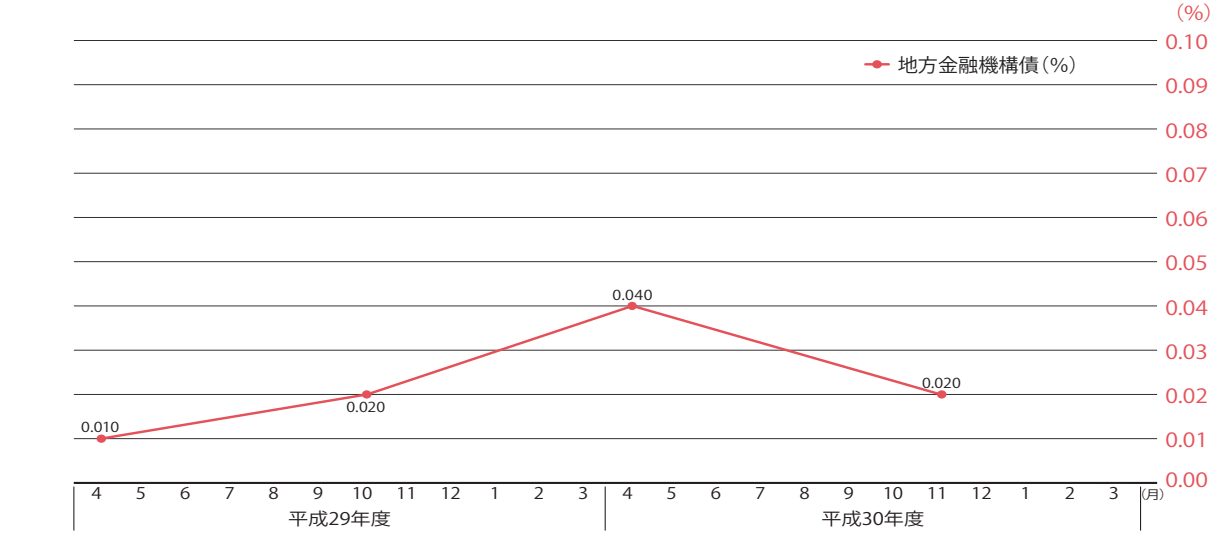

※絶対値によるプライシングを実施

④地方金融機構債（30 年債）の利回り及びスプレッド推移

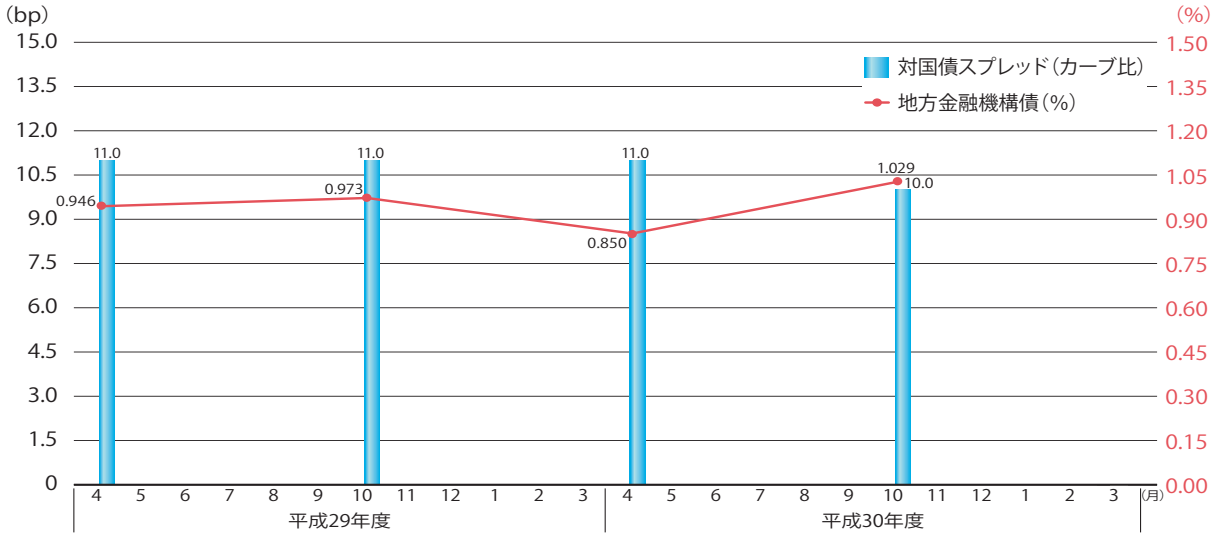

平成 30 年度事業実績

3 地方支援業務の実績

1. 調査研究

■地方財政に関する調査研究

地方公共団体が健全な財政運営を確保するための取組事例・手法・課題及び地方公営企業の経営健全化に関する事項について調査研究を実施し、成果を報告書にとりまとめ、地方公共団体に還元しました。また、地方公営企業の経営戦略策定等に関する調査研究を総務省と共同で実施しました。

〈調査研究テーマ〉

・地方公共団体における中長期の財政収支見通しの作成

・職員給等に着目した人件費の長期推計

■地域金融に関する調査研究

地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向及びそれを取り巻く環境等について調査研究を実施しました。

■諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方財政制度や、諸外国の地方公共団体向け共同調達機関の最新の動向等について調査研究を実施しました。

2. 人材育成・実務支援

■ JFM 地方自治体財政セミナー

地方公共団体にとって関心の高い地方財政に関するテーマについて、先進的な取り組みを行っている団体からの報告、所管省庁からの制度等の解説等を織り込んだセミナーを全国 6 会場で開催しました。

開催時期		開催地	テーマ
第8回	7月	東京	地方公会計制度の活用及び公共施設等の再編・統合
第9回	8月	札幌	
第10回	8月	熊本	
第11回	10月	仙台	地方公営企業会計適用拡大及び経営戦略策定
第12回	11月	東京	
第13回	11月	神戸	

■機構設立 10 周年記念シンポジウム

市区町村長を対象とした 10 周年記念シンポジウムを開催しました。

平成 30 年 9 月 5 日　テーマ「人口減少社会と地方行財政」

■資金調達入門研修

初めて資金調達業務に携わる職員を対象として、財政制度や資金調達に係る基本的な事項（制度編と金融編）の研修を全国４会場で開催しました。

４月　東京、名古屋、大阪、福岡

■資金運用入門研修

初めて資金運用業務に携わる職員を対象として、制度や資金運用に係る基本的な事項（関係法令・債券運用の基礎等）の研修を全国4会場で開催しました。

10 月、11 月　盛岡、東京、京都、北九州

■宿泊型研修

地方公共団体の職員が財政運営や資金調達、資金運用等を行う上で必要不可欠な財政・金融知識を習得するための短期集中型研修を、研修機関と共同で開催しました。

７月　全国市町村国際文化研修所（JIAM：滋賀県）〈3 泊４日〉

９月　市町村職員中央研修所（JAMP：千葉県）〈2 泊３日〉

■出前講座

地方公共団体の個別ニーズに応じて、機構職員を講師として派遣し、資金調達や資金運用、財政運営等に関するオーダーメイド型の講義を全国各地で実施しました。

主な講義内容

講義名	内容
地方債の金利総論	地方債の金利の見方や、基準となる様々な金利を解説。
実践スプレッド分析	金利スワップレートなどの基準となる金利をもとにスプレッドを推計する手法を解説し、講義と電卓を利用した演習を実施。
地方債の借入交渉	金融機関との借入交渉のやりとりを映像で見ながら、借入交渉のポイントを解説。
資金運用総論	歳計現金･基金等の運用に係る制度や預金、債券等の金融商品について解説するとともに、効率的な資金運用の取組事例を紹介。
地方公会計制度の見直し	地方公会計制度の見直しと概要について説明。

■自治体ファイナンス・アドバイザーによる実務支援

金融実務に精通した自治体ファイナンス・アドバイザー等が、地方公共団体の資金調達、資金運用等における課題や疑問の解決に向け、電話やメール、団体訪問により、きめ細かなアドバイスを提供しました。

〈主な相談事例〉

・国債利回りや金利スワップレートを用いた借入金利の分析に関するアドバイス
・銀行等引受債の発行に係る入札方式や金融機関との交渉に関するアドバイス
・金利見直し方式による借入についての金融機関との交渉に関するアドバイス
・基金の債券による運用手法に関するアドバイス
・資金管理・資金運用の方針や規程作成に関するアドバイス

平成 30 年度事業実績

■専門家派遣

①地方公営企業会計適用拡大及び地方公営企業の経営戦略策定への支援

新たに地方公営企業会計制度を適用する際に生じる疑問等や経営戦略を策定する際に生じる疑問等を解消するため、都道府県が主催する市区町村等を対象とした研修会等に専門家を派遣し、実務面でのサポートを実施しました。

②地方公会計制度に係る活用・運用の支援

地方公会計制度に基づく財務書類等の活用・運用を支援するため、都道府県が主催する市区町村等を対象とした研修会等に専門家を派遣し、実務面でのサポートを実施しました。

■地方公会計標準システム導入支援事業

地方公会計の整備促進のために必要な共通のソフトウェアの開発等への支援を行いました。

3. 情報発信

地方公共団体の財政運営や公営企業の経営に関する先進的な事例をデータベース化した先進事例検索システムを構築し、ホームページ上で公開したほか、地方公共団体の資金調達等の実務を行う際に役立つ経済･金融データ、金融知識、取組事例、学習用教材等を提供するなど、ホームページ等を効果的に活用することにより情報発信を強化しました。

4 決算の概況

1. 損益の状況

経常収益は、国内の長期金利が低位で推移した影響から貸付金利息が減少したこと等により、前年度と比べて 286 億円減少し 3,188 億円となりました。

経常費用についても、経常収益と同様の影響から債券利息が減少したこと等により、前年度と比べて 160 億円減少し 1,794 億円となりました。

この結果、経常利益は前年度と比べて 125 億円減少し 1,394 億円となりました。

機構においては法令の規定に基づき、債券の借換えによって生じた収益は金利変動準備金等に積み立てることとされております。これらの積立て等を行った結果、当期純利益は前年度と比べて 29 億円減少の 231 億円となりました。

2. 資産・負債・純資産の状況

平成 31 年 3 月末の資産総額は、平成 30 年 3 月末と比べて 1,666 億円減少し 24 兆 5,891 億円となりました。これは、貸付金が 2,651 億円減少したこと等によるものです。

平成31年3月末の負債総額は、平成30年3月末と比べて1,943億円減少し24兆2,940億円となりました。これは、公庫債権金利変動準備金が2,733億円減少したこと等によるものです。

平成31年3月末の純資産総額は、平成30年3月末と比べて277億円増加し2,951億円となりました。これは、平成30年度における一般勘定の当期純利益231億円を一般勘定積立金として計上したこと等によるものです。

なお、近年における決算主要項目の推移は下記のとおりです。

決算主要項目の推移

1. 損益

（単位：百万円）

科目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年度増減額
経常収益	376,497	347,476	318,863	△28,613
経常費用	216,284	195,499	179,428	△16,071
経常利益	160,213	151,976	139,434	△12,541
当期純利益	27,878	26,111	23,179	△2,932

2. 資産・負債・純資産

（単位：百万円）

科目	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	前年度増減額
資産総額	24,786,267	24,755,829	24,589,199	△166,629
貸付金	23,720,021	23,768,240	23,503,092	△265,147
有価証券	166,000	170,000	180,000	10,000
現金預け金	861,226	747,767	870,480	122,712
その他上記以外	39,019	69,821	35,626	△34,195
負債総額	24,545,185	24,488,401	24,294,008	△194,393
債券	19,955,593	20,284,520	20,392,179	107,658
金融商品等受入担保金	111,159	12,260	27,630	15,370
地方公共団体健全化基金	920,287	920,287	920,287	－
特別法上の準備金等	3,379,138	3,105,003	2,819,505	△285,497
金利変動準備金	1,980,000	2,200,000	2,200,000	－
公庫債権金利変動準備金	1,358,120	870,453	597,076	△273,376
利差補てん積立金	41,017	34,550	22,429	△12,120
その他上記以外	179,006	166,330	134,406	△31,924
純資産総額	241,082	267,427	295,191	27,763

※単位未満切り捨てのため、計が合わないことがあります。

令和元年度の事業実施方針

1 貸付業務

機構の令和元年度貸付計画額は、令和元年度の地方債計画における機構資金の計上額（通常収支対応分 1 兆 8,385 億円、東日本大震災分 8 億円）を基礎として過去の執行実績等を勘案し、1兆 6,600 億円を計上しました。これは平成 30 年度貸付計画額と同額となっています。

■機構の貸付計画額

	令和元年度 (A)	平成30年度 (B)	増減 (C)＝(A)－(B)	増減率 (C) / (B)
貸付計画額	16,600億円	16,600億円	0億円	0.0%

■地方債計画における機構資金

	令和元年度 (A)	平成30年度 (B)	増減 (C)＝(A)－(B)	増減率 (C) / (B)
機構資金	18,393億円	17,799億円	594億円	3.3%
〔内　　訳〕				
一般会計債	6,017億円	4,981億円	1,036億円	20.8%
公営企業債	8,077億円	7,356億円	721億円	9.8%
臨時財政対策債	4,299億円	5,462億円	△1,163億円	△21.3%

※地方債計画と貸付計画が同じ額にならないのは、地方債の発行について同意等が行われる時期と実際の貸付けを行う時期が異なるためです。

2 資金調達業務

貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本とし、令和元年度においては、公募債を1兆 1,450 億円、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券を 4,800 億円発行するほか、長期借入を 750 億円行う予定です。

公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券等の借換えについては、政府保証債の発行により行うこととし、令和元年度においては、1,000 億円を発行する予定です。

なお、資金調達の基本スタンスについては 40 頁をご覧ください。

※債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応します。
※発行に関する情報につきましては、ホームページ等を通じてお知らせする予定です。（URL: http://www.jfm.go.jp/）

■資金調達計画額

1. 地方金融機構債（政府保証のない債券）

（1）公募債

債券の種類		令和元年度	平成30年度実績
国内債		7,450億円	8,065億円
	10年債	2,600億円	2,800億円
	20年債	1,100億円	1,300億円
	5年債	200億円	200億円
	30年債	200億円	200億円
	スポット債	－	150億円
	FLIP債	3,350億円	3,415億円
国外債		2,500億円	3,561億円
フレックス枠		1,500億円	－
計		11,450億円	11,626億円

※債券の種類、発行額については、貸付状況、市場環境等により弾力的に対応します。
※フレックス枠については、各種国内債・国外債の増額、スポット債の発行、長期借入の増額等に活用します。
※令和元年度の国外債の資金調達計画額には、平成 31 年3月に条件決定した米貨建 10 億ドル（1,115 億円相当）の調達分を含んでいます（平成 30 年度実績にも計上しています）。
※平成 30 年度実績には、各種債券の額にフレックス枠からの充当分を含んでいます。

（2）地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

債券の種類		令和元年度	平成30年度実績
地共連引受債		3,000億円	3,000億円
	10年債	1,600億円	1,500億円
	20年債	1,400億円	1,500億円
地共済引受債		1,800億円	1,875億円
	10年債	800億円	705億円
	20年債	1,000億円	1,170億円
計		4,800億円	4,875億円

※地共連引受債は、地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。地共済引受債は、地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

2. 長期借入

令和元年度	平成30年度実績
750億円	485億円

※このほか、公募債のフレックス枠を活用して長期借入を行うことがあります。

3. 政府保証債

債券の種類	令和元年度	平成30年度実績
10年債	1,000億円	2,600億円
計	1,000億円	2,600億円

令和元年度の事業実施方針

3 地方支援業務

地方公共団体のニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般にわたる課題について必要な調査・支援を実施し、地方公共団体の良き相談相手として、その期待に幅広く応えていきます。

令和元年度は、地方公共団体のニーズを踏まえ、喫緊の課題である地方公営企業会計適用拡大・地方公営企業の経営戦略策定及び地方公会計制度活用に係る支援や、地方財政・地方公営企業に関するテーマを題材としたセミナーなどを充実させるほか、地方財政に関する調査研究、地域金融に関する調査研究など地方公共団体の財政健全化及び資金調達に資する調査研究を実施し、その調査・研究から得られた知見や先進事例等の成果を、人材育成・実務支援、情報発信に活用します。

また、業務実施に当たっては、先進自治体職員等の外部人材の一層の活用を進めるほか、地方公共団体への情報発信を強化します。

4 リスク管理及び内部統制

健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場における確固たる信認を強化するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理するとともに、財務諸表等の適正性確保に必要な財務報告に係る内部統制の運用及び評価を行います。

なお、金利リスクにおける具体的な対応については、58 頁から 60 頁をご覧ください。

5 国庫納付

地方公共団体金融機構法附則第 14 条に基づき、地方交付税の総額確保のため、平成 29 年度から令和元年度までの 3 年間で総額 9,000 億円（平成 29 年度に当初予定していた 1,000 億円を含む。）以内を国庫に納付することとされ、平成 29 年度及び 30 年度は、それぞれ 4,000 億円を納付し、令和元年度は 1,000 億円を納付します。

また、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間で総額 15 億円以内を国庫に納付することとされ、平成 30 年度は約 0.6 億円を納付し、令和元年度においても、同繰上償還の実績に応じた額を納付します。

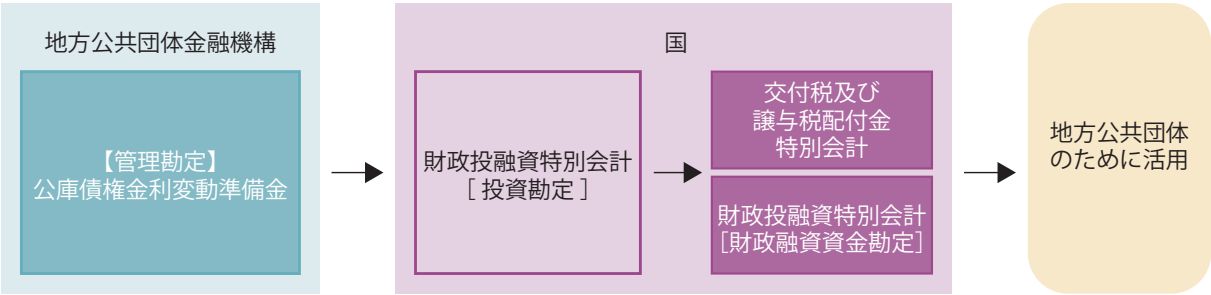

※詳細は 55 頁を参照

Ⅰ章

業務の紹介

貸付業務

24 1.概要

26 2.貸付利率

28 3.貸付けの審査体制

28 4.貸付実績・貸付残高

31 5.貸付対象事業の紹介

資金調達業務

39 1.機構債券の種類

40 2.資金調達の基本スタンス

41 3.機構債券の特徴

42 4.資金調達実績の推移

地方支援業務

43 1.基本姿勢

43 2.地方支援業務の概要

1

2

3

4

1:姶良市消防本部（鹿児島県姶良市）
2:トリーデなると（徳島県鳴門市）
3:鶴ヶ谷地区災害公営住宅（宮城県多賀城市）
4:月夜野総合グランドサッカー場（群馬県みなかみ町）
5:宇和島市立宇和島病院（愛媛県宇和島市）
6:熊本市交通局 熊本駅前電停（熊本県熊本市）
7:生涯学習センター「宮若リコリス」（福岡県若宮市）
8:うるま市庁舎（沖縄県うるま市）
9:菊川消防庁舎（静岡県菊川市）
10:今治港 ジブクレーン（愛媛県今治市）
11:仙台市地下鉄東西線（宮城県仙台市）

5

6

7

8

9

10

11

貸付業務

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通しています。

1 概要

地方債計画に計上された公的資金として、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可を行った地方債に対して貸付けを行っています。

1. 貸付対象団体

貸付先は、地方公共団体のみを対象としています。

2. 貸付対象事業

貸付対象事業は、地方公共団体の実施する次の事業です。

一般会計債

・公共事業等
・公営住宅事業
・学校教育施設等整備事業
・社会福祉施設整備事業
・一般廃棄物処理事業
・一般事業
・地域活性化事業
・防災対策事業
・地方道路等整備事業
・合併特例事業
・緊急防災・減災事業
・公共施設等適正管理推進事業
・緊急自然災害防止対策事業
・過疎対策事業

公営企業債

・水道事業
・工業用水道事業
・交通事業
・電気事業
・ガス事業
・港湾整備事業
・病院事業
・介護サービス事業
・市場事業
・と畜場事業
・下水道事業
・観光施設事業
・駐車場事業
・産業廃棄物処理事業

臨時財政対策債

上記のほか、東日本大震災に係る一般補助施設整備等事業債及び被災施設借換債を対象としています。

3. 貸付けの種類

機構の貸付けは、次の３種類です。

○長期貸付
起債の同意又は許可を得た地方公共団体に対する、償還期限が２会計年度以上にわたる資金の貸付け
○同意・許可前貸付
起債の同意又は許可の見込みが確実な事業に対する、長期貸付までのつなぎ資金の貸付け
○短期貸付
当該年度分として収納された歳入をもって償還が行われる、一時借入金の資金の貸付け

なお、これらのほか、株式会社日本政策金融公庫から委託を受けて行う公有林整備及び草地開発のための「受託貸付」も行っています。

4. 償還期限

主な貸付対象の償還期限は、次のとおりです。

貸付対象事業			令和元年度同意（許可）債			
			固定金利		利率見直し※1	
			償還期限	据置期間	償還期限	据置期間
一般会計債	公共事業等※2		年以内 25	年以内 5	年以内 25	年以内 5
一般会計債	公営住宅事業		25	5	25	5
一般会計債	教育・福祉施設等整備事業	学校教育施設等整備事業	25	3	25	3
一般会計債	教育・福祉施設等整備事業	社会福祉施設整備事業	25	3	25	3
一般会計債	教育・福祉施設等整備事業	一般廃棄物処理事業	20	3	20	3
一般会計債	一般単独事業	一般事業※2	30	5	30	5
一般会計債	一般単独事業	地域活性化事業	30	5	30	5
一般会計債	一般単独事業	防災対策事業	30	5	30	5
一般会計債	一般単独事業	地方道路等整備事業	20	5	20	5
一般会計債	一般単独事業	合併特例事業	30	5	30	5
一般会計債	一般単独事業	緊急防災・減災事業	30	5	30	5
一般会計債	一般単独事業	公共施設等適正管理推進事業	30	5	30	5
一般会計債	一般単独事業	緊急自然災害防止対策事業	30	5	30	5
一般会計債	過疎対策事業※2		30	5	40	5
臨時財政対策債	都道府県・政令指定都市		－	－	30	3
臨時財政対策債	市町村		－	－	20	3
公営企業債	水道事業		30	5	40	5
公営企業債	工業用水道事業		30	5	40	5
公営企業債	交通事業※2		30	5	40	5
公営企業債	電気事業※2		30	5	30	5
公営企業債	ガス事業		25	5	25	5
公営企業債	港湾整備事業※2		30	5	40	5
公営企業債	病院事業※2		30	5	30	5
公営企業債	市場事業		30	5	40	5
公営企業債	と畜場事業		30	5	30	5
公営企業債	下水道事業		30	5	40	5

※１ 利率見直しは、借入後５年ごと、10 年ごと、15 年ごと、20 年後、30 年後の見直し（ただし、臨時財政対策債については、借入後５年ごと、10 年ごとの見直し）となります。
※２ 当該事業のうち、償還期限及び据置期間については、それぞれ最も長い事業について記載しています。

貸付業務

2 貸付利率

資金調達コストに見合う貸付利率を基準利率として設定し、政策課題に応じて基準利率を引き下げた貸付利率を機構特別利率として設定しています。

1. 貸付利率

機構では、基準利率及び機構特別利率の２種類の貸付利率を設定しています。

基準利率は、収支相償の考え方に基づき、機構の資金調達コストと貸付けの利息収入とが均衡するように算出した利率です。具体的には、機構が調達した貸付原資に係るキャッシュ・フローの割引現在価値と、機構の貸付けにおけるそれぞれの償還期限及び据置期間並びに償還形態ごとにこれを貸し付けた場合のキャッシュ・フローの割引現在価値が等しくなるよう定めたもので、港湾整備事業、観光施設事業、産業廃棄物処理事業及び同意・許可前貸付に適用されています。

機構特別利率は、地方公共団体健全化基金の運用益等及び機構自己財源を活用して、基準利率を 0.35% 利下げしたもので、貸付対象事業のうち、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債に適用されています。

なお、平成 29 年 4 月からの貸付利率の推移は次のとおりであり、機構特別利率は同時期の財政融資資金の貸付利率と同水準となっています。これは、機構の貸付利率については、同一償還条件の財政融資資金利率を下限としているためです。

貸付利率の推移（固定金利方式、半年賦元利均等、30 年償還（うち５年据置））の例

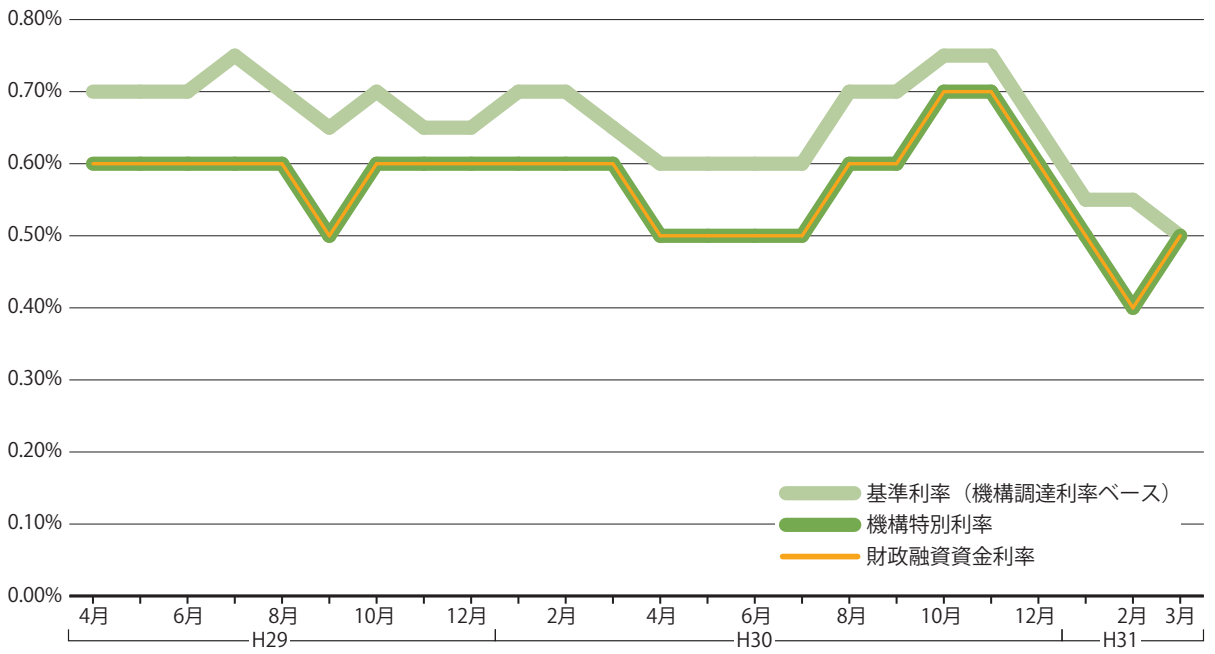

2. 公営競技納付金等による利下げ

地方公共団体が行う公営競技の収益の均てん化を目的として、地方財政法附則第 32 条の2の規定に基づき、公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）を行う地方公共団体は、当該公営競技の収益の一部を地方公共団体金融機構に納付することとされています。

この公営競技納付金は、地方公共団体健全化基金に積み立てられ、その運用益等及び自己財源により機構特別利率と基準利率との利差を補てんしています。

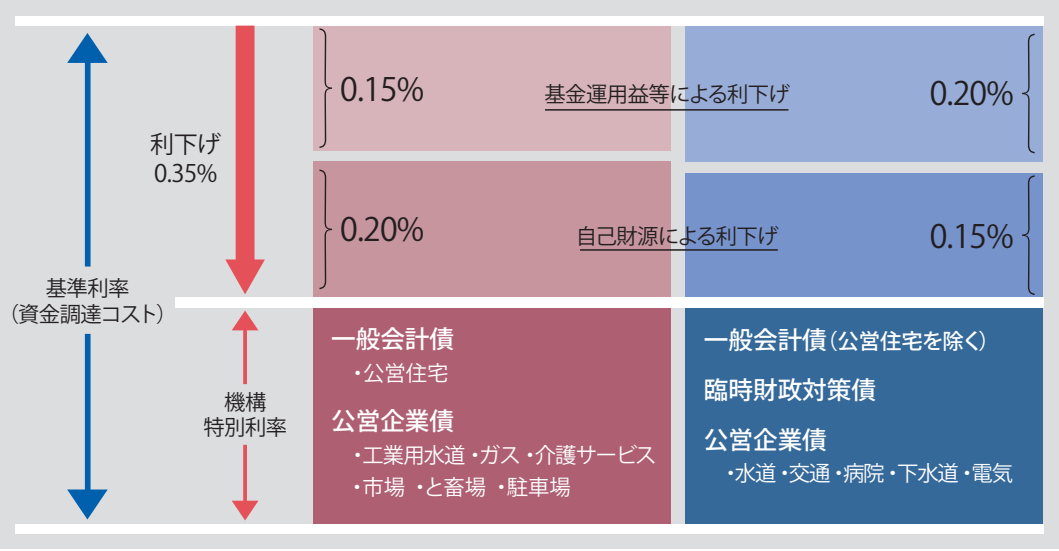

※同一償還条件の財政融資資金利率を下限としています。
※事業ごとの基金運用益による利下げ幅は、地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令（平成 20 年総務省令第 87 号）の規定に基づき、総務大臣が定めています。

船橋ケイバ

京都向日町競輪

伊勢崎オートレース

ボートレース住之江

貸付業務

3 貸付けの審査体制

機構では、地方債の同意・許可等の手続により、事業の内容、適法性、償還確実性等が確認されていることを前提に、次のとおり必要な審査を適切に実施しています。

①貸付予定の地方公共団体・公営企業について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める健全化判断比率等を用いて、決算数値及び個別の財政状況等を確認します。また、必要に応じ都道府県及び市町村等の関係部署にヒアリングを行います。

②貸付けに際して、地方公共団体からの借入申込書類に基づき、地方債の同意又は許可の有無、借入れに必要な議会の議決や予算措置等の事項について審査します。

③貸付後、全都道府県に職員が赴き、貸付金の使用状況及び貸付事業の実施状況の確認を行うとともに、必要に応じヒアリング等により財政状況・経営状況を把握します。

4 貸付実績・貸付残高

1. 全体の貸付実績・貸付残高の推移

貸付額は、東日本大震災に関連する事業への貸付ニーズの高まり等から増加しましたが、平成 26 年度には、旧緊急防災・減災事業、東日本大震災に関連する特定被災地方公共団体借換債の制度終了等により減少に転じました。

平成 30 年度の貸付実績は 1 兆 6,531 億円であり、平成 30 年度末における貸付残高は 23 兆 5,030 億円となっています。

貸付実績の推移

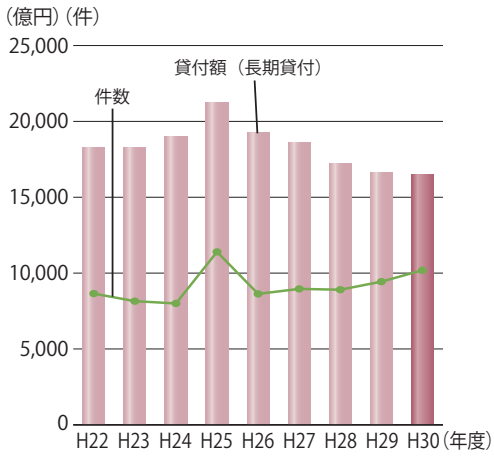

貸付残高の推移

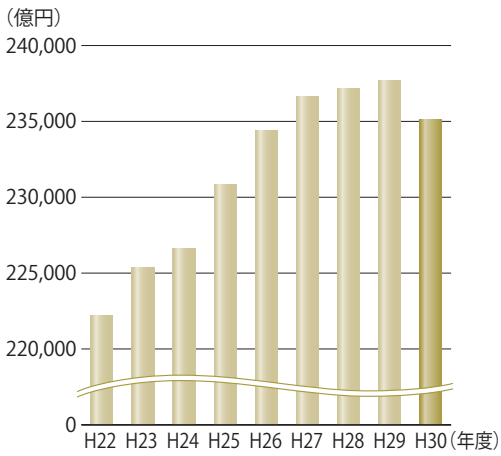

2. 年度別・事業別貸付実績

平成 30 年度の事業別の貸付実績は、臨時財政対策債が最も多く 5,098 億円で全体の 31%を占め、次いで下水道事業が 3,408 億円で 21%、水道事業が 1,489 億円で 9%の順になっています。

年度別事業別長期貸付額構成比（受託貸付を除く）

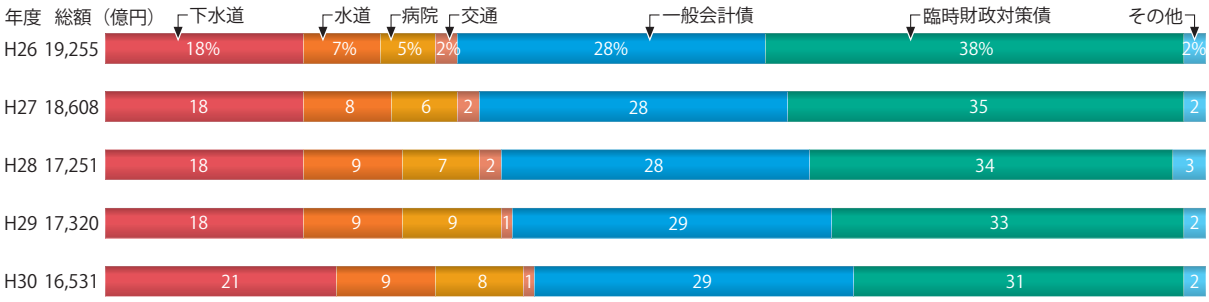

※同意・許可前貸付は長期貸付に振り替えられた年度に計上しています。
※その他には、公営企業借換債、被災施設借換債、特定被災地方公共団体借換債を含んでいます。
※四捨五入により計が一致しないことがあります。
※一般会計債には、公営住宅に係る貸付けを含んでいます。

貸付業務

3. 事業別・団体種別貸付残高

平成 30 年度末の貸付残高は 23 兆 5,030 億円で、これを事業別にみると下水道事業が 7 兆 4,177 億円で最も多く全体の 31.6%を占め、次いで臨時財政対策債が 5 兆 6,177 億円で 23.9%、水道事業が 3 兆 2,872 億円で 13.9%の順になっています。

貸付けを行っている地方公共団体等の数は、平成 30 年度末現在では、全都道府県をはじめとして 2,175 団体に及んでいます。残高ベースでの内訳は、政令指定都市を除く市町村及び特別区が 14 兆 3,361 億円で最も多く全体の 61.0%を占めています。次いで、都道府県が 4 兆 9,088 億円で 20.9%、政令指定都市が 3 兆 6,110 億円で 15.4%となっており、残り 6,472 億円が企業団・組合等及び公社で 2.7%となっています。

事業別貸付残高

（受託貸付を除く）

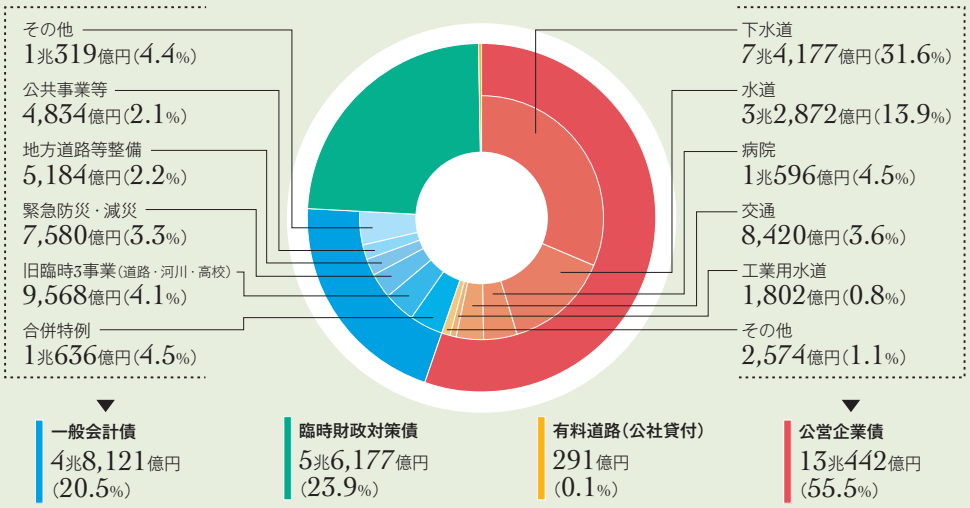

団体種別貸付残高

（受託貸付を除く）※（　　）内は貸付団体数

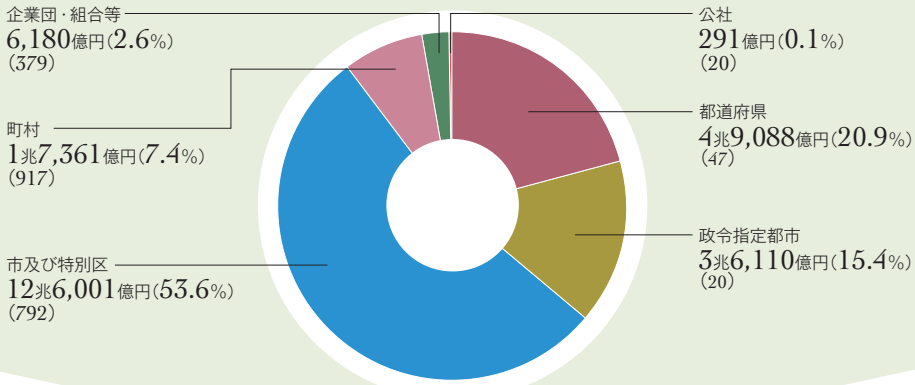

平成30年度末貸付残高

23兆5,030億円

※四捨五入により計が一致しないことがあります。

5 貸付対象事業の紹介

水道事業

水道事業：金田配水場（千葉県木更津市）

上水道事業は、清浄で豊富廉価な水の供給による、公衆衛生の向上、生活環境の改善に重要な役割を果たしています。

平成 29 年度において地方公共団体が経営する水道事業（簡易水道事業を含む。）は、1,926 事業あり、年間約 181 億㎥の給水を行っており、平成 29 年度末における給水人口は約 1 億 2,423 万人となっています。

水道普及率は、平成 29 年度末で 97.3%となっています。

平成 30 年度の貸付額は、1,489 億円となっています。

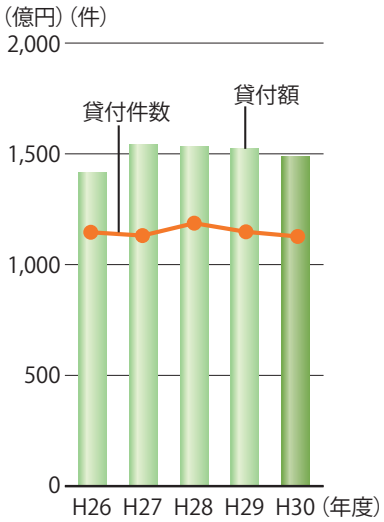

※写真は融資事業の例ですので、平成 30 年度に貸し付けた事業とは限りません。

貸付業務

交通事業

交通事業：熊本市交通局 0800 系超低床車（熊本県熊本市）

交通事業は、バス、都市高速鉄道、路面電車、モノレール、船舶等地域における交通手段の確保に、重要な役割を果たしています。

平成 29 年度において地方公共団体が経営する交通事業は、バス事業 25 事業、都市高速鉄道事業 9 事業、路面電車事業 5 事業、モノレール等事業 2 事業、船舶事業 45 事業の合計 86 事業あり、年間延べ約 44 億人（1 日平均 1,211 万人）に利用されています。

平成 30 年度の貸付額は、189 億円となっています。

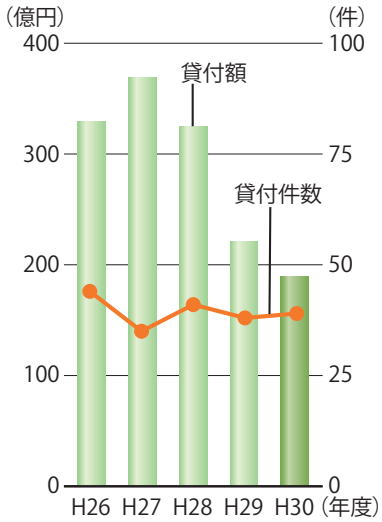

病院事業

病院事業：厚木市立病院（神奈川県厚木市）

病院事業は、一般医療はもちろん、民間医療機関が提供することが困難な離島、山間地等のへき地医療、急速な体系的整備が必要とされる救急医療、高度医療及び結核、精神医療等の特殊医療の確保に重要な役割を果たしています。

平成 29 年度において地方公共団体が経営する病院事業は、630 事業あり、これらの事業が有する病院の数は 783 病院（一般病院 751、精神科病院 32）となっています。

平成 30 年度の貸付額は、1,320 億円（地方独立行政法人が経営する病院事業への貸付金を含む。）となっています。

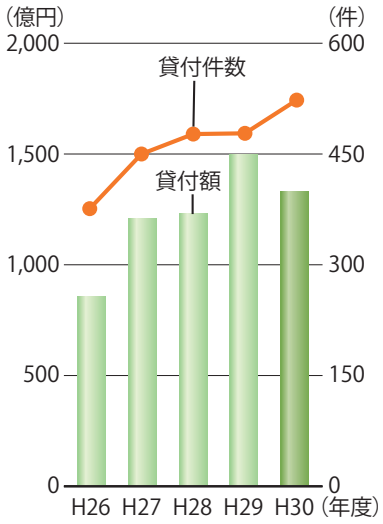

貸付業務

下水道事業

下水道事業：塩尻市浄化センター（長野県塩尻市）

下水道事業は、汚水の処理による生活環境の改善や雨水の排除による浸水の防除、公共用水域の水質保全に重要な役割を果たしています。

平成 29 年度において地方公共団体が経営する下水道事業は、3,631 事業あり、年間総処理水量（流域下水道分を除く雨水処理水量と汚水処理水量の合計）は約 151 億㎥、平成 29 年度末における現在処理区域内人口は 1 億 447 万人、汚水処理人口普及率は 90.9%となっています。平成 30 年度の貸付額は、3,408 億円となっています。

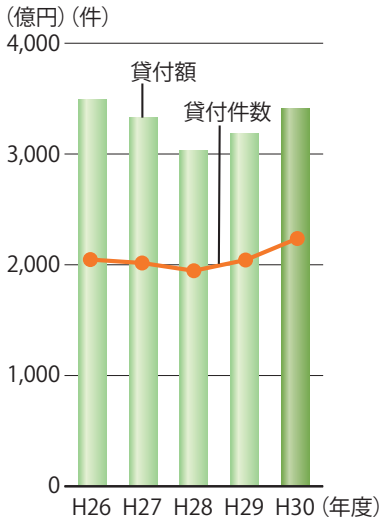

緊急防災・減災事業

緊急防災・減災事業は、災害に強いまちづくりのための事業、災害に迅速に対応するための情報網の構築及び地域の防災力を強化するための施設の整備などの地方単独事業等が貸付対象となっています。

平成 30 年度の貸付額は、1,090 億円となっています。

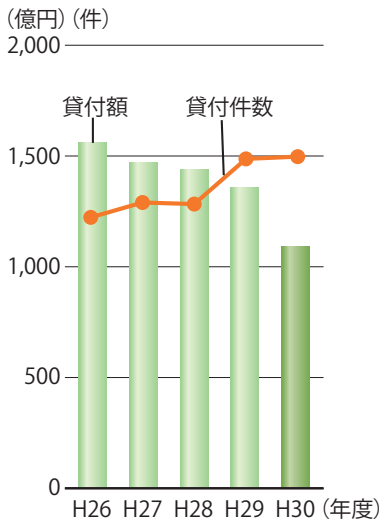

臨時財政対策債

臨時財政対策債は地方公共団体の一般財源不足を補うため、地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）の規定に基づき、特別に発行を認められた地方債です。

臨時財政対策債の発行に伴い地方公共団体が将来にわたって支払うべき元利償還金は、後年度の地方交付税としてその全額が措置されることとなっています。

平成 30 年度の貸付額は、5,098 億円となっています。

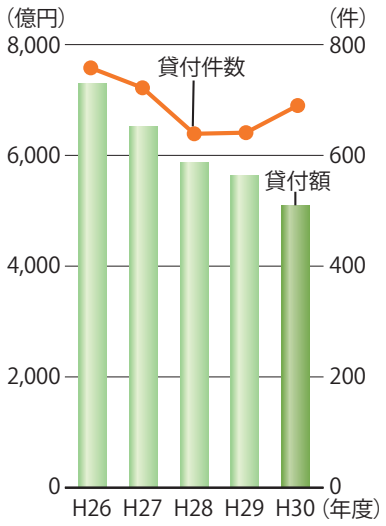

貸付業務

■公共事業等

いわゆる公共事業は、国全体からみて必要とされる事業に対して、それぞれの法律や予算によって国が事業費の一部を補助、負担するか、又は国が直接事業を行うものです。そのうち地方公共団体が負担する部分が起債対象となり、機構資金については、社会資本整備総合交付金を受けて実施する道路事業等が貸付対象となります。

平成 30 年度の貸付額は、553 億円となっています。

■公営住宅事業

公営住宅は、地方公共団体により建設され、平成 29 年度末では約 239 万戸が管理されています。

平成 30 年度の貸付額は、178 億円となっています。

■学校教育施設等整備事業

地方公共団体が単独事業として行う高等学校（一般事業の対象となるものを除く。）、幼稚園等の施設整備・用地取得造成や義務教育施設の大規模改造事業です。

平成 30 年度の貸付額は、160 億円となっています。

■社会福祉施設整備事業

老人福祉施設や児童福祉施設等の社会福祉施設の整備事業です。

平成 30 年度の貸付額は、147 億円となっています。

■一般廃棄物処理事業

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条に規定する一般廃棄物処理施設のうち、地方公共団体が行うし尿処理施設、ごみ処理施設等の整備事業を貸付対象としています。

平成 30 年度の貸付額は、127 億円となっています。

■一般事業

一般事業は、地方財政法第 5 条等に規定する適債事業のうち、地方債計画の他の事業項目で措置されない全ての事業を対象とするものであり、機構資金については河川等事業（中小河川の整備）や臨時高等学校改築等事業（建築後 15 年程度を経過した高等学校の改築事業等）等が貸付対象となります。

平成 30 年度の貸付額は、122 億円となっています。

■地域活性化事業

地域の経済循環の創造に資する事業及び活力ある社会経済を維持するための拠点である連携中枢都市圏構想の推進に資する事業等、地域の活性化のための基盤整備事業を対象としています。

平成 30 年度の貸付額は、133 億円となっています。

■防災対策事業

地方公共団体が行う災害等に強い安心安全なまちづくりを推進するための防災対策事業です。
平成 30 年度の貸付額は、180 億円となっています。

■地方道路等整備事業

地方公共団体が単独事業として行う都道府県道、市町村道、農道、林道の整備事業です。
平成 30 年度の貸付額は、387 億円となっています。

■合併特例事業

合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業や都道府県の構想に位置付けられた市町村の合併に伴い必要となる事業です。上水道、下水道及び病院事業について、合併に伴う増嵩経費に対する一般会計からの出資や市町村振興のための基金造成等も対象となっています。
平成 30 年度の貸付額は、1,162 億円となっています。

■公共施設等適正管理推進事業 / 旧公共施設最適化事業

公共施設最適化事業は、地方公共団体が、公共施設等総合管理計画に基づき実施する事業であって、既存の公共施設の集約化・複合化を実施するものを対象としています。
公共施設等適正管理推進事業は、公共施設最適化事業を拡充し、長寿命化対策、コンパクトシティの推進（立地適正化）等を貸付対象としたものです。
平成 30 年度の貸付額は、462 億円となっています。

■緊急自然災害防止対策事業

地方公共団体が緊急自然災害防止対策事業計画に基づき実施する事業です。

■過疎対策事業

過疎地域の市町村が過疎地域自立促進市町村計画に基づき実施する事業です。機構資金は、簡易水道施設、下水道処理施設及び診療施設が貸付対象となります。
平成 30 年度の貸付額は、43 億円となっています。

■工業用水道事業

平成 29 年度において地方公共団体が経営する工業用水道事業は、156 事業 258 施設あり、6,008 箇所の工場等に年間約 43 億㎥を給水しています。
平成 30 年度の貸付額は、79 億円となっています。

貸付業務

■電気事業・ガス事業

平成 29 年度において地方公共団体が経営する電気事業は、100 事業 482 発電所あり、発電能力は最大出力 268 万 kW、年間発電電力量は 84 億 kWh に達しています。

また、平成 29 年度において地方公共団体が経営するガス事業は、27 事業あり、82 万戸の家庭に年間 356 億 MJ のガスを供給しています。

平成 30 年度の貸付額は、72 億円となっています。

■港湾整備事業

平成 29 年度において地方公共団体が経営する港湾整備事業は、97 事業あり、埋め立て、荷役機械、上屋、倉庫、貯木場、引船等の事業を行っています。

平成 30 年度の貸付額は、16 億円となっています。

■介護サービス事業

介護報酬で運営される老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム等の整備事業及び介護のために必要な機械器具の整備事業を行っています。

平成 30 年度の貸付額は、13 億円となっています。

■市場事業

平成 29 年度において地方公共団体が経営する市場事業は、160 事業あり、年間の取扱量は、そ菜 694 万トン、果実 201 万トン、水産物 284 万トン、肉類その他 69 万トンに達し、生活物資の流通の近代化に貢献しています。

平成 30 年度の貸付額は、82 億円となっています。

■と畜場事業

平成 29 年度において地方公共団体が経営すると畜場事業は、56 事業あり、年間処理実績は 346 万頭となっています。

平成 30 年度の貸付額は、1 億円となっています。

■観光施設事業・産業廃棄物処理事業

平成 29 年度において地方公共団体が経営する観光施設事業は、休養宿泊事業 89 事業、ロープウェイ 49 事業、その他観光事業（温泉、城、資料館、動植物園等）138 事業の合計 276 事業あります。

平成 30 年度の貸付額は、4 億円となっています。

■駐車場事業

平成 29 年度において地方公共団体が経営する駐車場事業は、216 事業 670 施設あり、公営駐車場の収容能力は約 12 万 8 千台、1 日平均利用台数は約 18 万台となっています。

平成 30 年度の貸付額は、3 億円となっています。

資金調達業務

地方の共同資金調達機関として、地方公共団体に対し低利で安定した資金を融資するため、その原資となる資金の調達コストの縮減を図りつつ、かつ安定的な調達を行っています。

1 機構債券の種類

貸付業務等に必要な資金調達については、資本市場における地方金融機構債（政府保証のない債券）の公募による発行を基本としながら、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行、長期借入も併せて行っています。

また、公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための既往の政府保証が付された公営企業債券等の借換えについては、政府保証債の発行によって行っています。

地方金融機構債（非政府保証債）

地方金融機構債は、機構が発行する政府保証のない債券ですが、地方公共団体金融機構法により一般担保が付与され、他の一般債務より優先して弁済されます（地方公共団体金融機構法第 40 条第２項）。

- **国内債**
  - **公募債**
    - ・定例債：５年、10 年、20 年、30 年の各年限で定期的に発行しています。
    - ・FLIP 債、スポット債：市場の動向を見極めながら機動的に発行しています。
  - 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券
    - ・地共連引受債：地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券（地方公務員等共済組合法施行規則（昭和 37 年自治省令第 20 号）第 11 条の 10 の 3）
    - ・地共済引受債：地方公務員共済組合（地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合）、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券
- **国外債**
  - MTNプログラムによる外貨建債券を発行しています。

政府保証債

政府保証債は、公営企業金融公庫から承継した債権の管理を円滑に行うための、既往の政府保証が付された公営企業債券等の借換えについて発行しています。なお、地方金融機構債と同様に一般担保が付与されています。

※FLIP 債、スポット債、MTN プログラムについては 11 頁を参照

資金調達業務

2 資金調達の基本スタンス

必要な資金を低コストで安定的に資本市場から調達するため、資金調達手段の多様化を推進するとともに、積極的な情報開示と説明責任を十分に果たしていくこと等を通じ、機構に対する資本市場からの確固たる信認を強化していきます。

また、日本銀行の一連の金融政策による低金利の状況の継続や米中貿易摩擦等の海外要因により、市場環境が大きく変化してきましたが、今後の金融政策の動向及び投資家の需要を注視しつつ、実際に資金調達を行うに当たっては、引き続き弾力的・機動的に対応していきます。

1. 資金調達手段の多様化

安定的な資金調達を行っていく観点から、投資家層のより一層の拡大を図るため、リスク管理や調達コストを考慮しつつ、市場環境や市場のニーズに応じ、多様な年限及び形態による柔軟な資金調達に努めています。

資金調達に当たっては、債券発行を基本とし、市場のニーズに迅速かつ的確に応えた資金調達を行っています。

国内債については、定例債として 10 年債、20 年債、 5年債及び 30 年債を発行するとともに、引き続き FLIP 債による投資家ニーズに応じた柔軟な債券発行を行うほか、市場の環境に応じ、スポット債を発行しています。

国外債については、ベンチマーク債の定例的な発行に努めるとともに、個人向け売出外債を継続的に発行しています。また、プライベート・プレイスメントによる機動的な発行も行っています。

長期借入については、資金調達手段の多様化の一環として活用していきます。

加えて、フレックス枠については、定例債の増額やスポット債の発行に活用するなど、市場の動向に応じて、機動的な資金調達に努めています。

こうした取組を通じ、国内、国外を問わず、世界の市場環境を注視しながら、資金調達コストの縮減が図られるよう、多様な市場において資金調達に努めています。

2. 資本市場に対する積極的な情報開示と説明の徹底

投資家保護の観点から、機構の事業・財務内容やリスク管理等の状況についてのディスクロージャーを適切に実施しています。

機構の経営状況や機構債券に対する正しい理解の醸成を図り、資本市場からの確固たる信認を強化できるよう、投資家説明会や個別投資家訪問等の IR を積極的に実施しています。また、海外市場における債券発行の円滑化を図る等の観点から、海外投資家に対する IR についても積極的に実施しています。

このほか、投資家の投資計画策定に資するよう年間の資金調達計画を策定し、年度が始まる前にあらかじめ公表するとともに、年度中の 8 月においても下半期の資金調達計画を公表しています。

国内定例債は、各四半期が始まる1か月前までに、各月の発行年限、発行額及び主幹事会社を公表しています。

3. 資本市場の健全な発展への貢献

資本市場のニーズに合致した機動的・弾力的な資金調達を行う中で、資本市場重視の基本姿勢を堅持しながら、公共債市場における基幹的な発行体としての役割をより一層強固なものとし、資本市場が健全に発展するよう積極的に貢献していきます。

3 機構債券の特徴

機構が発行する地方金融機構債は、以下のような特徴から、地方公共団体が発行する地方債と同等のものと考えています。

○機構は、地方の共同資金調達機関であり、全ての都道府県・市区町村の出資により設立された公的な機関であること
○機構の貸付先は、地方公共団体に限られており、デフォルトはこれまで一度もないことから、資産の安全性は極めて高いといえること
○地方公共団体金融機構法において、機構解散時の最終弁済責任は地方公共団体が負うとされていることから、償還確実性が担保されていること

さらに、以下のような特徴も有しており、国債と同じ格付で極めて信用力の高い債券です。

○金利変動による損失を補填するための金利変動準備金や貸付利率を軽減するための地方公共団体健全化基金など、万全の財務基盤が確保されていること
○地方金融機構債は一般担保が付与され、他の一般債務より優先して弁済されること

機構は、S&P グローバル・レーティング（S&P）、ムーディーズ・ジャパン（Moody's）及び格付投資情報センター（R&I）から、日本国内の公共債発行機関では最高位の発行体格付を取得しています。

また、機構のリスクウェイトのカテゴリーは、10%（円建債）となっています。

このほか、海外投資家（非居住者、外国法人等）が受け取る機構債券等（機構の発行する債券（公営企業金融公庫が発行し、機構が承継する債券を含む。））の利子等について非課税とする税制上の措置が講じられています。

※リスクウェイトについては、日本国内投資家向け数値であり、外貨建て又は海外の投資家に関しては、各国規制当局の確認によるものとされています。（平成 31 年 3 月 31 日現在）

発行体格付（依頼）	S&P：A＋ Moody's：A 1 R&I：A A＋	（平成 31 年 3 月 31 日 現在）
リスク・ウェイト（円建）	地方金融機構債：10%	（参考）国債・地方債：0% 政府保証債：0%
一般担保	機構債券の債権者は、機構の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。 なお、この先取特権の順位は、民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとされています。（地方公共団体金融機構法第 40 条）	

資金調達業務

4 資金調達実績の推移

機構では、非政府保証の地方金融機構債（公募債、地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券）及び公営企業金融公庫から承継した債券の借換えのための政府保証債を発行しています。このほか、資金調達手段の多様化の一環として長期借入による資金調達も行っています。

平成 30 年度の資金調達総額は1兆 9,586 億円となり、平成 29 年度と比較し減少しました。これは、非政府保証の地方金融機構債の発行額が増加した一方で、政府保証債や地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券の発行額が減少したことなどによるものです。

また、平成 30 年度末の債券発行残高は 20 兆 3,976 億円、借入金残高は 1,280 億円となっており、これらの合計は 20 兆 5,256 億円となっています。

このうち、一般勘定の残高は 12 兆 8,187 億円、管理勘定の残高は 7 兆 7,068 億円となっています。平成 20 年度の機構の業務開始以降、一般勘定については残高が増加する一方、管理勘定については減少しており、平成 28 年度末から一般勘定の残高が管理勘定の残高を上回っています。

（注）債券発行残高については、決算における償却原価法による調整を行う前の金額（額面金額ベース）を記載しています。

資金調達額

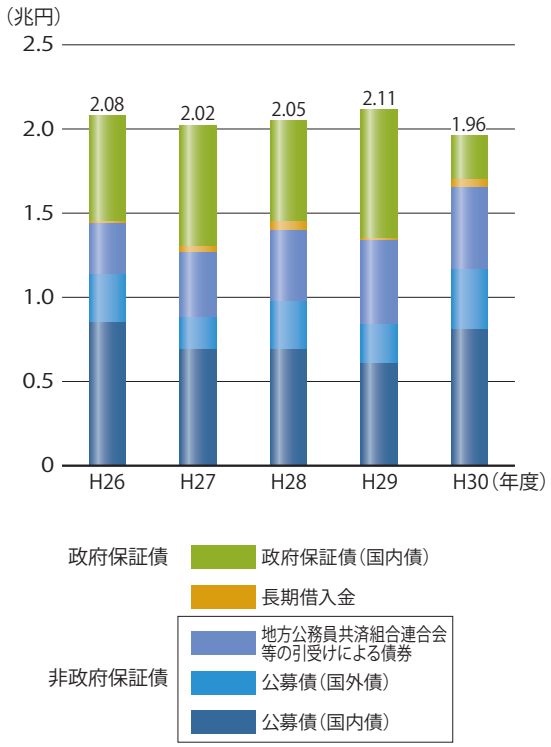

債券発行及び借入金残高

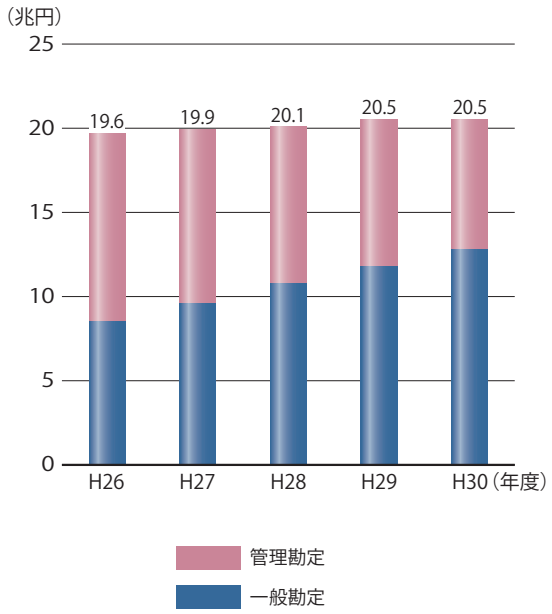

※管理勘定及び一般勘定については54頁を参照

※債券発行残高については、決算における償却原価法による調整を行う前の金額（額面金額ベース）を記載

地方支援業務

地方公共団体のニーズにあわせて、財政の健全性の確保、資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般にわたる課題について必要な調査・支援を実施し、地方公共団体の良き相談相手として、その期待に幅広く応えていきます。

1 基本姿勢

機構は、地方の共同資金調達機関であり、地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債につき、長期かつ低利の資金を融通する役割を担います。

この市場参加者としての専門知識・経験を活かしながら、地方公共団体の健全な財政運営の実現に向けて、財政の健全性の確保、民間金融機関等からの資金調達等をはじめ地方公共団体の財政運営全般に関わる各種支援事業を、団体のニーズを踏まえて積極的かつきめ細かに実施しています。

また、機構は国や関係機関との連携・協力の下、市場参加者と情報交換を行い、大学・研究者・シンクタンク等とも連携強化を図り、地方公共団体のニーズに即した支援を提供しています。

2 地方支援業務の概要

令和元年度は、地方公共団体のニーズを踏まえ、喫緊の課題である地方公営企業会計適用拡大・地方公営企業の経営戦略策定及び地方公会計制度の活用に係る支援や、地方財政・地方公営企業に関するテーマを題材としたセミナーなどを充実させるほか、地方財政に関する調査研究、地域金融に関する調査研究など地方公共団体の財政健全化及び資金調達に資する調査研究を実施し、その調査・研究から得られた知見や先進事例等の成果を、人材育成・実務支援・情報発信に活用します。

また、業務実施に当たっては、先進自治体職員等の外部人材の一層の活用を進めるほか、地方公共団体への情報発信を強化します。

1. 調査研究

地方公共団体の財政運営や地域金融、諸外国の地方財政制度等に関する総合的な研究を実施し、その成果を人材育成・実務支援、情報発信に活用するなど、地方公共団体へ還元します。

■地方財政に関する調査研究

地方公共団体が健全な財政運営を確保するための取組事例・手法及びその課題について調査研究を実施します。

また、総務省より「公営企業会計の適用拡大に向けた新たなロードマップ」が示されたことを受け、今後の地方公営企業制度のあり方に関する調査研究を総務省と共同で実施します。

地方支援業務

■地域金融に関する調査研究

地方公共団体の地域金融機関等からの借入動向及びそれを取り巻く環境等について調査研究を実施します。

■諸外国の地方財政制度等に関する調査研究

諸外国の地方財政制度やその運用、諸外国の地方公共団体向け共同調達機関等の最新の動向等について調査研究を実施します。

■地方公共団体のニーズ・課題把握のための調査

地方公共団体の財政運営上のニーズや課題を把握するため、アンケート調査やヒアリング調査を実施します。

■先進事例の収集・蓄積

地方公共団体の実務的関心の高い事項について、先進事例を収集・蓄積します。

2. 人材育成・実務支援

地方公共団体に対して、財政運営の健全性を確保する上で必要不可欠な財政・金融に係る知識を習得するためのセミナー等を実施するとともに、個別の財政運営や資金調達等における課題や疑問の解決に向け、きめ細かな支援を提供します。

■ JFM 地方財政セミナー・JFM 地方公営企業セミナー等の開催

公営企業会計の適用拡大に係る新たなロードマップに対応した地方公営企業会計適用拡大支援及び経営戦略策定支援のための実務講習会を総務省と共同で実施する等、地方公共団体にとって関心の高い地方財政・地方公営企業に関する時宜にかなったテーマを題材としたセミナーを回数や内容を充実させて実施し、地方公共団体の職員の能力向上等を図ります。

■市区町村長セミナー

地方公共団体は様々な課題に直面し、住民サービスの多様化・高度化と業務の効率化を同時に進める必要に迫られている状況などを背景に、今回は「AI、IOT で変わる自治体」をテーマに、市区町村長を対象としたセミナーを地方行財政調査会及び時事通信社と共催で開催します。

■各種研修会の開催

資金調達等に関する基礎的な知識の習得を目的として、機構主催の資金調達入門研修及び資金運用入門研修の集合研修を実施します。

また、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所との共催による宿泊型研修を実施します。

■出前講座の開催

地方公共団体に機構職員や外部有識者等を講師として派遣し、その団体の要望に応じたテーマで講義を実施します。

■地方公営企業会計適用拡大・地方公営企業の経営戦略策定の支援

都道府県が開催する研修会等へ専門家を派遣し、地方公共団体のニーズに応じた講義や個別相談会に対応することで、新たに地方公営企業会計の適用や経営戦略の策定を行う地方公共団体を支援します。

■地方公会計制度に係る活用・運用の支援

都道府県が開催する研修会等へ専門家を派遣し、地方公共団体のニーズに応じた活用・運用に関する講義や個別相談会に対応することで、地方公会計制度に基づく財務書類等の活用・運用を行う地方公共団体を支援します。

■財政運営や資金調達等に係る実務支援

地方公共団体の抱える財政運営や資金調達等に係る具体的な課題や疑問に対して、自治体ファイナンス・アドバイザー等が電話やメール、訪問等の方法により個別に助言を行います。

また、住民参加型市場公募地方債を初めて発行する地方公共団体に対し、助言を行うとともに、広報経費等に対し助成を行います。

3. 情報発信

ホームページ等を効果的に活用することにより情報発信を強化します。

■先進事例検索システムの本格運用

地方公共団体の財政運営や公営企業の経営に関する先進的な取組事例（600 件超）をデータベース化し、キーワード検索が可能な形で昨年度に公開した本システムについて、事例の追加や利便性の向上などを図って参ります。

■財政分析チャート「Octagon」の活用

市町村の職員が自らの団体の財政状況を簡単に分析できるツールとして、各市町村決算から 10 件のデータを入力すると、主要経費と地方債・基金残高の 8 つの項目について平均からの離れ具合を偏差値化し、八角形（Octagon）のチャートで表示する Excel シートを提供します。ホームページでの提供のほか、出前講座など人材育成・実務支援でも活用して参ります。

■学習用教材の提供

資金調達等に係る基礎的な知識の向上に資する E- ラーニング、研修テキストなどを提供します。

■経済・金融データ、金融知識等の提供

Ⅱ章

業務運営体制

機構の基本的な仕組み
48 1.貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ
49 2.出資金
ガバナンス
50 1.ガバナンス
52 2.財務報告に係る内部統制の評価
53 3.内部監査
54 一般勘定と管理勘定
リスク管理
56 1.リスク管理全般
57 2.個別リスク管理
63 コンプライアンス（法令等遵守）
64 ディスクロージャー

1:石垣島離島ターミナル（沖縄県石垣町）
2:汚泥再生処理センター（千葉県長生郡市広域市町村圏組合）
3:茜が丘複合施設Miraie（兵庫県西脇市）
4:芦屋市立芦屋病院（兵庫県芦屋市）
5:呉市庁舎（広島県呉市）
6:津波避難タワー（久枝北タワー）（高知県南国市）
7:白水原水調整池（沖縄県石垣市）
8:東川町立東川小学校（北海道上川郡東川町）

1

2

3

4

5

6

7

8

機構の基本的な仕組み

1 貸付業務・資金調達業務等の基本的な流れ

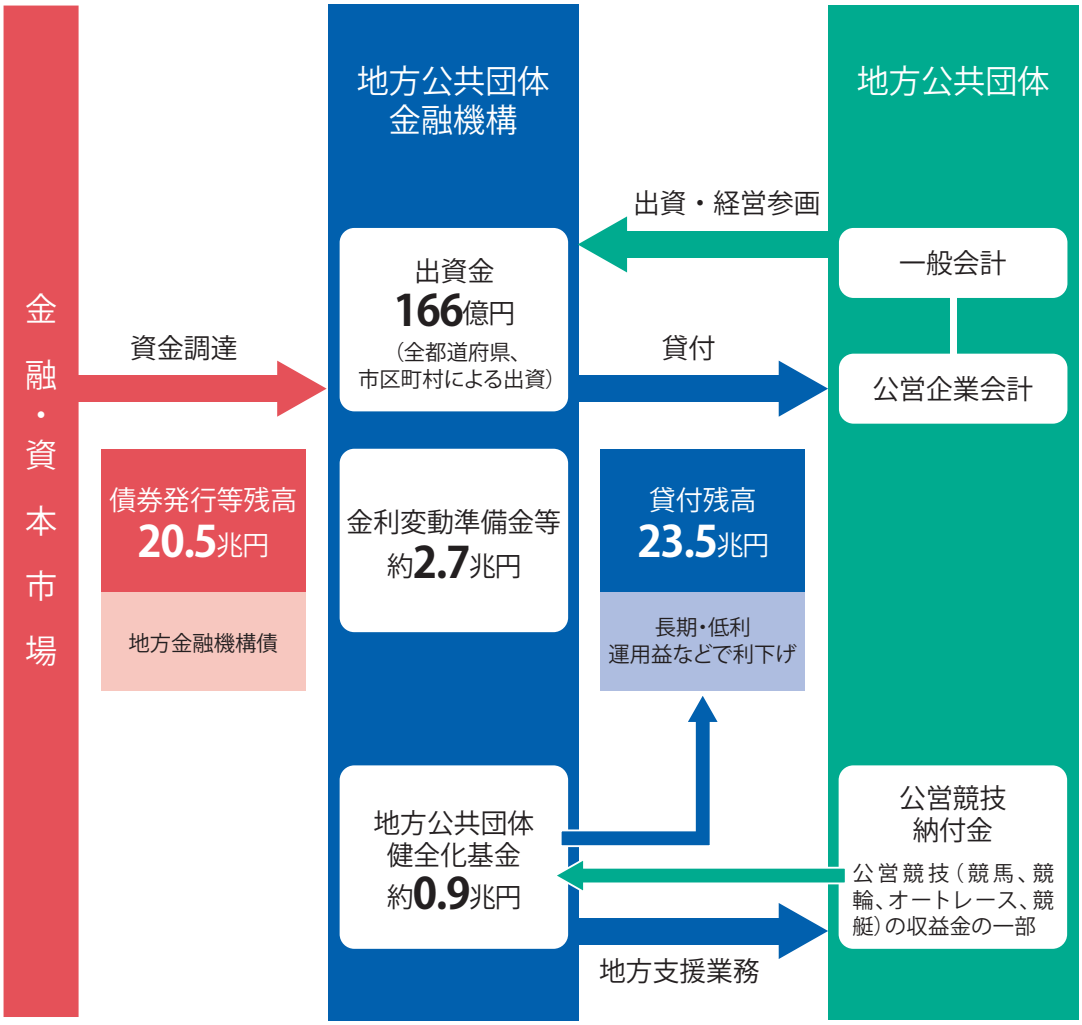

（計数は平成30年度末）

全ての地方公共団体の出資による地方共同法人

機構は、地方公共団体金融機構法の規定に基づき、全ての都道府県及び市区町村等の出資により設立された「地方共同法人」です。

機構は、地方公共団体のみを対象として資金の貸付けを行っています。

また、国又は都道府県が同意･許可を行った地方債を対象として貸付けを行っており、これまで貸倒れ（デフォルト）は１件も発生していません。

また、仮に機構が解散する場合は、地方公共団体が債務弁済義務を負う旨が法律に規定されており、債券の償還確実性が担保されています（地方公共団体金融機構法第 52 条第１項）。

地方債資金の共同調達機関

機構は、地方の共同資金調達機関として、個々の地方公共団体の資金調達を補完する役割を果たしています。

地方公共団体の社会資本整備については、資本費の回収に長期を要することや世代間の負担の公平を図る

必要があることから、長期資金の調達が望ましい場合が多いと考えられますが、地方公共団体が行う資本市場からの資金調達は、10 年以下が一般的となっています。

このため、機構において、資本市場から資金を調達し、地方公共団体に長期・低利の資金を安定的に供給しています。

強固な財務基盤

機構は、地方公共団体に対して、最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じています。そのため、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が生じますが、機構ではこれを地方公共団体に転嫁することなく、金利変動準備金等を設けて対応することとしており、強固な財務基盤を確立しています。

地方公共団体健全化基金を活用した利下げ

地方財政法附則第 32 条の２の規定に基づき、公営競技（競馬、競輪、オートレース、競艇）を行う地方公共団体は、当該公営競技の収益の一部を機構に納付することとされています。

機構は、公営競技を行う地方公共団体から収益金の一部を受け入れて地方公共団体健全化基金に積み立てており、その運用益等を用いて地方公共団体への貸付けについて利下げを行っています。

2 出資金

機構は、地方公共団体が自ら設立し、主体的に運営する法人であることから、出資者は地方公共団体に限定されています。

平成 31 年 3 月 31 日現在、全ての都道府県及び市区町村等 1,789 団体から、合計 166 億 210 万円の出資を受けています。

地方公共団体別出資額及び割合

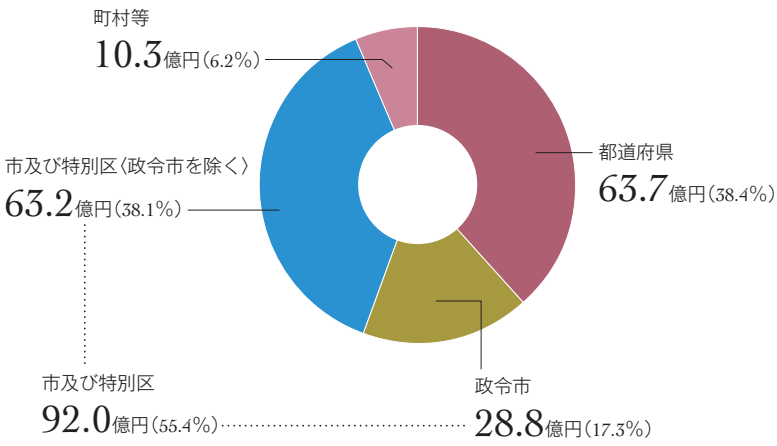

※四捨五入により計が一致しないことがあります。
※町村等には、一部事務組合が含まれます。

ガバナンス

機構の運営については、外部有識者の代表者会議・経営審議委員会への参画や、会計監査人による監査等により、責任あるガバナンスが確保されています。

1 ガバナンス

機構のガバナンスの仕組み

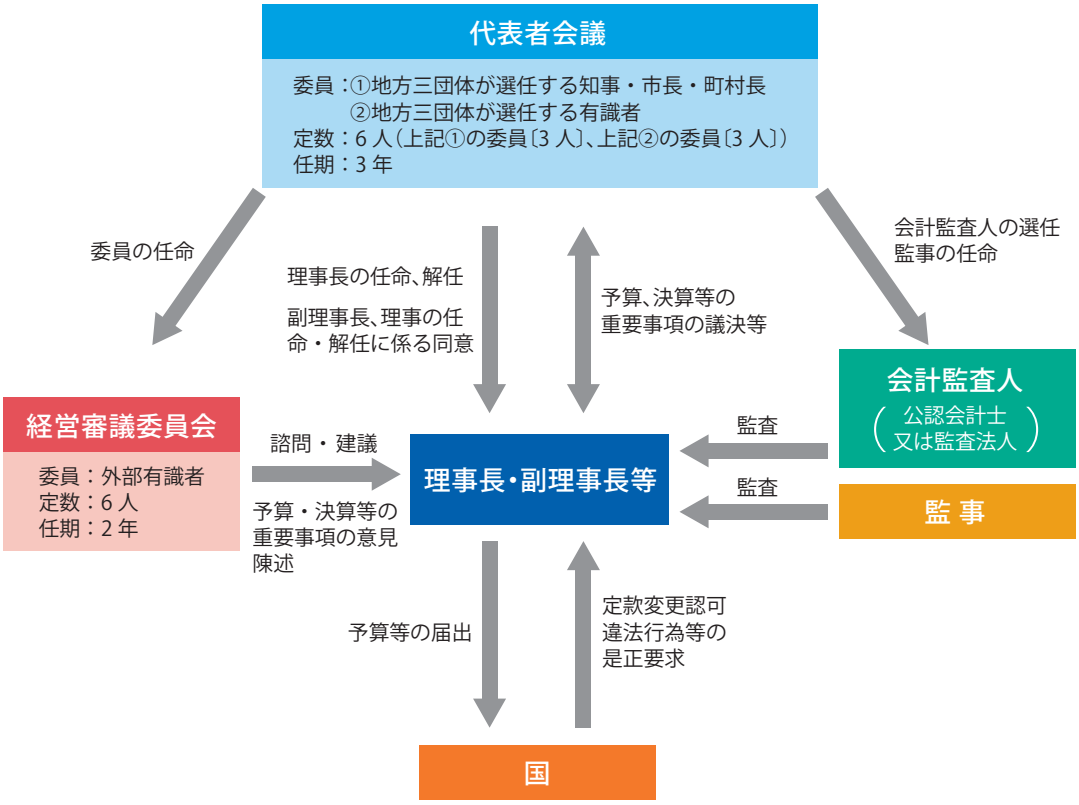

1. 代表者会議

機構は、地方公共団体が主体的に運営する組織であることから、地方公共団体の代表者からなる代表者会議が機構の最高意思決定機関として設けられています。

また、代表者会議の委員については、都道府県知事、市長、町村長それぞれの代表者（3人）に加え、それと同数の地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する者が選任されています。

代表者会議は、予算・決算等、機構の運営全般に関する重要事項についての議決権限並びに理事長及び監事の任命及び解任権限を有します。また、機構を監督する機能として、理事長に対して、機構の業務並びに資産及び負債の状況に関し報告をさせ、役職員の違法行為等の是正のため必要な措置を講ずることを命ずる権限を有しています。

代表者会議委員（平成 31 年 3 月 31 日現在）　◎は議長

■地方公共団体の代表者　◎井戸　敏三（兵庫県知事）
松浦　正敬（島根県松江市長）
荒木　泰臣（熊本県嘉島町長）

■外部の学識経験者　小幡　純子（上智大学法科大学院 教授）
神野　直彦（日本社会事業大学 学長・東京大学 名誉教授）
角廣　　勲（株式会社広島銀行 特別顧問）

2. 経営審議委員会

経営審議委員会は、機構において、機構の出資者と資金の借り手の同一性が高いことに鑑み、機構の業務について透明性及び客観性を確保し、規律ある運営に資するよう審議を行います。

経営審議委員会の委員については、地方行財政、経済、金融、法律又は会計に関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、代表者会議が任命します。

経営審議委員会は、機構の業務に関するチェック機能を有し、予算・決算等、機構の業務に関する重要事項について建議を行うことができるとともに、チェック機関として必要な場合に理事長から報告を求めることができます。また、理事長は、経営審議委員会の意見を代表者会議に報告するとともに、これを尊重する義務があります。

経営審議委員会委員（平成 31 年 3 月 31 日現在）　◎は委員長

◎ 三谷　隆博（短資協会会長）
鈴木　　豊（学校法人青山学院 常任監事・青山学院大学 名誉教授）
勢一　智子（西南学院大学 教授）
米田　保晴（信州大学 名誉教授）
玉沖　仁美（株式会社紡 代表取締役）
上﨑　正則（株式会社時事通信社 総務局長）

ガバナンス

3. 監事による監査

監事は、独立の機関として財務内容等の監査を含む機構の経営及び業務の執行全般について監査を実施します。また、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができることとされています。

4. 会計監査人による外部監査

機構が市場から信認を得て資金調達を行うためには、適切な情報開示及び会計処理に関する外部チェックが重要となります。

このような観点から、機構には、財務諸表及び決算報告書について、監事による監査のほか、代表者会議が選任する会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査が義務づけられています。

2 財務報告に係る内部統制の評価

機構では、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（以下「財務会計省令」という。）に基づいて、金融商品取引法上の内部統制報告制度と同様の制度を実施しており、事業年度の末日を基準日として財務報告に係る内部統制の有効性を評価した内部統制報告書を作成し、会計監査人の監査証明を受け、決算と併せて公表しています。

内部統制の評価においては、次のような事項を確認し、何らかの不備があった場合には、必要に応じて改善を図ることとしています。

○組織全体の方針や手続が示されるとともに、適切に整備及び運用されていること。
○重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価及び対応がなされていること。
○重要な事項に虚偽記載が発生するリスクを低減するための体制が適切に整備及び運用されていること。
○真実かつ公正な情報が識別、把握及び処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みが整備及び運用されていること。
○モニタリングの体制が整備され、適切に運用されていること。
○ＩＴに対し、適切な対応がなされていること。

なお、当機構が平成 31 年 3 月 31 日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると評価した内部統制報告書については、会計監査人により「我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める」との監査意見（財務会計省令第 32 条第 5 項第 1 号の無限定適正意見）を得ています。

3 内部監査

機構では、財務報告の信頼性の確保及び業務の適正かつ効率的な運営の確保に資することを目的として、業務を執行する各部・各課室から独立した立場で、検査役が業務全体における内部管理態勢の適切性及び有効性の検証及び評価を行うことにより、客観性をもって内部監査を実施しています。

○内部監査の内容は次のとおりです。
①事務処理の適正性及び法令遵守体制の有効性
②職務執行態勢の効率性
③所管するリスク管理態勢の適切性及び有効性
④職務に係る情報の管理、伝達及び共有態勢の有効性

検査役は、内部監査を終了したときは、その結果を理事長に報告します。
内部監査の結果、措置が必要と認められる事項がある課・室は遅滞なく必要な措置を講じ、検査役は、その措置状況を盛り込んだ内部監査結果報告書を作成し、理事長に報告します。
また、検査役は、必要に応じフォローアップを実施し、その結果を理事長に報告します。

内部監査の仕組み

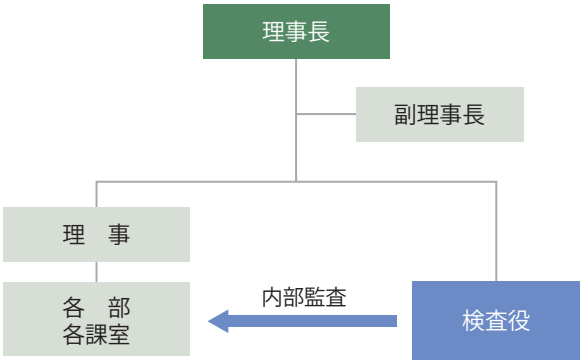

一般勘定と管理勘定

地方公営企業等金融機構は、地方債資金の共同調達機関として全都道府県・市区町村等の出資により平成20年8月1日に設立され、同年10月1日に公営企業金融公庫の資産・負債を承継して業務を開始しました。

また、平成21年6月1日に現在の地方公共団体金融機構に改組し、地方公共団体の一般会計も広く貸付対象となりました。

機構が承継した旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理、回収等の業務（公庫債権管理業務）に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（管理勘定）を設けて整理しなければならないとされており、公庫債権管理業務以外の業務に係る勘定（一般勘定）の経理と区分することとされています。

なお、管理勘定においては、既往の政府保証債の借換えに必要な債券を発行しており、これについては政府が保証を付すことができることとされています。

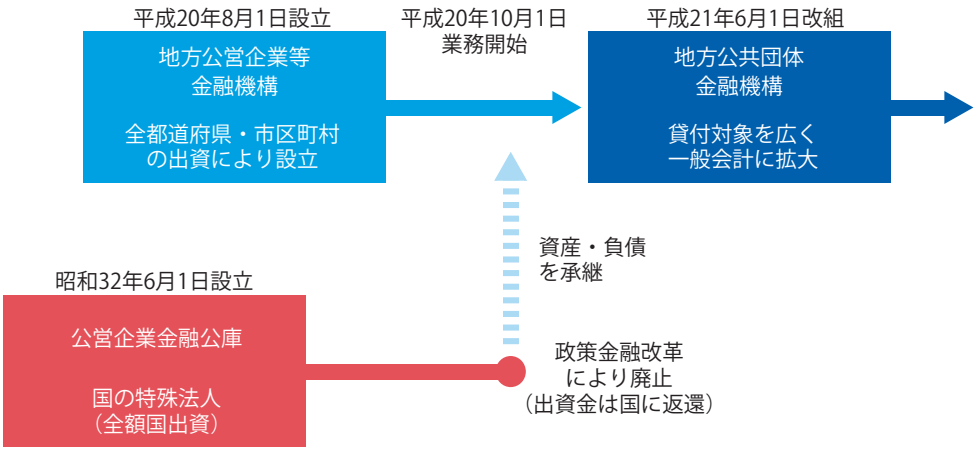

機構の発足に際しては、機構の将来にわたる安定的な経営を確立するため、旧公庫から債券借換損失引当金等約3.4兆円の全額を承継しています。

このうち、機構が将来にわたり経営の持続可能性を確保するために必要な2.2兆円については、10年分割で一般勘定に繰り入れられました。残余については、旧公庫から承継した貸付債権や既往の債券を適切に管理し、政府保証債等の借換えリスクに備えるため、管理勘定の財務基盤として確保することとされています。

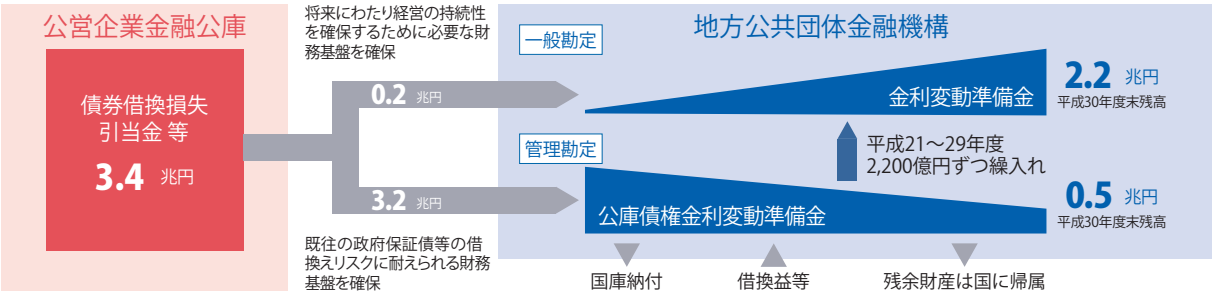

また、機構は、公庫債権管理業務を終えたときは遅滞なく、管理勘定を廃止するものとし、その際管理勘定についてその債務を弁済してなお残余財産があるときは、その財産は、国に帰属するものとされています。

ただし、管理勘定廃止前であっても、機構の経営状況を踏まえ、機構の業務が円滑に遂行されていると認められる場合において、公庫債権金利変動準備金等の金額が公庫債権管理業務を将来にわたり円滑に運営するために必要な額を上回ると認められるときは、当該上回ると認められる金額を国に帰属させるものとされています(地方公共団体金融機構法附則第 14 条)。

この規定に基づき、機構では公庫債権金利変動準備金の一部を国庫に納付しており、その納付金は地方公共団体が取り組む地方創生をはじめとした財源として活用されています。

国庫納付のこれまでの沿革

年度	納付額	活用先
平成20年度	3,000億円	地域活性化･生活対策臨時交付金
平成24年度～平成25年度	総額1兆円 ＜平成24年度＞ 3,500億円 ＜平成25年度＞ 6,500億円	地方交付税
平成27年度～平成29年度	総額6,000億円 ＜平成27年度＞ 3,000億円 ＜平成28年度＞ 2,000億円 ＜平成29年度＞ 1,000億円	地方交付税 （まち･ひと･しごと創生事業費） 平成29年度 総額4,000億円
平成29年度～平成31年度	総額8,000億円 ＜平成29年度＞ 3,000億円 ＜平成30年度＞ 4,000億円 ＜令和元年度＞ 1,000億円（予定）	地方交付税 （まち･ひと･しごと創生事業費を中心）
平成30年度～令和5年度	総額15億円以内 ＜平成30年度＞ 0.6億円 ＜令和元年度＞ 1.8億円※ ※予算額ベース。最終的な納付額は、年度末にコンセッション導入の実績に応じて決定。	上下水道コンセッションに係る 補償金免除繰上償還の財源

リスク管理

1 リスク管理全般

1. 統合的リスク管理とリスク管理体制

機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を維持するためには、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っています。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしています。

機構のリスク管理体制

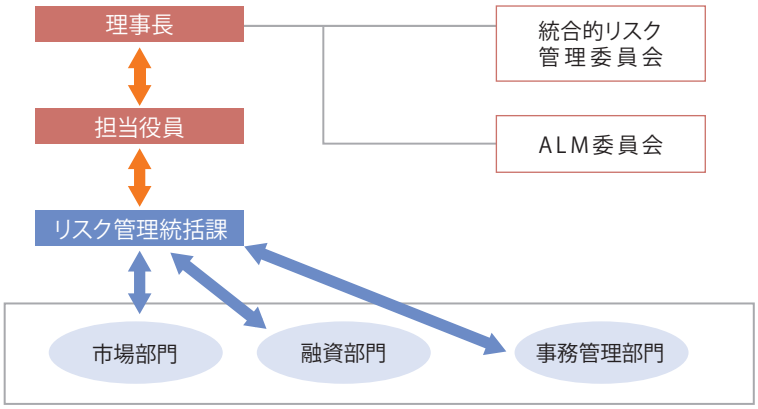

2. 機構におけるリスクの特性と金利リスクの管理

機構は、地方公共団体に対して、最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じています。そのため、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金等を設けてリスクに備えているほか、ＡＬＭ委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っています。ＡＬＭ委員会では、シナリオ分析、ＶａＲ分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行った上で、分析結果を適切に機構の経営判断に反映し、金利リスクを軽減するよう努めています。

2 個別リスク管理

1. 信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

(1) 貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されています。地方公共団体は、バーゼル規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっており、公営企業金融公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生していません。

○国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること

○地方債協議制度の下、同意に当たっては、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること

○地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が行われ、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が行われること

○貸付債権の状況

機構全体の貸付残高は平成31年3月末現在で23兆5,030億円となっていますが、そのうち0.12%程度の291億円は、公営企業金融公庫が地方道路公社に対して行った貸付けに係るものです。機構は銀行法(昭和56年法律第59号）及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に準じた規程に基づき自己査定を実施しており、債権はすべて非分類となっています。

なお、貸付残高のうち、財政再生団体及び財政健全化団体である地方公共団体に対するものは全体の0.03%未満となっています。

リスク管理

(2) 市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しています。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にＩＳＤＡマスター契約及びＣＳＡ（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しています。

2. 市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

(1) 金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っています。

○借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長 40 年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っています。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについては、機構は次頁のとおり対応することとしています。

○調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は、資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っています。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則として金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしています。

○借換えに伴う金利リスクへの対応

貸付けと資金調達のための債券及び長期借入金の期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てています。平成 31 年 3 月末現在、金利変動準備金(一般勘定)は 2 兆 2,000 億円、公庫債権金利変動準備金（管理勘定）は 5,970 億円、両勘定合計で 2 兆 7,970 億円となっています。

今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM 分析を適時･適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成 30 年度から令和 4 年度までの中期の管理目標を設定し、金利リスクの軽減に努めています。

この目標を達成するため、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の 3 分の 1 程度を占める臨時財政対策債について、5 年又は 10 年ごとに利率を見直すこととしているほか、30 年超の貸付けの場合、最長でも 30 年経過時点で利率を見直すこととしています。

資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIP 債やフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでいます。

なお、平成 30 年度末の一般勘定のデュレーションギャップは 0.87 年であり、デュレーションギャップをおおむね2年以下とする平成 30 年度から令和 4 年度までの中期の管理目標の範囲内となっています。

一方で、公営企業金融公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においては、平成 20 年 10 月以降、新たな貸付けは行っていないことから、期間の経過に伴い金利リスクが縮減していくなかで、管理勘定の公庫債権金利変動準備金は 5,970 億円となっています。

公庫債権金利変動準備金について、地方公共団体金融機構法附則第 14 条に基づき、地方交付税の総額確保のため、平成 29 年度から令和元年度までの3年間で総額 9,000 億円（平成 29 年度に当初予定していた 1,000 億円を含む。）以内、さらに、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成 30 年度から令和 5 年度までの6年間で、総額 15 億円以内を国庫に納付することとされましたが、これらは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。これを行っても金利リスクへの備えとしては引き続き十分な準備金を保有しており、機構の経営に何ら影響を及ぼすものではありません。

リスク管理

貸付金と債券等（資金調達）のマチュリティラダー図（平成 31 年 3 月末時点）

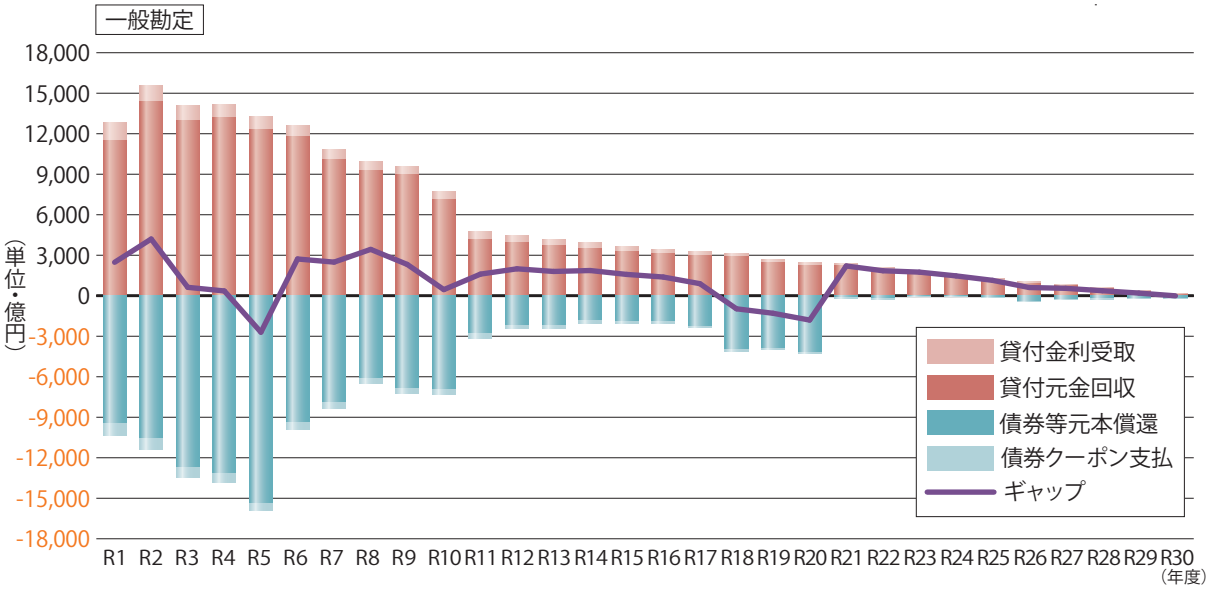

・資産（貸付）デュレーション8.09年　・負債（債券等）デュレーション7.22年　・デュレーションギャップ0.87年（前年比▲0.28年）

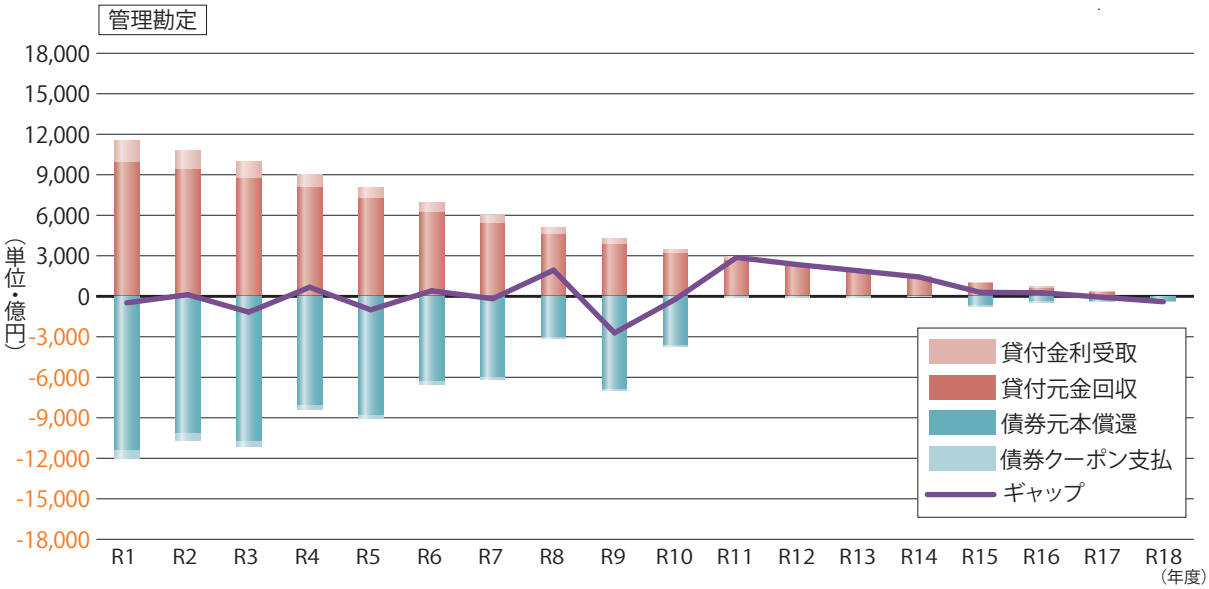

・資産（貸付）デュレーション5.29年　・負債（債券）デュレーション4.38年　・デュレーションギャップ0.91年（前年比▲0.17年）

機構全体
・資産（貸付）デュレーション7.14年　・負債（債券等）デュレーション6.16年　・デュレーションギャップ0.98年（前年比▲0.23年）

※マチュリティラダー、デュレーション、デュレーションギャップの用語については 72 頁を参照

(2) 為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしています。余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っています。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしています。

3. 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）です。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっています。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしています。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしています。

4. オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、機構の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により、機構が損失を被るリスクです。

(1) 事務リスク

事務リスクとは、機構の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより、機構が損失を被るリスクです。

機構では、マニュアルの整備、教育・研修の実施、システム化による事務作業負担の軽減等を通じ、事務リスクの削減と発生の防止に努めています。

リスク管理

(2) システムリスク

システムリスクとは、機構が保有するシステムの不備やシステムが不正に使用されること等に伴い、情報資産の機密性・完全性・可用性が損なわれるリスクです。

こうしたシステムリスクを適切に管理し、機構業務の円滑な運営を確保するため、「システムリスク管理細則」、「システムリスク管理要領」等を制定し、適切に運用しています。

(3) その他のリスク

上記リスクのほか、機構は、法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスクについて、適切な把握及び対応を行うこととしています。

5. 災害等への対応

機構では、地震・火災・風水害等により、機構施設が被害を受けた場合に、被災直後における優先業務の確実な実施や業務の早期立ち上げを図るため、「業務継続計画」を策定しています。

また、機構のシステムは、万一に備え、機構の外部にバックアップサーバを構築し、業務が継続できる体制を整えています。

コンプライアンス（法令等遵守）

1 基本的な考え方

機構は、業務遂行にあたって法令等の遵守を確保するとともに、役職員の法令等の違反行為発生時の対応に万全を期すため、地方公共団体金融機構の法令等の遵守に関する規程を定めています。

この規程において、コンプライアンスについての基本的事項を次のように定めています。

○役職員は、機構の社会的責任と公共的使命を自覚するとともに、違反行為の発生が機構全体の信用の失墜を招く等、機構の業務運営に多大な支障を来すことを十分認識した上、法令等を遵守し、誠実かつ公正に業務を遂行しなければならない。

○役職員は、機構が担う業務内容について、適切な情報開示を行うこと等により社会からの信用確保に努めなければならない。

2 コンプライアンス体制

機構では、上記規程に基づき、コンプライアンス委員会を設置しています。

コンプライアンス委員会は、副理事長を委員長、理事及び部長を委員として、コンプライアンスに関する規程類の制定･改廃、行動指針の作成、実行計画の策定等、コンプライアンスに関する重要事項の審議を行っています。

また、コンプライアンスに関する総合調整を行う部署として、コンプライアンス統括部を設置し、統括部においては、委員会からの指示のもと、コンプライアンスに関する事項の企画（体制指導・研修の実施・マニュアル整備）等を実施しています。

コンプライアンス体制

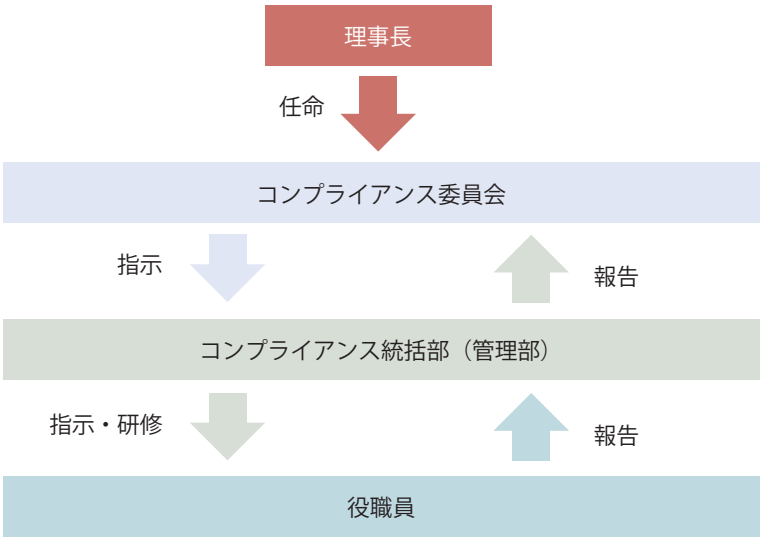

ディスクロージャー

1 情報開示に関する基本姿勢

機構は、投資家保護の観点から、財務状況等の開示を行うことにより、経営の透明性を確保しています。

2 情報開示資料

1. 法令等に基づく情報開示資料

地方公共団体金融機構法第 36 条第 3 項の規定に基づく説明書類（有価証券報告書に類する書類、内部統制報告書）
事業報告書
財務諸表
決算報告書

2. その他の情報開示資料

予算、事業計画、資金計画及び収支に関する中期的な計画
事業実施方針
資金調達計画
業務案内パンフレット
ディスクロージャー誌
アニュアルレポート
地方公共団体向け広報誌「JFM だより」

ウェブサイト（http://www.jfm.go.jp/）

広報誌「JFM だより」

地方債制度における機構の役割

1 日本の地方自治制度

我が国の地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担っています。

国が、国際社会における国家としての存立にかかわる事務等を重点的に担う一方で、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体が担うこととされており、福祉、学校教育、消防、道路や河川等の基盤の整備等については、その多くが地方公共団体により実施されています。

日本の地方自治制度では二層制が採用されており、地方公共団体には、都道府県並びに市町村及び東京都の特別区等があります。

都道府県は市町村を包括する広域の地方公共団体として、広域にわたる事務や市町村に関する連絡調整に関する事務を、市町村は住民生活に身近な事務を処理しています。

機構は、これらの地方公共団体を対象として、資金の貸付けを行っています。

日本の地方公共団体（普通地方公共団体及び特別区）の数

都道府県	47
市町村及び特別区	1,741
政令指定都市	20
市	772
特別区	23
町	743
村	183
計	1,788

※平成 31 年 4 月 1 日現在

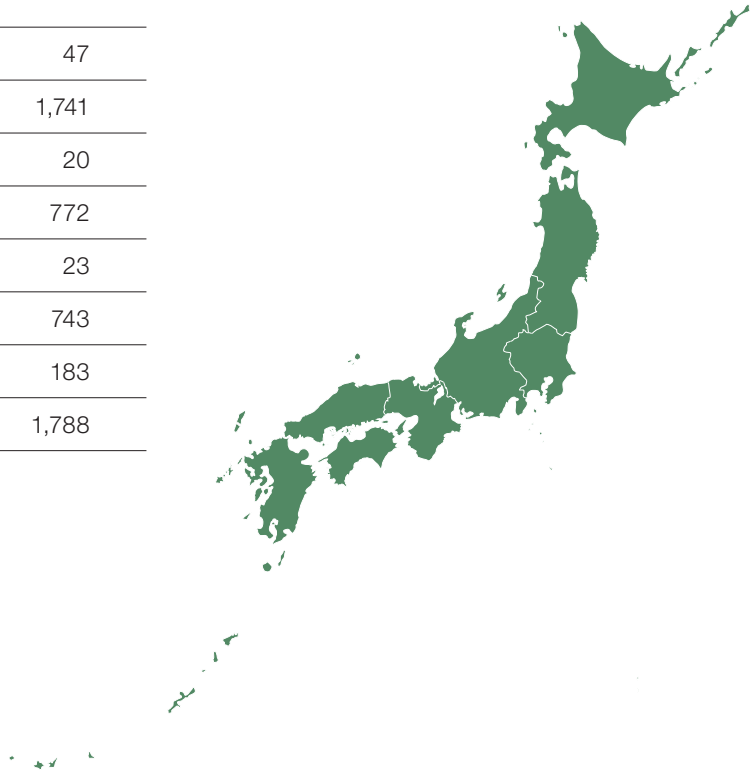

地方債制度における機構の役割

2 地方財政と地方財政計画

地方公共団体は、その自然的・歴史的条件、産業構造、人口規模等が異なっており、これに対応して様々な行政活動を行っていますが、このような行政活動を支えている個々の地方公共団体の財政の集合を「地方財政」と呼んでいます。地方財政は、国の財政と並ぶ車の両輪として、国の財政と密接な関係を保ちながら、国民経済及び国民生活上大きな役割を担っており、令和元年度の地方財政の規模は約 90.8 兆円となっています（地方財政計画ベース（東日本大震災分を含む））。

地方公共団体は、住民生活に身近な事業を数多く実施していることから、人口や産業の集積の度合いによる地域間格差や景気の動向による税収の年度間格差に関わらず安定的に行政サービスを提供していく必要があります。これを担保するために、国は、毎年度、地方財政の規模や収支見通しを全体として捉えた「地方財政計画」を策定しています。地方財政計画は、毎年度の国の予算編成を受けて、地方公共団体総体としての歳入と歳出が均衡するように策定され、この計画を通じて、地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方交付税や地方債等により各地方公共団体の財源が保障されています。

地方財政計画（令和元年度当初計画）

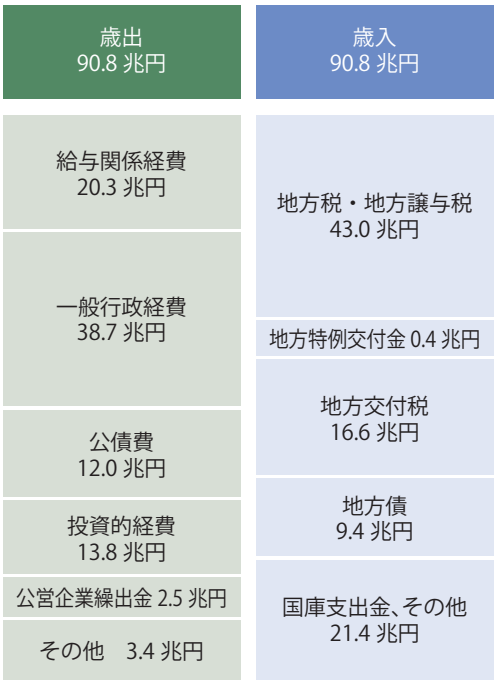

※東日本大震災分を含む
※四捨五入により計が一致しないことがある

3 地方交付税とは

本来、地方公共団体の事業実施に必要な財源は自ら徴収する地方税等自主財源をもって賄うことが望ましいと言えます。しかし、現実には税源等は地域的に偏在しているため、これを調整し、地方税収の少ない団体にも、財源を保障するための仕組みが必要となります。このような趣旨から設けられたのが地方交付税制度です。地方交付税は国税である所得税、法人税、消費税等の一定割合とされ、地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行するために「国が地方に代わって徴収する地方税」として、地方公共団体にとって重要な財源となっています。

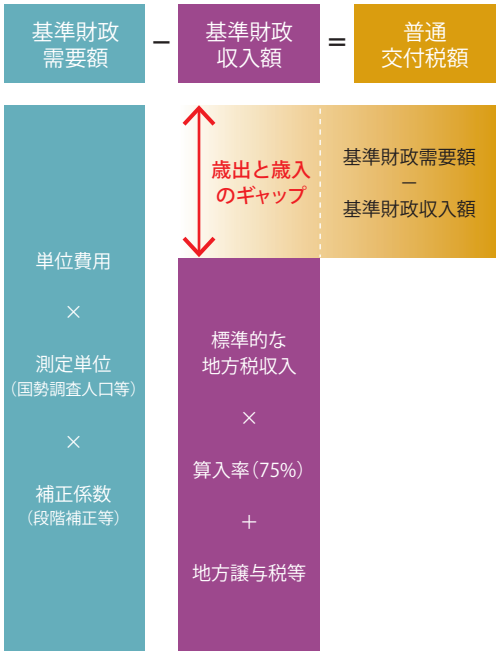

4 地方債とは

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいいます。地方公共団体の歳出は地方債以外の歳入をもって賄うことが原則ですが、建設事業等将来の住民にも経費を分担してもらうことが望ましい場合、あるいは災害等臨時的に多額な出費の必要がある場合等には、地方債をその財源とすることができます。

5 地方債の安全性

地方債の元利金は、以下の仕組みのもと確実に償還され、BIS 規制の標準的な手法におけるリスクウエイトは0％とされています。

（1）地方債の元利償還に要する財源の確保

①自らの課税権に基づいて地方税収入を確保
②地方財政計画の歳出に公債費（地方債の元利償還金）を計上
③公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保
④地方交付税の算定において、標準的な財政需要額（基準財政需要額）に地方債の元利償還金の一部を算入

→マクロ（地方財政計画）・ミクロ（地方交付税措置）の両面において地方債の元利償還に必要な財源を国が保障しています。

※上記②、③、④の措置については、同意等を得た地方債のみが対象となっています。

（2）早期是正措置としての起債許可制度

①実質公債費比率が 18％以上の地方公共団体に対する起債制限
②赤字団体への起債制限

→個々の地方公共団体が地方債の元利償還に支障を来さないよう、地方債の発行を事前に制限できる仕組みがとられています。

（3）地方公共団体の財政の健全化に関する法律

①財政指標の公表による情報開示の徹底
②財政指標が早期健全化基準以上となった団体について自主的な改善努力に基づく財政健全化
③財政指標が財政再生基準以上となった団体について国等が関与した財政再生

→地方財政の情報開示の徹底や早期健全化、財政再生等により地方債の元利償還が確実に行われるよう担保されています。

地方債制度における機構の役割

6 地方債計画

地方債計画は、毎年度国が策定する地方債の発行に関する年間計画です。地方債計画は、国の予算編成と並行して策定される地方財政計画及び財政投融資計画と密接な関連を有しており、地方財政の運営上、次のような重要な役割を果たしています。

(1) 地方債計画に基づく同意（許可）の運用

地方債計画は、同意（許可）をする地方債の予定総額や事業別の起債予定額等を示すものであり、地方債の同意（許可）は、通常この計画に基づいて運用されます。

(2) 地方債の原資の保障

地方債計画は、地方債の所要額と原資との調整を図った上で、地方債の原資を事業別に予定し、地方債を同意（許可）する場合の資金供給先別の内訳を示すものです。

(3) 地方公共団体の起債の指針

地方債計画は、地方財政計画と同様に公表され、事業別の地方債の同意等の見通しを示しています。

※平成 31 年度地方債計画については、参考資料 122 頁～ 126 頁を参照

7 地方債の資金と地方公共団体金融機構資金の役割

地方債の資金をその引受先の面から大別すると、財政融資資金、地方公共団体金融機構資金、民間等資金に分けられ、地方財政計画と地方債計画、機構資金の関係は下図のようになっています。

地方財政計画と地方債計画との関係（令和元年度当初計画）

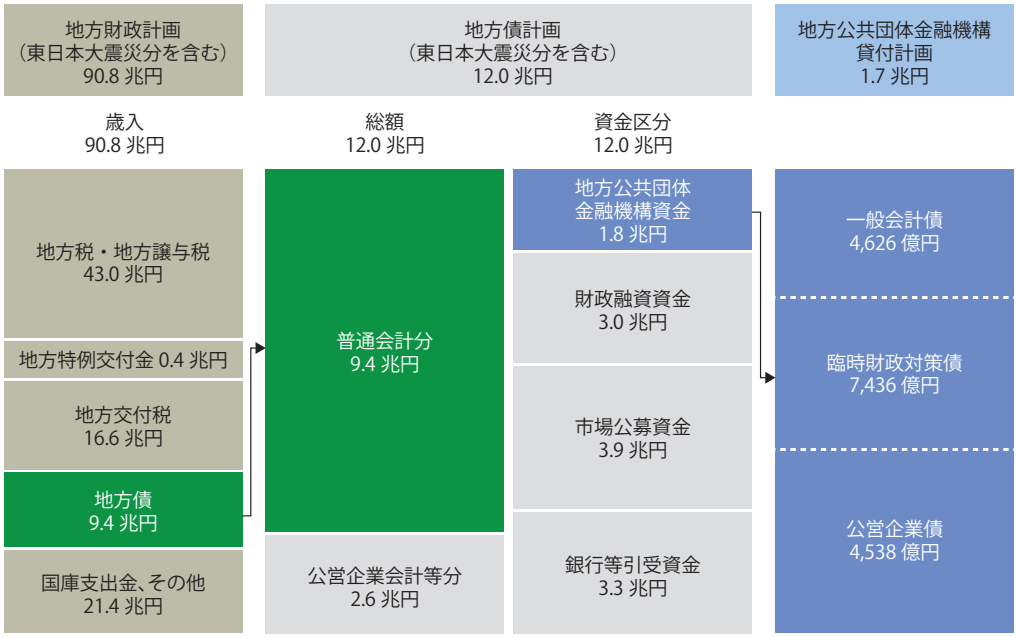

※地方公共団体金融機構貸付計画は地方債計画を基礎として、過年度同意（許可）債の貸付等を勘案して作成するため、地方債計画と一致しません。

※四捨五入により計が一致しないことがあります。

地方債計画における資金区分の推移

令和元年度の地方債計画（当初計画ベース）における機構資金は1兆8,393億円（前年度比594億円増）、構成比では15.3%（前年度と同シェア）となっています。

このように、機構資金は我が国の地方債制度における公的資金のうち財政融資資金と並び大きな役割を果たしており、地方公共団体の事業実施や財政運営に大きく貢献しています。

資金別地方債計画額（当初）の推移

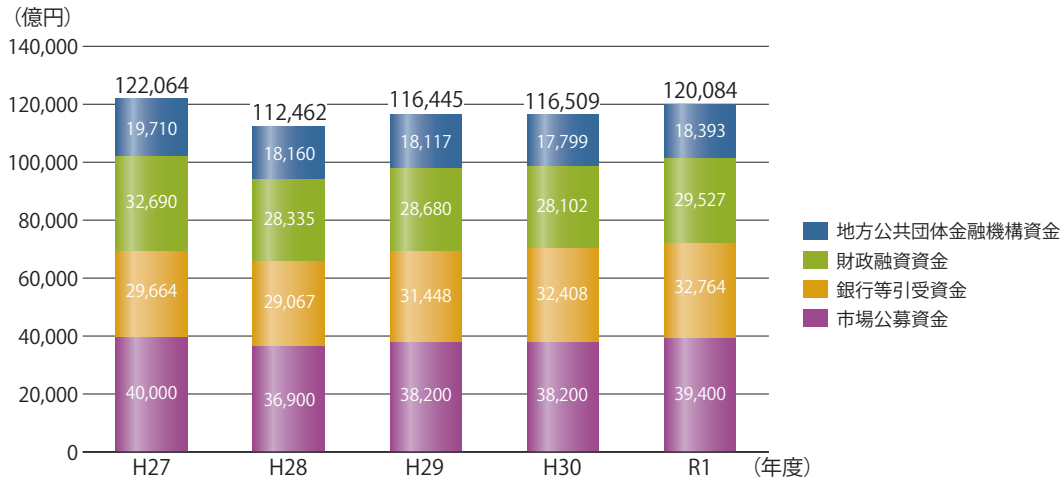

地方債計画（当初）における資金別構成比の推移

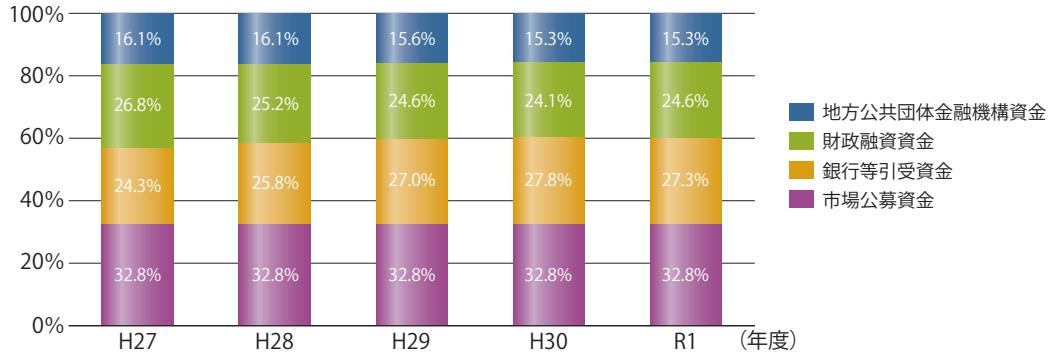

※地方公共団体金融機構資金と財政融資資金については、東日本大震災（関連）分を含む。

機構の業務のあり方検討

1 地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会報告書の概要

機構法附則第 25 条において、政府は設立から約 10 年後の平成 29 年度末を目途として機構の業務のあり方全般について検討を行う旨が規定されていることを踏まえ、平成 29 年 10 月、地方財政審議会に「地方公共団体金融機構の業務の在り方に関する検討会」が設置され、検討が行われました。

本検討会では、機構法附則第 25 条に基づき、①法律の施行の状況、②地方公共団体による資本市場からの資金調達の補完、③業務の重点化、④自主的かつ一体的な経営の確立の観点から、業務の実施状況を検証した結果、平成 29 年 12 月、報告書が取りまとめられました。

まず、次のとおり、地方共同法人として適切な業務運営を行っていることが確認されました。

○安定的な経営の下で、地方公共団体のニーズに対応し、長期・低利の資金供給が適切に行われていること。
○小規模団体への資金供給、危機対応時における対応等、セーフティネット機能の確保が図られていること。
○地方公共団体の資金調達に関する地方支援業務が適切に実施されていること。
○外部有識者の参画等、第三者の視点による外部的チェックが行われ、適切なガバナンスが確保されていること。

以上を踏まえ、検討会として以下の提言がなされました。

○機構のこれまでの業務実施状況等を踏まえ、機構が引き続きその役割・機能を適切に果たすことができるよう、現行の枠組みを堅持すべき。
○今後は、地方公共団体の政策ニーズ等を踏まえながら、「共助」としての機構資金のあり方について、引き続き検討を加え、改善を行っていくことが必要。

2 取組状況

検討会の提言を踏まえ、全ての地方公共団体の出資による地方債資金共同調達機関として、金融を通じて地方公共団体の健全な財政運営に寄与することを目指し、新たな経営理念・新たなキャッチフレーズ「金融で地方財政を支え地域の未来を拓く」を平成 30 年 3 月に策定し、更なる取組みを進めています。

具体的には、①地方公共団体の政策ニーズを的確に把握し、これらに対応したサービスを、積極的かつきめ細かに展開するとともに、地方公共団体の財政運営について、良き相談相手となることを目指し、各種の調査・研究を進め、情報発信を行うこと、②資本市場における確固たる信認を強化し、有利な資金調達を安定的に実現すること、③強固なガバナンスの下で、地方公共団体との対話を深めながら、地方共同法人にふさわしい経営を確保すること、この 3 つの方針を経営の基本に据え、業務を遂行しています。

用語解説

《 地方公共団体金融機構 》

▼地方金融機構債【資金調達関係】

地方公共団体金融機構が発行する債券のうち、政府保証がない債券。

▼ FLIP（Flexible Issuance Program）債【資金調達関係】

年限や発行額等投資家ニーズに柔軟かつ迅速に対応して発行する地方公共団体金融機構独自の債券。

・債券の年限は投資家の指定する年限。ただし、状況により対象とする発行年限を制限する場合がある（原則、満期一括固定利付債の場合、5 年、10 年、20 年及び 30 年は除く。）。

・1 回の発行額 30 億円以上。

※これまでの実績年限 2 ～ 40 年。

▼自治体ファイナンス・アドバイザー【地方支援業務関係】

個別の地方公共団体の要望に対し、資金調達の助言等の具体的な支援を行う。地方公共団体金融機構の職員で、金融専門知識や経験を有する。

▼スポット債【資金調達関係】

市場のニーズに対応し、5 年、10 年、20 年及び 30 年と異なる年限で、主幹事方式により機動的に発行するもの。

▼ MTN プログラム【資金調達関係】

Medium Term Notes プログラムの略称。あらかじめ発行体とディーラーとの間で債券発行の大枠に関する法的書類について合意・作成しておき、個別の債券発行に際しては、発行価格、償還期限、利率等の主要な条件決定のみを行うことで海外市場において機動的な債券発行を行うことができるプログラム。

《 リスク管理 》

▼リスク・ウエイト

債券の安全性を表す指標であり、資産ごとにその信用リスクの度合いに応じて設定されている。

国際決済銀行（Bank for International Settlements）に事務局があるバーゼル銀行監督委員会が定める自己資本比率規制において、標準的手法によって総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。

▼ ALM（Asset Liability Management）

資産（Asset）と負債（Liability）の総合管理（Management）を意味する。金融機関等において、財務の健全性を確保するために将来の資産と負債を予測し、総合的に把握しながらリスク管理を行う手法。

▼マチュリティラダー

資産（貸付金の回収等）及び負債（債券等の償還等）について、その満期額や金利更改額を期間ごとにまとめて時系列に並べたもの。

▼デュレーション

キャッシュ・フローの平均回収年限を表すと同時に価格変動性の指標として用いられる。キャッシュ・フローの受取・支払までの期間をその現在価値で加重平均したもの。デュレーションが大きいほど金利変動に対する現在価値の変化が大きくなる。

▼デュレーションギャップ

資産（貸付）デュレーションと負債（債券等）デュレーションの差。ギャップが大きいほど、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、より大きな金利変動リスクを負うこととなる。

《 地方債制度 》

▼銀行等引受資金【地方債区分】

地方債資金のうち、銀行や各種共済組合等から、借入れ又は引受けの方法により調達する資金。

▼市場公募資金【地方債区分】

地方債資金のうち、起債市場において広く投資家に購入を募る方法（公募）により調達する資金。

▼地方公共団体金融機構資金【地方債区分】

地方債資金のうち、地方公共団体金融機構からの借入れによる資金。

▼財政融資資金【地方債区分】

地方債資金のうち、国の財政投融資特別会計からの借入れによる資金。

Ⅲ章

機構の財務状況

財務諸表	**74**
貸借対照表	74
損益計算書	75
利益の処分に関する書類【一般勘定、管理勘定】	76
純資産変動計算書	77
キャッシュ・フロー計算書	78
重要な会計方針	79
追加情報	82
注記事項等	82
勘定別情報（貸借対照表関係）	97
勘定別情報（損益計算書関係）	98
附属明細書	99
参考情報	**102**
内部統制報告書	102
健全化判断比率等に基づく平成 30 年度末貸付残高の分類	103
地方公共団体金融機構貸付債権における自己査定結果（平成 30 年度末残高）	104
市場リスクに係る定量的情報	105
流動性リスクに係る定量的情報	106

財務諸表

機構は、地方公共団体金融機構法（平成 19 年法律第 64 号）に基づき財務諸表を作成し、会計監査人である EY 新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

また、機構は子会社等を有していないため、連結財務諸表は作成しておりません。

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	平成29年度（平成30年3月31日）金額	平成30年度（平成31年3月31日）金額	科目	平成29年度（平成30年3月31日）金額	平成30年度（平成31年3月31日）金額
（資産の部）			**（負債の部）**		
貸付金	23,768,240	23,503,092	債券	20,284,520	20,392,179
有価証券	170,000	180,000	借入金	159,500	128,000
現金預け金	747,767	870,480	金融商品等受入担保金	12,260	27,630
金融商品等差入担保金	56,277	22,847	その他負債	6,692	6,261
その他資産	9,783	8,859	賞与引当金	57	57
有形固定資産	2,549	2,884	役員賞与引当金	8	10
無形固定資産	1,211	1,035	退職給付引当金	47	52
			役員退職慰労引当金	24	24
			地方公共団体健全化基金	920,287	920,287
			基本地方公共団体健全化基金	920,287	920,287
			特別法上の準備金等	3,105,003	2,819,505
			金利変動準備金	2,200,000	2,200,000
			公庫債権金利変動準備金	870,453	597,076
			利差補てん積立金	34,550	22,429
			負債の部合計	24,488,401	24,294,008
			（純資産の部）		
			地方公共団体出資金	16,602	16,602
			利益剰余金	191,890	212,616
			一般勘定積立金	191,890	212,616
			評価・換算差額等	5,268	8,163
			管理勘定利益積立金	53,666	57,808
			純資産の部合計	267,427	295,191
資産の部合計	**24,755,829**	**24,589,199**	**負債及び純資産の部合計**	**24,755,829**	**24,589,199**

損益計算書

（単位：百万円）

科目	平成29年度（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）	平成30年度（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）
	金額	金額
経常収益	347,476	318,863
資金運用収益	343,305	313,785
役務取引等収益	98	93
その他業務収益	46	21
その他経常収益	4,026	4,962
地方公共団体健全化基金受入額	4,011	4,949
その他の経常収益	14	12
経常費用	195,499	179,428
資金調達費用	187,970	172,436
役務取引等費用	300	300
その他業務費用	3,934	3,270
営業経費	3,295	3,397
その他経常費用	－	23
経常利益	151,976	139,434
特別利益	626,467	406,190
公庫債権金利変動準備金取崩額	620,000	400,064
利差補てん積立金取崩額	6,467	6,125
特別損失	752,332	522,445
金利変動準備金繰入額	220,000	－
公庫債権金利変動準備金繰入額	132,332	122,381
国庫納付金	400,000	400,064
当期純利益	26,111	23,179

財務諸表

利益の処分に関する書類【一般勘定】

平成29年度（平成30年3月31日）

（単位：百万円）

Ⅰ 処分対象利益			26,111
当期純利益		26,111	
前期繰越欠損金	－		
Ⅱ 利益処分額			
積立金		26,111	26,111

（注）1.「地方公共団体金融機構法」（平成19年法律第64号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。
2. 利益処分額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

平成30年度（平成31年3月31日）

（単位：百万円）

Ⅰ 処分対象利益			23,179
当期純利益		23,179	
前期繰越欠損金	－		
Ⅱ 利益処分額			
積立金		23,179	23,179

（注）1.「地方公共団体金融機構法」（平成19年法律第64号。以下「法」という。）第39条第1項の規定に基づき、当事業年度末に利益処分しております。
2. 利益処分額の積立金は貸借対照表上、一般勘定積立金として計上しております。

利益の処分に関する書類【管理勘定】

平成29年度（平成30年3月31日）

（単位：百万円）

Ⅰ 処分対象利益			－
当期純利益		－	
前期繰越欠損金	－		
Ⅱ 利益処分額			
積立金		－	－

平成30年度（平成31年3月31日）

（単位：百万円）

Ⅰ 処分対象利益			－
当期純利益		－	
前期繰越欠損金	－		
Ⅱ 利益処分額			
積立金		－	－

純資産変動計算書

平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）

（単位：百万円）

	出資者資本				評価・換算差額等	管理勘定利益積立金	純資産合計
	地方公共団体出資金	利益剰余金		出資者資本合計	繰延ヘッジ損益		
		一般勘定積立金	利益剰余金合計				
当期首残高	16,602	165,779	165,779	182,381	5,035	53,666	241,082
当期変動額							
当期純利益	－	26,111	26,111	26,111	－	－	26,111
出資者資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	233	－	233
当期変動額合計	－	26,111	26,111	26,111	233	－	26,345
当期末残高	16,602	191,890	191,890	208,492	5,268	53,666	267,427

平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

（単位：百万円）

	出資者資本				評価・換算差額等	管理勘定利益積立金	純資産合計
	地方公共団体出資金	利益剰余金		出資者資本合計	繰延ヘッジ損益		
		一般勘定積立金	利益剰余金合計				
当期首残高	16,602	191,890	191,890	208,492	5,268	53,666	267,427
誤謬の訂正による累積的影響額	－	△2,453	△2,453	△2,453	－	4,142	1,688
遡及処理後当期首残高	16,602	189,436	189,436	206,038	5,268	57,808	269,116
当期変動額							
当期純利益	－	23,179	23,179	23,179	－	－	23,179
出資者資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	－	2,895	－	2,895
当期変動額合計	－	23,179	23,179	23,179	2,895	－	26,074
当期末残高	16,602	212,616	212,616	229,218	8,163	57,808	295,191

財務諸表

キャッシュ・フロー計算書

（単位：百万円）

科目	平成29年度（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）金額	平成30年度（平成30年４月１日から平成31年３月31日まで）金額
Ⅰ 営業活動によるキャッシュ・フロー		
当期純利益	26,111	23,179
減価償却費	659	726
資金運用収益	△343,305	△313,785
資金調達費用	187,970	172,436
賞与引当金の増加額	2	0
役員賞与引当金の増加額	0	2
退職給付引当金の増加額	2	5
役員退職慰労引当金の増加額	6	0
地方公共団体健全化基金の減少額	△4,011	△4,949
金利変動準備金の増加額	220,000	－
公庫債権金利変動準備金の増加額・減少額	△87,667	122,381
利差補てん積立金の減少額	△6,467	△6,125
貸付金の純増（△）減	△48,218	265,147
債券の純増減（△）	326,799	105,848
借入金の純増減（△）	△11,000	△31,500
資金運用による収入	344,134	314,710
資金調達による支出	△187,420	△171,555
その他	△130,597	51,734
営業活動によるキャッシュ・フロー	286,997	528,254
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の償還による収入	612,000	578,000
有価証券の取得による支出	△616,000	△588,000
有形固定資産の取得による支出	△51	△91
無形固定資産の取得による支出	△416	△336
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,467	△10,427
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー		
国庫納付による支出	△400,000	△400,064
公営競技納付金による収入	4,011	4,949
財務活動によるキャッシュ・フロー	△395,988	△395,114
Ⅳ 現金及び現金同等物に係る換算差額	－	－
Ⅴ 現金及び現金同等物の増加額（△は減少額）	△113,458	122,712
Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高	861,226	747,767
Ⅶ 現金及び現金同等物の期末残高	747,767	870,480

重要な会計方針

項目	平成29年度 （平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで）	平成30年度 （平成30年４月１日から 平成31年３月31日まで）
1.有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については償却原価法（定額法）により行っております。	同左
2.デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法により行っております。	同左
3.固定資産の減価償却の方法	（１）有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。 建物　23年～47年 その他　2年～19年 （２）無形固定資産 定額法を採用しております。なお、当地方公共団体金融機構（以下「機構」という。）利用のソフトウェアについては、５年で償却しております。	同左
4.繰延資産の処理方法	債券発行費用は、発生した期に全額費用として処理しております。	同左
5.外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権・債務については通貨スワップもしくは為替予約が付されており、振当処理を行っているため、確定している円貨額を付しております。	同左
6.引当金の計上基準	（１）賞与引当金 賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 （２）役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払に備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 （３）退職給付引当金 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。 なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 （４）役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。	（１）賞与引当金 同左 （２）役員賞与引当金 同左 （３）退職給付引当金 同左 （４）役員退職慰労引当金 同左

財務諸表

項目	平成29年度 （平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで）	平成30年度 （平成30年４月１日から 平成31年３月31日まで）
7.ヘッジ会計の方法	（１）ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しております。 また、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。 （２）ヘッジ手段とヘッジ対象 ［1］ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金 ［2］ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 ［3］ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金 （３）ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。 （４）ヘッジ有効性評価の方法 債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。	（１）ヘッジ会計の方法 同左 （２）ヘッジ手段とヘッジ対象 同左 （３）ヘッジ方針 同左 （４）ヘッジ有効性評価の方法 同左
8.キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」です。	同左
9.地方公共団体健全化基金の会計処理	法第46条第1項の規定に基づき地方財政法（昭和23年法律第109号）第32条の2の規定による納付金を積み立てるための地方公共団体健全化基金を設けております。また、法第46条第5項の規定に基づき同基金の運用により生じる収益（以下「基金運用益」という。）を地方債の利子の軽減に要する費用に充て、当該基金運用益の額から地方債の利子の軽減に充てた金額を差し引いてなお、剰余があるときは、当該剰余の額を同基金に組み入れ、基金運用益の額が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足するときは、同条第6項の規定に基づき前年度までに組み入れた額及び当該不足する事業年度に納付された納付金の額の合計額を限度として同基金を取り崩すこととしております。	同左

項目	平成29年度 （平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで）	平成30年度 （平成30年４月１日から 平成31年３月31日まで）
10.金利変動準備金及び公庫債権金利変動準備金の会計処理	金利変動準備金の会計処理については、当機構が発行した債券の借換え（公営企業債券の借換えを除く。）に伴う金利変動リスクに備えるため、法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令」（平成20年総務省令第87号。以下「財会省令」という。）第34条並びに「公営企業金融公庫法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」（平成20年政令第226号。以下「整備令」という。）第22条及び第23条に定めるところにより算出した額を計上しております。 また、公庫債権金利変動準備金の会計処理については、公営企業債券の借換えに伴う金利変動リスクに備えるため、法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づき、「地方公共団体金融機構の公庫債権管理業務に関する省令」（平成20年総務省・財務省令第2号。以下「管理業務省令」という。）第1条から第3条まで、同省令附則第3条及び第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。	同左
11.利差補てん積立金の会計処理	公営企業金融公庫（以下「旧公庫」という。）が利子を軽減して貸し付けた資金に係るものについて、当該資金の利子の軽減に充てるため、法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づき、管理業務省令第5条に定めるところにより算出した額を計上しております。	同左
12.管理勘定利益積立金の会計処理	管理勘定において生じた利益については、法附則第13条第8項及び整備令第26条第2項の規定に基づき、利益剰余金と区分して、管理勘定利益積立金として計上しております。	同左
13. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。	同左

財務諸表

追加情報

平成29年度 （平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで）	平成30年度 （平成30年４月１日から 平成31年３月31日まで）
国庫納付について 法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金について、平成27年度から平成29年度までの３年間で、総額6,000億円以内を国に納付することに加え、平成29年度から平成31年度までの３年間で、新たに総額8,000億円以内を国に納付することとなりました。平成29年度においては同準備金4,000億円を取り崩し、同額を国に納付しております。平成30年度においては「平成30年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成30年総務省・財務省令第１号）に基づき、同準備金4,000億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。 厚生年金基金の代行部分返上について 当機構が加入する公庫企業年金基金は、確定給付企業年金法に基づき、厚生年金基金の代行部分について、平成26年10月１日に厚生労働大臣より過去分返上の認可を受け、平成29年９月22日に返還額（最低責任準備金）の現金納付が完了しました。これに伴う、「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号）第46項を適用した場合に生じる損益への影響はありません。	国庫納付について 法附則第14条の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金について、平成29年度から平成31年度までの３年間で、総額9,000億円以内を国に納付することとなりました。平成31年度においては「平成31年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成31年総務省・財務省令第４号）に基づき、同準備金1,000億円を取り崩し、同額を国に納付することとなっております。 また、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律」（平成30年法律第60号）が平成30年６月20日に公布され、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成30年度から平成35年度までの６年間において、総額15億円以内を公庫債権金利変動準備金の一部から国に納付することとされております。

注記事項等

【貸借対照表に関する注記】

平成29年度 （平成30年3月31日）	平成30年度 （平成31年3月31日）
1.有形固定資産の減価償却累計額 735百万円 2.貸付金 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権はありません。また、過去における貸倒実績はありません。よって、貸倒引当金は計上しておりません。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸付金です。 延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金です。 3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸付金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。	1.有形固定資産の減価償却累計額 853百万円 2.貸付金 同左

平成29年度 （平成30年3月31日）	平成30年度 （平成31年3月31日）
3.担保提供資産 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等20,284,520百万円の一般担保に供しております。 4.特別法上の準備金等 （1）金利変動準備金 法第38条第1項、第3項、法附則第9条第8項及び第10項の規定に基づくものです。 （2）公庫債権金利変動準備金 法附則第9条第9項、第10項、第13条第5項及び第7項の規定に基づくものです。 （3）利差補てん積立金 法附則第9条第13項、第13条第8項、整備令第26条第1項、第3項及び第4項の規定に基づくものです。	3.担保提供資産 法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等20,392,179百万円の一般担保に供しております。 4.特別法上の準備金等 同左

【損益計算書に関する注記】

平成29年度 （平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで）	平成30年度 （平成30年４月１日から 平成31年３月31日まで）
1.当期純利益の勘定別内訳 一般勘定　26,111百万円 管理勘定　　－百万円 2.公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について 平成29年度においては「平成29年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成29年総務省・財務省令第2号。以下「国帰属省令」という。）に基づき、公庫債権金利変動準備金4,000億円を取り崩し、同額を国庫に納付しております。	1.当期純利益の勘定別内訳 一般勘定　23,179百万円 管理勘定　　－百万円 2.公庫債権金利変動準備金取崩額及び国庫納付金について 平成30年度においては「平成30年度における地方公共団体金融機構法附則第14条の規定により国に帰属させるものとする金額を定める省令」（平成30年総務省・財務省令第1号。以下「国帰属省令」という。）に基づき、公庫債権金利変動準備金400,064百万円を取り崩し、同額を国に納付しております。

財務諸表

【金融商品に関する注記】

◯平成29年度

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長 40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

［1］信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは１件も発生しておりません。

a．国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

c.「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に準じた規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取

引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

［2］市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a．借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。

・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね２年以下とする平成25年度から平成29年度までの中期の管理目標を設定しております。

・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の約４割を占める臨時財政対策債について、５年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIPやフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。

・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第14条の規定に基づき、平成27年度から平成29年度までの３年間で総額6,000億円以内を国に納付することに加え、平成29年度から平成31年度までの３年間で、新たに総額8,000億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされました。これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

b．調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を

財務諸表

設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成30年３月31日現在の金利が10ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は42,454百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は43,181百万円増加するものと考えられます。なお、金融庁が定める自己資本比率等に関する監督指針の改正により、アウトライヤー比率（上下200ベーシス・ポイントの平行移動による金利リスク量の自己資本に対する比率）の見直しがなされたことから、当期よりアウトライヤー比率に替えてベーシス・ポイント・バリュー（金利が10ベーシス・ポイント変化したときの価値の変動）を記載することとしております。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成30年３月31日現在の金利が10ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は15,157百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は15,352百万円増加するものと考えられます。

［3］流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）貸付金	23,768,240	25,641,198	1,872,958
（2）有価証券			
満期保有目的のもの	170,000	170,000	－
（3）現金預け金	747,767	747,767	－
（4）金融商品等差入担保金	56,277	56,277	－
資産計	24,742,285	26,615,243	1,872,958
（1）債券	20,284,520	21,100,871	816,350
（2）借入金	159,500	161,601	2,101
（3）金融商品等受入担保金	12,260	12,260	－
負債計	20,456,280	21,274,733	818,452
デリバティブ取引 ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	－	－	－

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（1）貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成30年３月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

（2）有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	－	－	－	－
	小計	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	譲渡性預金	170,000	170,000	－
	小計	170,000	170,000	－
合計		170,000	170,000	－

（3）現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（4）金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

財務諸表

負債

（1）債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（2）借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（3）金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等		時価	当該時価の算定方法
				うち１年超		
原則的処理方法	金利スワップ取引	債券 長期借入金	－	－	－	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	35,000	35,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,411,742	1,117,763	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	140,000	－	※2	
合計			1,586,742	1,152,763	－	

※1　金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2　通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	1,728,937	1,758,517	1,760,017	1,719,241	1,642,751	6,624,170	6,814,112	1,694,676	25,815
有価証券									
満期保有目的のもの	170,000	－	－	－	－	－	－	－	－
預け金	747,767	－	－	－	－	－	－	－	－

（注3）債券及び借入金の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	1,804,268	2,078,327	2,069,865	2,345,072	2,094,780	6,960,448	2,736,600	175,500	26,000
借入金	80,000	10,000	－	1,000	－	68,500	－	－	－

○平成30年度

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当機構が、健全かつ良好な財務体質の維持を図りつつ、資本市場からの確固たる信認を維持するため、金利リスクをはじめとする様々なリスクを適切に管理する必要があります。

機構では、各種リスクに適切に対応するために、リスク分析・管理の高度化を図りつつ、統合的なリスク管理を行っております。

このため、機構全体のリスク管理を統括する統合的リスク管理委員会や各事業部門のリスクについて統合的な把握・管理を行うリスク管理統括課を設けるなど、適切にリスク管理を行う体制を整備するとともに、こうしたリスク管理の内容を適切に経営判断に反映できるようにしております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

機構は、地方公共団体に対して最長 40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は 10 年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じることから、債券等借換え時の金利リスク（債券等支払利息が貸付受取利息を上回り、逆鞘となるリスク）が大きいという特性があります。

このため、機構においては、金利変動準備金を設けてリスクに備えているほか、統合的リスク管理委員会とは別にALM委員会を設け、資産・負債の総合的な分析・管理を適時・適切に行っております。ALM委員会では、シナリオ分析、VaR分析、デュレーション分析等多様な分析を通じて、中長期的な経営分析やリスク分析・評価を行ったうえで、分析結果を資金調達計画等機構の経営に反映し、金利リスクを軽減するよう努めております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

［1］信用リスク

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、機構が損失を被るリスクのことで、貸付債権に係る信用リスクのほか、市場取引に係る信用リスクがあります。

①貸付債権に係る信用リスク

機構の貸付対象は、地方公共団体に限定されております。地方公共団体は、BIS規制においてリスクウェイトがゼロとされており、また、以下の理由等から、地方公共団体が債務者である貸付債権については、貸倒れ（デフォルト）が生じないような仕組みとなっております。実際、旧公庫時代を含め、これまでに貸倒れは1件も発生しておりません。

a．国は、地方財政計画の歳出において、公債費（地方債の元利償還金）を計上し、公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保すること等によって地方債の元利償還に必要な財源を保障しているほか、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に一定の地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対して元利償還金の財源を措置していること。

b. 地方債協議制度の下における審査に当たり、地方債の元利償還の状況、税収入確保及び財源確保の状況等について留意することとされているほか、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置が講じられていること。

c.「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）において、財政指標が早期健全化基準に該当する団体については自主的な改善努力に基づく財政健全化が、財政再生基準に該当する団体については地方債の償還を含め国等の関与による財政再生が、それぞれ行われること。

財務諸表

なお、機構は「銀行法」（昭和56年法律第59号）及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）」（平成10年法律第132号）の対象ではありませんが、金融庁の「金融検査マニュアル」に準じた規程に基づき自己査定を実施しております。

②市場取引に係る信用リスク

取引先金融機関の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少又は消失し、損失を被るリスクがあります。

このため、取引先を格付等の基準を満たしている金融機関に限定しつつ、リスク分散を図るため取引先ごとに定めた与信枠の範囲内で取引を行うとともに、財務状況等をモニタリングし、信用状況が悪化した場合は新規取引停止、解約等の措置を講ずることにより、信用リスクを適切に管理しております。

また、デリバティブ取引の価値の変動に伴う信用リスクを抑制するため、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSA（Credit Support Annex）と呼ばれる信用補完契約を締結しております。

［2］市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等の市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し、機構が損失を被るリスク、又は資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことで、金利リスク、為替リスク、物価変動リスク、価格変動リスクがあります。

①金利リスク

金利リスクとは、金利変動に伴い利益が減少又は損失を被るリスクであり、機構では「借換えに伴う金利リスク」と「調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスク」を負っております。

a．借換えに伴う金利リスクへの対応

機構は、地方公共団体に対して最長40年の長期の貸付けを行う一方で、その原資は10年債を中心とした債券発行等により調達しており、貸付期間と資金調達期間との間に大きな差異が生じていることから、債券等借換え時に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスクを負っております。

このような貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクについて、機構は、以下のとおり対応することとしております。

・貸付けと資金調達のための債券等の資金調達期間の差異に伴う金利リスクに適切に備えるため、所要の金利変動準備金等を積み立てております。

・今後、地方公共団体に対する貸付け、資金調達等を行うことにより資産・負債の拡大する一般勘定においては、リスク管理に万全を期すため、ALM分析を適時・適切に実施するとともに、デュレーションギャップをおおむね２年以下とする平成30年度から平成34年度までの中期の管理目標を設定しております。

・この目標を達成するために、貸付けにおいては、資産（貸付）デュレーションの抑制の観点から、一般勘定における貸付残高の3分の1程度を占める臨時財政対策債について、５年又は10年ごとに利率を見直すこととしているほか、30年超の貸付けの場合、最長でも30年経過時点では利率を見直すこととしております。資金調達においては、低金利下における市場のニーズも踏まえ超長期債を継続的に発行するほか、FLIPやフレックス枠を活用して債券の発行年限をきめ細かく調整するなど、負債（債券等）デュレーションの適切な管理に取り組んでおります。

・一方で、旧公庫が貸し付けた資金に係る債権の管理等を行う管理勘定においても、金利リスクを負っておりますが、所要の公庫債権金利変動準備金を積み立てております。

なお、法附則第14条の規定に基づき、地方交付税の総額確保のため、平成29年度から平成31年度までの３年間で総額9,000億円（平成29年度に当初予定していた1,000億円を含む）以内、さらに、上下水道コンセッションに係る補償金免除繰上償還の旧資金運用部資金における財源確保のため、平成30年度から平成35年度までの６年間で、総額15億円以内で公庫債権金利変動準備金の一部を国に納付することとされました。これは、当機構の経営状況を踏まえ、管理勘定の将来にわたる円滑な運営に必要な額を上回ると認められた額を納付するものです。

b．調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクへの対応

機構は資金調達と地方公共団体に対する貸付けの時期の不一致により、その期間に金利が変動することで利益が減少又は損失を被るリスク（パイプラインリスク）を負っております。

このような調達と貸付けの時期の不一致に伴う金利リスクについては、原則金利スワップ取引を活用し、調達から貸付けまでの金利変動リスクを回避するパイプラインリスクヘッジに取り組むこととしております。

②為替リスク等

債券発行に伴う元利金について、外貨建債券における為替レートの変動に係るリスク、変動利付債における金利変動に係るリスク等については、スワップ取引によってヘッジしております。

余裕資金の運用については、価格の下落により有価証券の売却損が発生するリスクや、外国為替相場の変動による外貨預金解約時の実現損が発生するリスクを負っております。このため、原則として満期保有とすることにより価格変動リスクを極小化するとともに、為替予約により為替リスクをヘッジしております。

③市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成31年３月31日現在の金利が10ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は38,399百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は39,013百万円増加するものと考えられます。

管理勘定の貸付金、債券については、既存の貸付金をその償還終了まで管理するために必要に応じて債券発行により資金を調達するに留まるものです。このため、一般勘定と同様に金利リスクの定量的情報の算出結果をALM委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行っておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

管理勘定におけるこれらの金融商品について、金利リスク以外のリスク変数が一定の場合、平成31年３月31日現在の金利が10ベーシス・ポイント高ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は10,560百万円減少するものと考えられます。また、反対に金利が10ベーシス・ポイント低ければ、当該金融資産と金融負債相殺後の純額（資産側）の時価は10,692百万円増加するものと考えられます。

［3］流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の期間の差異や予期せぬ資金流出により、必要な資金確保が困難になること、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により、市場において取引ができなくなったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより、機構が損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

地方公共団体に対する貸付けについては、その実施時期をあらかじめ定めていることに加え、四半期ごとに資金計画を立て、日々の資金繰りを管理しており、資金繰りリスクは極めて小さい構造となっております。さらに、不測の事態に備えて複数の金融機関と当座貸越契約を締結するとともに、余裕資金についても短期で運用することとしております。

また、市場流動性リスクへの対策としては、流動性補完資産確保方針を定め、万一の市場混乱時にも機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産をあらかじめ保有することとしております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

財務諸表

2.金融商品の時価等に関する事項

平成31年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）貸付金	23,503,092	25,369,115	1,866,022
（2）有価証券			
満期保有目的のもの	180,000	180,000	－
（3）現金預け金	870,480	870,480	－
（4）金融商品等差入担保金	22,847	22,847	－
資産計	24,576,420	26,442,443	1,866,022
（1）債券	20,392,179	21,226,384	834,205
（2）借入金	128,000	130,272	2,272
（3）金融商品等受入担保金	27,630	27,630	－
負債計	20,547,809	21,384,287	836,478
デリバティブ取引※1			
ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	－	－	－

※1　デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（1）貸付金

貸付金については、繰上償還等を見込んだ将来のキャッシュ・フローを、平成31年３月31日現在の国債レートを用いて算出した割引率で割り引いて時価を算定しております。

（2）有価証券

すべて満期保有目的の債券であり、市場価格を時価としております。

また、譲渡性預金については、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（単位：百万円）

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	－	－	－	－
	小計	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	譲渡性預金	180,000	180,000	－
	小計	180,000	180,000	－
合計		180,000	180,000	－

（3）現金預け金

満期のない預金については、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金についても、全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（4）金融商品等差入担保金

金融商品等差入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

（1）債券

当機構の発行する債券の時価は、市場価格のあるものについては市場価格によっており、市場価格のないものについては、元利金の合計額を同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

また、外貨建債券については、通貨スワップの振当処理の対象とされており、当該債券の時価とスワップ取引の時価の合計額により算定しております。

なお、変動金利による債券については、金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（2）借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当機構の債券を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

（3）金融商品等受入担保金

金融商品等受入担保金については、デリバティブ取引の担保にかかるものであり、預託期間は全て短期であるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引（ヘッジ会計が適用されているもの）

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりです。

（単位：百万円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	うち１年超	時価	当該時価の算定方法
原則的処理方法	金利スワップ取引	債券 長期借入金	－	－	－	取引先金融機関から提示された価格によっている。
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	債券	35,000	20,000	※1	
通貨スワップの振当処理	通貨スワップ取引	外貨建債券	1,474,819	1,436,071	※2	
為替予約等の振当処理	為替予約	外貨預金	3,000	－	※2	
合計			1,512,819	1,456,071	－	

※1　金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象である債券と一体として処理されているため、その時価は、当該債券の時価に含めて記載しております。

※2　通貨スワップ及び為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象である外貨建債券及び外貨預金と一体として処理されているため、その時価は、当該債券等の時価に含めて記載しております。

（注2）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
貸付金	1,763,913	1,784,040	1,769,220	1,709,516	1,605,880	6,520,793	6,648,578	1,665,063	36,084
有価証券									
満期保有目的のもの	180,000	－	－	－	－	－	－	－	－
預け金	870,480	－	－	－	－	－	－	－	－

財務諸表

（注3）債券及び借入金の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超 20年以内	20年超 30年以内	30年超 40年以内
債券	2,078,327	2,072,865	2,345,072	2,124,677	2,332,910	6,272,932	2,917,863	183,000	70,000
借入金	10,000	－	1,000	－	86,200	30,800	－	－	－

【有価証券に関する注記】

○平成29年度

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成30年3月31日現在）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
譲渡性預金	170,000	170,000	－	－	－

（注）1. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳です。

○平成30年度

満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成31年3月31日現在）

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額	うち益	うち損
譲渡性預金	180,000	180,000	－	－	－

（注）1. 譲渡性預金は、帳簿価額を時価としております。
2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳です。

【デリバティブ取引に関する注記】

平成29年度 （平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで）	平成30年度 （平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで）
1．取引の内容 当機構の行っているデリバティブ取引は、金利関連取引については金利スワップ、通貨関連取引については通貨スワップ及び為替予約です。	1．取引の内容 同左
2．取組方針及び利用目的 金利スワップ、通貨スワップ及び為替予約については、将来の金利、為替の変動に伴うリスクの回避を目的として行っており、投機的な取引は行わない方針です。 金利スワップについては資金調達に係る将来の金利変動リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引及び為替予約についてはそれぞれ外貨建債券発行及び外貨預金における為替変動リスクを回避する目的で利用しております。 なお、金利スワップ取引、通貨スワップ取引及び為替予約の会計処理は、ヘッジ会計を採用しております。	2．取組方針及び利用目的 同左
（1）ヘッジ会計の方法 金利変動リスクのヘッジについて、金利スワップが特例処理の要件を満たす場合には特例処理を採用し、その他の場合には繰延ヘッジ処理を採用しており、為替変動リスクのヘッジについて、振当処理の要件を満たす場合には振当処理を採用しております。	（1）ヘッジ会計の方法 同左

平成29年度 （平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで）	平成30年度 （平成30年４月１日から 平成31年３月31日まで）
（2）ヘッジ手段とヘッジ対象 [1]ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・債券及び長期借入金 [2]ヘッジ手段・・・通貨スワップ ヘッジ対象・・・外貨建債券 [3]ヘッジ手段・・・為替予約 ヘッジ対象・・・外貨預金	（2）ヘッジ手段とヘッジ対象 同左
（3）ヘッジ方針 金利変動リスク又は為替変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引又は通貨スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。 また、外貨預金の元利金の受取に係る為替変動リスクを回避するため、外貨預金預入時に為替予約を付しております。	（3）ヘッジ方針 同左
（4）ヘッジ有効性評価の方法 債券及び長期借入金の相場変動を相殺するヘッジにおいては、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。 また、特例処理の要件を満たしている金利スワップ並びに振当処理の要件を満たしている通貨スワップ及び為替予約については、有効性の評価を省略しております。	（4）ヘッジ有効性評価の方法 同左
3．取引に係るリスクの内容 デリバティブ取引に関する主なリスクには市場リスク及び信用リスクがあります。市場リスクとは、市場の価格の変動によって将来の収益が変動するリスクです。信用リスクとは、取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスクです。 ヘッジ目的のデリバティブ取引は、市場リスクについてはヘッジ対象の市場リスクと相殺されます。信用リスクについては、全てのデリバティブの取引先との間にISDAマスター契約及びCSAを締結することにより抑制しております。また、取引の再構築コスト及び取引先の信用力を常時把握するとともに、取引先を分散させております。	3．取引に係るリスクの内容 同左
4．取引に係るリスク管理体制 デリバティブ取引の執行管理については、取引権限及び取引限度額を定めた運用管理基準に従い、資金部が決裁権者の承認を得て行っております。 また、デリバティブ取引の総量、リスク状況、時価評価額及びカウンターパーティーの信用リスクの状況について、定期的に統合的リスク管理委員会へ報告しております。	4．取引に係るリスク管理体制 同左

財務諸表

【退職給付に関する注記】

平成29年度 （平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで）	平成30年度 （平成30年４月１日から 平成31年３月31日まで）
１．採用している退職給付制度の概要 当機構は、確定給付型制度及び確定拠出型制度を採用しており、確定給付制度では、企業年金基金制度及び退職一時金制度を設け、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。 ２．確定給付型の制度 （1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付引当金　45百万円 退職給付費用　12百万円 退職給付の支払額　2百万円 制度への拠出額　8百万円 期末における退職給付引当金　47百万円 （2）退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表 積立型制度の退職給付債務　190百万円 年金資産　△181百万円 8百万円 非積立型制度の退職給付債務　39百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額　47百万円 退職給付引当金　47百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額　47百万円 （3）退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用　12百万円	１．採用している退職給付制度の概要 同左 ２．確定給付型の制度 （1）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 期首における退職給付引当金　47百万円 退職給付費用　16百万円 退職給付の支払額　4百万円 制度への拠出額　7百万円 期末における退職給付引当金　52百万円 （2）退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表 積立型制度の退職給付債務　184百万円 年金資産　△171百万円 13百万円 非積立型制度の退職給付債務　39百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額　52百万円 退職給付引当金　52百万円 貸借対照表に計上された負債と資産の純額　52百万円 （3）退職給付に関連する損益 簡便法で計算した退職給付費用　16百万円

【誤謬の訂正に関する注記】

平成29年度 （平成29年４月１日から 平成30年３月31日まで）	平成30年度 （平成30年４月１日から 平成31年３月31日まで）
	１．誤謬の内容 旧公営企業金融公庫の平成19年度貸付けに係る利下げ補てん所要額について一般勘定からの繰入額及び管理勘定における利差補てん積立金の取崩額が誤って計上されていたことが判明しました。この誤謬を訂正するため、公庫債権金利変動準備金、利差補てん積立金、一般勘定積立金及び管理勘定利益積立金の期首残高を増減させております。 ２．当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額 影響額については、「純資産変動計算書」の「誤謬の訂正による累積的影響額」に記載しております。

勘定別情報（貸借対照表関係）（平成31年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
資産の部				
貸付金	15,743,380	7,759,711		23,503,092
有価証券	180,000			180,000
現金預け金	870,480			870,480
金融商品等差入担保金	22,847			22,847
その他資産	3,948	4,910		8,859
有形固定資産	2,884			2,884
無形固定資産	1,035			1,035
一般勘定貸		622,397	△622,397	
資産の部合計	16,824,577	8,387,019	△622,397	24,589,199
負債の部				
債券	12,686,161	7,706,017		20,392,179
借入金	128,000			128,000
金融商品等受入担保金	27,630			27,630
その他負債	2,573	3,687		6,261
賞与引当金	57			57
役員賞与引当金	10			10
退職給付引当金	52			52
役員退職慰労引当金	24			24
地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
基本地方公共団体健全化基金	920,287			920,287
管理勘定借	622,397		△622,397	
特別法上の準備金等	2,200,000	619,505		2,819,505
金利変動準備金	2,200,000			2,200,000
公庫債権金利変動準備金		597,076		597,076
利差補てん積立金		22,429		22,429
負債の部合計	16,587,195	8,329,210	△622,397	24,294,008
純資産の部				
地方公共団体出資金	16,602			16,602
利益剰余金	212,616			212,616
一般勘定積立金	212,616			212,616
評価・換算差額等	8,163			8,163
管理勘定利益積立金		57,808		57,808
純資産の部合計	237,382	57,808		295,191
負債及び純資産の部合計	16,824,577	8,387,019	△622,397	24,589,199

（注）1. 一般勘定、管理勘定

管理勘定は、法附則第13条第1項の規定に基づく機構が旧公庫から承継した債権の管理及び回収の業務並びにこれに附帯する業務（公庫債権管理業務）を行うための勘定であり、同条第3項の規定に基づき、その他の経理（一般勘定）と区分して整理しております。

2. 一般勘定積立金、管理勘定利益積立金

損益計算書において計上した一般勘定の「当期純利益」は、法第39条第1項の規定に基づき、「一般勘定積立金」として計上し、管理勘定の「当期純利益」は、法附則第13条第8項の規定に基づき、「管理勘定利益積立金」として計上しております。

3. 一般勘定貸、管理勘定借

法附則第13条第4項の規定に基づき、一般勘定と管理勘定との間において融通している資金の額です。

財務諸表

勘定別情報（損益計算書関係）（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	一般勘定	管理勘定	相殺等	機構
経常収益	136,945	189,867	△7,949	318,863
資金運用収益	131,327	182,458		313,785
役務取引等収益	93			93
その他業務収益	21			21
その他経常収益	4,962			4,962
地方公共団体健全化基金受入額	4,949			4,949
その他の経常収益	12			12
管理勘定事務受託費	540		△540	
一般勘定貸受取利息		30	△30	
地方公共団体健全化基金一般勘定繰入金		7,378	△7,378	
経常費用	113,765	73,611	△7,949	179,428
資金調達費用	100,348	72,087		172,436
役務取引等費用	166	133		300
その他業務費用	2,493	777		3,270
営業経費	3,324	72		3,397
その他経常費用	23			23
管理勘定借支払利息	30		△30	
地方公共団体健全化基金管理勘定繰出金	7,378		△7,378	
一般勘定事務委託費		540	△540	
経常利益	23,179	116,255	－	139,434
特別利益	－	406,190	－	406,190
公庫債権金利変動準備金取崩額		400,064		400,064
利差補てん積立金取崩額		6,125		6,125
特別損失	－	522,445	－	522,445
公庫債権金利変動準備金繰入額		122,381		122,381
国庫納付金		400,064		400,064
当期純利益	23,179	－	－	23,179

附属明細書

1．有形固定資産等明細書

（単位：百万円）

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引当期末残高
有形固定資産							
建物	1,185	－	－	1,185	476	33	708
土地	1,659	－	－	1,659	－	－	1,659
その他の有形固定資産	439	454	0	893	377	85	515
有形固定資産計	**3,284**	**454**	**0**	**3,738**	**853**	**119**	**2,884**
無形固定資産							
ソフトウェア	2,930	339	3	3,266	2,353	606	912
その他の無形固定資産	31	122	30	123	－	－	123
無形固定資産計	**2,962**	**461**	**33**	**3,389**	**2,353**	**606**	**1,035**

2．地方公共団体金融機構債券等明細書

（単位：百万円）

銘柄	発行年月日	当期首残高	当期末残高	利率（%）	償還期限
政府保証債（国内債） 第1回～第118回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月15日 ～平成31年3月18日	4,792,105	5,053,012 (683,910)	0.005 ～1.500	10年
政府保証債（国内債） 8年第1回～第7回地方公共団体金融機構債券	平成25年9月26日 ～平成29年2月24日	420,086	420,073	0.001 ～0.576	8年
政府保証債（国内債） 6年第5回～第20回地方公共団体金融機構債券	平成24年4月26日 ～平成28年10月28日	1,130,594	810,455 (290,000)	0.001 ～0.385	6年
政府保証債（国内債） 4年第7回～第10回地方公共団体金融機構債券	平成28年6月30日 ～平成30年2月26日	200,336	200,223	0.001	4年
政府保証債（外債） 第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券	平成23年1月13日	83,170	83,170 〔1,000百万米ドル〕	4.0	10年
非政府保証公募債 5年第12回～第24回地方公共団体金融機構債券	平成25年4月22日 ～平成30年11月19日	160,000	135,000 (30,000)	0.001 ～0.360	5年
非政府保証公募債 7年第1回地方公共団体金融機構債券	平成24年8月20日	20,000	20,000 (20,000)	0.446	7年
非政府保証公募債 第1回～第118回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月18日 ～平成31年3月22日	2,970,000	3,250,000 (245,000)	0.060 ～1.648	10年
非政府保証公募債 15年第1回～第3回地方公共団体金融機構債券	平成25年1月31日 ～平成26年1月22日	50,000	50,000	1.161 ～1.334	15年
非政府保証公募債 20年第1回～第73回地方公共団体金融機構債券	平成21年6月25日 ～平成31年3月22日	1,295,000	1,425,000	0.180 ～2.266	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第7回地方公共団体金融機構債券	平成26年6月26日 ～平成30年10月19日	55,000	75,000	0.569 ～1.864	30年
非政府保証公募債 40年第1回地方公共団体金融機構債券	平成31年2月26日	－	15,000	0.882	40年
非政府保証公募債 F2～6、8～17、19、20、22～25、27～29、31、34～37、39、41～52、54～153、155～164、166～169、171～210、212～243、245～276、278～456回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月23日 ～平成31年3月26日	2,206,530	2,380,659 (153,500)	0.001 ～2.334	2年 ～40年
非政府保証公募債 F53、F211、F244回 地方公共団体金融機構債券（変動利付）	平成23年2月1日 ～平成26年7月25日	35,000	35,000 (15,000)	変動	9年 ～30年
非政府保証債（外債） 第15、35、40～45、47～68回 地方公共団体金融機構債券	平成24年3月1日 ～平成31年3月12日	1,257,266	1,340,300 〔10,200百万米ドル〕 〔604百万豪ドル〕 〔58百万NZドル〕 〔1,080百万ユーロ〕	0.875 ～5.092	3年 ～10年

財務諸表

（単位：百万円）

銘柄	発行年月日	当期首残高	当期末残高	利率（%）	償還期限
非政府保証債（外債） 第30、36、38、39回地方公共団体金融機構債券	平成24年6月6日 ～平成25年7月22日	40,376	20,230 〔230百万米ドル〕 (10,367)	変動	5年 ～7年
縁故債 A号第1回～第110回地方公共団体金融機構債券	平成21年7月31日 ～平成31年3月26日	2,480,000	2,630,000 (280,000)	0.069 ～1.530	10年
縁故債 B号第1回～第41回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～平成31年3月26日	159,000	229,500	0.069 ～0.511	10年
縁故債 C号第1回～第41回地方公共団体金融機構債券	平成27年11月24日 ～平成31年3月26日	248,500	365,500	0.190 ～1.154	20年
縁故債 D号第1回～第36回地方公共団体金融機構債券	平成28年4月21日 ～平成31年3月26日	300,000	450,000	0.190 ～0.778	20年
地方公共団体金融機構債券小計	－	17,902,966	18,988,125 (1,727,777)	－	－
政府保証債（国内債） 第1回～第8回地方公営企業等金融機構債券	平成20年10月16日 ～平成21年5月25日	562,285	140,000 (140,000)	1.3 ～1.6	10年
非政府保証公募債 第1回～第4回地方公営企業等金融機構債券	平成20年11月25日 ～平成21年5月28日	139,996	60,000 (60,000)	1.59 ～1.77	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年1月26日 ～平成21年4月30日	84,967	84,970	2.07 ～2.29	20年
縁故債 A号第1回～第2回地方公営企業等金融機構債券	平成21年4月30日 ～平成21年5月26日	120,000	120,000 (120,000)	1.69 ～1.73	10年
地方公営企業等金融機構債券小計	－	907,249	404,970 (320,000)	－	－
政府保証債（国内債） 第884回～第886回公営企業債券	平成20年4月17日 ～平成20年6月19日	221,115	－	1.4 ～1.8	10年
政府保証債（国内債） 15年第1回～第5回公営企業債券	平成17年6月22日 ～平成19年7月18日	184,815	184,838	1.6 ～2.2	15年
政府保証債（外債） 第4回ユーロ・スターリングポンド ～第5回グローバル・円公営企業債券	平成11年8月9日 ～平成20年6月25日	103,366	28,376 〔150百万英ポンド〕 (28,380)	1.9 ～5.75	10年 ～20年
非政府保証公募債 第30回公営企業債券	平成20年6月16日	49,999	－	1.97	10年
非政府保証公募債 20年第1回～第25回公営企業債券	平成14年7月30日 ～平成20年6月16日	569,809	569,834	1.03 ～2.58	20年
非政府保証公募債 30年第1回～第10回公営企業債券	平成16年1月29日 ～平成18年9月20日	189,897	189,903	2.39 ～2.95	30年
非政府保証公募債 定時償還第1回～第3回公営企業債券	平成15年2月14日 ～平成16年6月9日	28,300	26,130 (2,170)	1.39 ～2.01	28年
縁故債 特別第1号第29回～第31回公営企業債券	平成20年4月30日 ～平成20年7月31日	127,000	－	1.59 ～1.91	10年
公営企業債券小計	－	1,474,304	999,082 (30,550)	－	－
合　計	－	**20,284,520**	**20,392,179 (2,078,327)**	－	－

（注）1.法第40条第2項の規定に基づき、機構の総資産を地方公共団体金融機構債券等20,392,179百万円の一般担保に供しております。
2.「政府保証債（外債）第1回グローバル・ドル地方公共団体金融機構債券」、「非政府保証債（外債）第15、35、40～45、47～68回地方公共団体金融機構債券」、「非政府保証債（外債）第30、36、38、39回地方公共団体金融機構債券」及び「政府保証債（外債）第4回ユーロ・スターリングポンド～第5回グローバル・円公営企業債券」の「当期末残高」欄の［　］は外貨建による金額です。
3.「当期末残高」欄の（内書）は1年以内償還予定の金額です。
4.貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
債券	2,078,327	2,072,865	2,345,072	2,124,677	2,332,910

3. 借入金等明細書

（単位：百万円）

区　　分	当期首残高	当期末残高	平均利率（%）	返済期限
短期借入金	－	－	－	－
1年以内に返済予定の長期借入金	80,000	10,000	0.210	平成32年3月9日
長期借入金 （1年以内に返済予定のものを除く。）	79,500	118,000	0.445	平成33年9月27日 ～平成41年3月15日
合　計	**159,500**	**128,000**	－	－

（注）1.平均利率は、支払利息額の合計を当期末残高に返済年数を乗じた額の合計で除することにより算出しております。
2.貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金	10,000	－	1,000	－	86,200

4. 引当金明細書

（単位：百万円）

区　　分	当期首残高	当期増加額	当期減少額（目的使用）	当期減少額（その他）	当期末残高
賞与引当金	57	57	57	－	57
役員賞与引当金	8	10	8	－	10
退職給付引当金	47	16	4	7	52
役員退職慰労引当金	24	8	6	1	24

5. 金利変動準備金等明細書

（単位：百万円）

区　　分	当期首残高	誤謬の訂正による累積的影響額	遡及処理後当期首残高	当期増加額		当期減少額		差引当期末残高
					うち繰入額等		うち繰出額	
金利変動準備金	2,200,000	－	2,200,000	－	－	－		2,200,000
公庫債権金利変動準備金	870,453	4,306	874,759	122,381		400,064	－	597,076
合　計	**3,070,453**	**4,306**	**3,074,759**	**122,381**	－	**400,064**	－	**2,797,076**

（注）「公庫債権金利変動準備金」の「当期減少額」は、国帰属省令の規定に基づき、公庫債権金利変動準備金を国に帰属させたことによる取り崩しです。

6. 地方公共団体健全化基金明細書

（単位：百万円）

区　　分	当期首残高	当期増加額		当期減少額		当期末残高
		積立額	組入額	取崩額	その他	
基本地方公共団体健全化基金	920,287	4,949	－	4,949	－	920,287
合　計	**920,287**	**4,949**	－	**4,949**	－	**920,287**

（注）1.「基本地方公共団体健全化基金」の「当期増加額」の「積立額」は、全額が法第46条第1項に規定する納付金の法第46条第2項に基づく受入額です。
2.「基本地方公共団体健全化基金」の「当期減少額」の「取崩額」は、法第46条第6項の規定に基づき、地方公共団体健全化基金を取り崩した額です。

参考情報

内部統制報告書

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	地方公共団体金融機構の財務及び会計に関する省令 第 19 条第 1 項及び第 28 条
【作成日】	令和元年 5 月 28 日
【法人名】	地方公共団体金融機構
【英訳名】	Japan Finance Organization for Municipalities
【代表者の役職氏名】	理事長　瀧野 欣彌
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【主たる事務所の所在の場所】	東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館
【縦覧に供する場所】	東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

理事長瀧野欣彌は、当機構の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成31年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、当機構の財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。また、対象の性質に応じて、決算業務の適正性（決算・財務報告プロセス統制）、ＩＴの適切な運営（ＩＴ全般統制）についての評価活動を実施しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当機構は事業拠点が単一であることも踏まえ、事業目的に大きく関わる勘定科目として貸付金及び債券に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度の末日（平成31年3月31日）現在の当機構の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。

以上

健全化判断比率等に基づく平成 30 年度末貸付残高の分類

金融検査マニュアルでは、地方公共団体に対する貸付けは、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないという理由から、債務者区分を「非区分」、債権分類を「非分類」として取り扱うものとされています。

平成30年度の機構貸付残高23兆5,030億円のうち、23兆4,739億円、99.88%は、地方公共団体向けの貸付債権となっております。

近年、一部の地方公共団体において、公債費の増大により、財政が硬直化する団体が見られるようになりました。

国は、そのような地方公共団体及び地方公営企業の財政を、早期に健全化させるため、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）を制定し、財政の硬直化が見られる地方公共団体及び地方公営企業における早期健全化を進めています。

機構では、財政健全化法による分類を元に、地方公共団体・地方公営企業の財政状況を把握するとともに貸付残高の分類を行い、債権管理を実施しております。

1. 地方公共団体（都道府県・市区町村・一部事務組合等）への貸付残高の状況

（単位：百万円）

財政健全化法による分類	団体数	平成29年度末貸付残高	割合	団体数	平成30年度末貸付残高	割合	増減		
							団体数	貸付残高	割合
財政再生団体	1	6,209	0.03%	1	6,325	0.03%	0	115	0.00%
財政健全化団体	0	0	0.00%	0	0	0.00%	0	0	0.00%
健全団体	2,148	23,723,047	99.97%	2,154	23,467,618	99.97%	6	-255,429	0.00%
合計	**2,149**	**23,729,257**	**100.00%**	**2,155**	**23,473,943**	**100.00%**	**6**	**-255,314**	

（注）1. 地方公共団体(都道府県・市区町村・一部事務組合等)への貸付残高は、各地方公共団体への一般会計債、臨時財政対策債及び公営企業債の貸付残高の合計である。
2. 都道府県・市区町村、一部事務組合等の残高に地方道路公社(20)29,149百万円を加えると、平成30年度末残高は23,503,092百万円となる。
3. 「平成30年度末貸付残高」は、総務省が平成30年度に発表した「平成29年度決算に基づく健全化判断比率(確報値)」により分類。
4. 貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。
5. 「財政再生団体」とは、財政健全化法に基づき、財政再生計画を定めている団体である。
6. 「財政健全化団体」とは、財政健全化法に基づき、財政健全化計画を定めている団体である。
7. 「健全団体」とは、前記5、6以外の団体である。

2. 地方公営企業への貸付残高の状況（1の内数）

（単位：百万円）

財政健全化法による分類	事業主体数	平成29年度末貸付残高	割合	事業主体数	平成30年度末貸付残高	割合	増減		
							事業主体数	貸付残高	割合
経営健全化企業	1	100,376	0.74%	0	0	0.00%	-1	-100,376	-0.74%
健全企業	4,887	13,426,790	99.26%	4,865	13,048,451	100.00%	-22	-378,338	0.74%
合計	**4,888**	**13,527,166**	**100.00%**	**4,865**	**13,048,451**	**100.00%**	**-23**	**-478,715**	

（注）1. 「平成30年度末貸付残高」は、総務省が平成30年度に発表した「平成29年度決算に基づく資金不足比率(確報値)」により分類。
2. 事業主体数とは、地方公共団体及び一部事務組合・広域連合・企業団が所管する各事業数である。
3. 貸付残高は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。
4. 「経営健全化企業」とは、財政健全化法に基づき、経営健全化計画を定めている事業主体である。
5. 「健全企業」とは、前記4以外の事業主体である。

参考情報

地方公共団体金融機構貸付債権における自己査定結果（平成 30 年度末残高）

（単位：百万円）

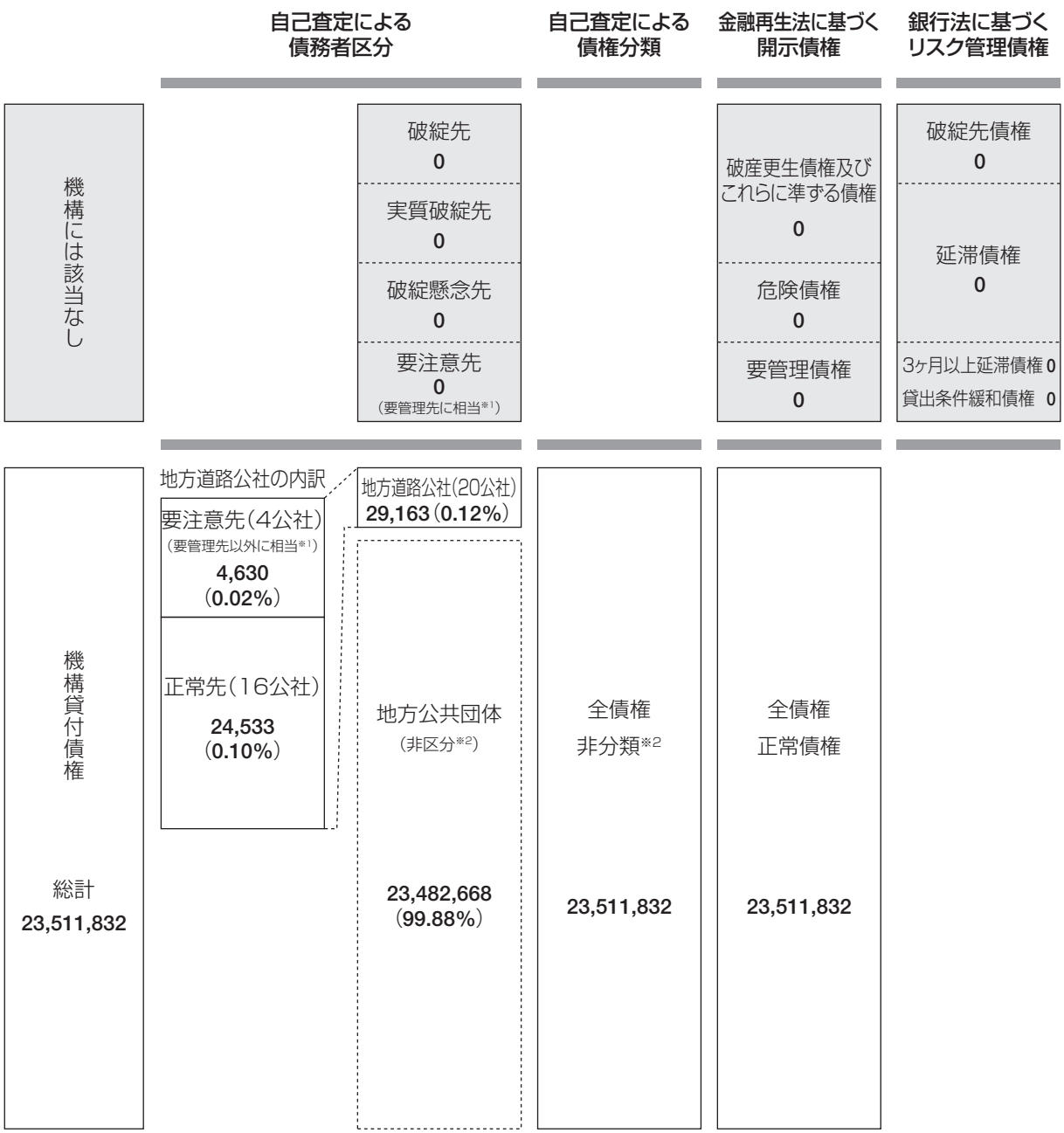

（注）1. 地方道路公社については機構が定める自己査定に関する規程の区分を用い、地方公共団体については貸付審査に関する規程の区分を用いて、貸付債権を適正に管理している。
2. 地方道路公社の自己査定による債務者区分は、平成29年度決算の数値を用いて区分している。
3. 自己査定の対象債権及び金融再生法に基づく開示債権は貸出金及び未収利息であり、リスク管理債権の対象債権は貸出金である。
4. 債権額は単位未満切り捨てのため、割合は小数点第3位を四捨五入しているため、計が合わないことがある。

【参考】
※1 金融検査マニュアルでは、債務者区分は5区分とされているが、債務者区分と金融再生法に基づく開示債権等との関係性を明示するため、便宜的に要注意先を2つ（要管理先に相当・要管理先以外に相当）に区分して表記している。
※2 金融検査マニュアルでは、地方公共団体に対する貸付債権については、回収の危険性又は価値の毀損の危険性がないという理由から、債務者区分は要しないもの（非区分）とされ、債権分類については非分類とされている。

市場リスクに係る定量的情報

機構において、市場リスクのうちで主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、貸付金、債券及び長期借入金です。

一般勘定の貸付金、債券及び長期借入金については、前記のとおりデュレーションギャップに係る管理目標を設定し、金利リスクを適切に管理しております。一方で、ΔEVE[注1]のTier1資本相当額[注2]に対する比率をはじめとする金利リスクの定量的情報については、それらの算出結果をALM 委員会に報告し、金利リスクの状況あるいは推移等の確認を行うこととしておりますが、管理目標を定めておらず、金利リスク管理について定量的分析は利用しておりません。

(注1)金融庁が定めた監督指針に基づいて我が国の民間金融機関が適用を受ける重要性テストに準じて算出した、金利ショックに対する経済的価値の減少額の最大値を指します。
(注2)金利変動準備金も民間金融機関のTier1資本に相当するものとしています。

一般勘定におけるこれらの金融商品について、定期的に推移等の確認を行うこととしたΔEVEのTier1資本相当額に対する比率は、平成31年3月31日現在、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	ΔEVEのTier1資本相当額に対する比率 (a)=-(b)/(e)	ΔEVE (100ベーシス・ポイントの金利上昇による時価変動額) ※利益はプラス、損失はマイナス			Tier1資本に相当する額 (e)
		合計 (b)=(c)+(d)	貸付金 (c)	債券及び長期借入金 (d)	
一般勘定	14.7% (△1.6%)	△358,101 (＋35,983)	△1,287,281 (△46,439)	929,179 (＋82,422)	2,437,382 (＋23,620)

(注)(　)内は前年同期比

ΔEVEのTier1資本相当額に対する比率は以下の条件等に基づき算出しております。

a．将来キャッシュ・フローについて

貸付金については、金利方式ごとに区分して将来キャッシュ・フローを算出しております。なお、将来の繰上償還等は見込んでおりません。

債券のうち固定利付債券及び長期借入金については、償還計画に基づき将来キャッシュ・フローを算出しております。金利スワップの特例処理適用後の変動利付債券については固定利付債券として将来キャッシュ・フローを算出しております。

b．指標となる金利について

貸付金、債券及び長期借入金の評価にあたっては、平成31年3月31日現在の国債レートを用いております。

c．ΔEVEの算出について

ΔEVEの算出にあたっては、平成31年３月31日現在、金利を除くリスク変数が一定であることを前提に、指標となる金利（国債レート）について、①一律に上昇、②一律に下落、③スティープ化、④フラット化、⑤短期金利が上昇、⑥短期金利が下落すると想定した場合のいずれかのうち、時価損失額が最も大きくなる額としています。

なお、金利が一律に上昇することを想定した場合に、時価損失額が最も大きくなることを把握しており、外貨建債券は通貨スワップ、外貨預金は為替予約取引を行っていることから、100ベーシス・ポイントの金利上昇の場合のみ算出しております。

参考情報

流動性リスクに係る定量的情報

機構では、平成27年3月から自主的な取組としてバーゼルⅢ規制を参考にして流動性リスク管理の対応を行っており、ALM委員会の下で流動性補完資産確保方針を定め、翌月の機構債券等の償還金や利息の支払いに支障をきたさないよう、換金性の高い資産（＝流動性補完資産）を保有しております。

機構の主要な資金収支は、自治体への貸付及び貸付に伴う回収、債券発行を中心とした市場からの資金調達及び資金調達に伴う元利金の支払いです。このことから、機構における資金流出及び資金流入は限定的であり、あらかじめ翌月の資金収支が予測できるため、当月末時点を基準として、資金管理部署において流動性補完資産を保有しております。また、当月末時点での流動性補完資産の保有状況について、資金管理部署とは独立したリスク管理部署においてモニタリングをしております。

なお、平成31年4月から保有資産や算出方法をよりバーゼルⅢ規制に沿った方針に見直しを行っており、以下の数値は参考までに改正後の方針に基づき、算出した数値であります。

（単位：百万円、%(四捨五入により計上)）

項目		平成31年3月末時点	
＜１＞流動性補完資産			
1	流動資産の合計額※1		75,000
＜２＞資金流出額		資金流出率を乗じる前の額	資金流出率を乗じた後の額
2	無担保資金調達に係る資金(負債性有価証券は除く)の額	0	0
3	負債性有価証券の額	262,022	262,022
4	資金流出合計額		262,022
＜３＞資金流入額		資金流入率を乗じる前の額	資金流入率を乗じた後の額
5	資金運用等に係る資金流入額※2	187,000	187,000
6	貸付金等の回収に係る資金流入額	0	0
7	その他資金流入額※3	20,000	20,000
8	資金流入合計額※4		196,517
＜４＞流動性補完資産比率			
9	算入可能流動資産の合計額		75,000
10	純資金流出額		65,505
11	流動性補完資産比率		115

＜参考＞		
準流動資産の合計額※5		658,481
準流動性補完資産比率※6		1,120

※1 機構は中央銀行(日本銀行)には預金口座を保有していないため、流動資産とは当座預金及び国庫短期証券、利付国債により保有する金額です。なお、当座預金は、万が一預金先金融機関が破綻した場合においても、預金保険制度により預金全額が保護対象となっております。

※2 資金運用等に係る資金流入額は、地方公共団体金融機構法第45条第2号又は第3号に定めのあるもののうち、元本が確保されかつ期日の定めのある一定要件を満たしたものです。

※3 その他資金流入額とは、政府保証債発行額です。

※4 資金流入合計額は、資金流出合計額に75%を乗じて得た額が上限となっております。

※5 準流動資産とは、普通預金により保有する金額です。

※6 準流動性補完資産比率とは、流動資産と準流動資産の合計額を合算した値を純資金流出額で除して算出しております。

参考資料・機構データ

参考資料	**108**
代表者会議・経営審議委員会開催実績（平成 30 年度）	**108**
平成 30 年度地方債計画資金区分（第 4 次改正後）	**109**
平成 30 年度事業別貸付計画	**112**
平成 30 年度貸付金回収状況	**113**
平成 30 年度末事業別貸付残高	**114**
平成 30 年度末都道府県別貸付残高	**116**
令和元年度同意（許可）債貸付条件一覧	**120**
平成 31 年度地方債計画	**122**
平成 30 年度債券発行実績	**127**
機構データ	**131**
沿革	**131**
組織図	**132**
役員・所在地	**133**

参考資料

代表者会議・経営審議委員会開催実績（平成30年度）

■ 代表者会議の開催実績

回　数	年　月　日	概　　要
第50回	平成30年6月18日	・平成29年度決算 ・会計監査人の選任
第51回	平成30年7月26日	・役員の任命及び任命の同意 ・経営審議委員会委員の任命
第52回	平成30年9月25日	・役員の任命及び任命の同意
第53回	平成31年3月14日	・平成31年度事業計画 ・平成31年度予算、平成31年度資金計画、収支に関する中期的な計画

■ 経営審議委員会の開催実績

回　数	年　月　日	概　　要
第28回	平成30年6月1日	・平成29年度決算
第29回	平成30年8月1日	・委員長の互選
第30回	平成31年3月7日	・平成31年度事業計画 ・平成31年度予算

平成30年度地方債計画資金区分（第4次改正後）

■ 通常収支分

（単位：億円）

項　目	合　計	公的資金			民間等資金		
		計	財政融資	地方公共団体金融機構	計	市場公募	銀行等引受
一　一般会計債							
1 公共事業等	21,291	6,351	5,901	450	14,940	8,084	6,856
2 公営住宅建設事業	1,150	417	294	123	733	658	75
3 災害復旧事業	3,595	3,595	3,595	0	0	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	7,691	3,557	3,042	515	4,134	1,175	2,959
（1）学校教育施設等	3,995	2,163	1,945	218	1,832	409	1,423
（2）社会福祉施設	551	163	0	163	388	204	184
（3）一般廃棄物処理	1,312	1,014	880	134	298	116	182
（4）一般補助施設等	1,293	217	217	0	1,076	156	920
（5）施設（一般財源化分）	540	0	0	0	540	290	250
5 一般単独事業	22,713	4,187	126	4,061	18,526	9,518	9,008
（1）一般	2,346	78	0	78	2,268	1,853	415
（2）地域活性化	755	92	0	92	663	465	198
（3）防災対策	871	262	126	136	609	328	281
（4）地方道路等	3,221	285	0	285	2,936	2,747	189
（5）旧合併特例	6,200	863	0	863	5,337	619	4,718
（6）緊急防災・減災	5,000	1,678	0	1,678	3,322	1,862	1,460
（7）公共施設等適正管理	4,320	929	0	929	3,391	1,644	1,747
6 辺地及び過疎対策事業	5,114	4,740	4,539	201	374	0	374
（1）辺地対策	488	488	488	0	0	0	0
（2）過疎対策	4,626	4,252	4,051	201	374	0	374
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	0	345	71	274
8 行政改革推進	700	0	0	0	700	429	271
9 調整	100	0	0	0	100	0	100
計	62,699	22,847	17,497	5,350	39,852	19,935	19,917
二　公営企業債							
1 水道事業	6,008	5,281	3,041	2,240	727	324	403
2 工業用水道事業	267	114	0	114	153	18	135
3 交通事業	1,347	367	140	227	980	512	468
4 電気事業・ガス事業	225	86	0	86	139	33	106
5 港湾整備事業	508	182	153	29	326	104	222
6 病院事業・介護サービス事業	3,822	1,990	828	1,162	1,832	1,012	820
7 市場事業・と畜場事業	423	54	0	54	369	171	198
8 地域開発事業	745	0	0	0	745	446	299
9 下水道事業	12,866	7,362	3,497	3,865	5,504	2,079	3,425
10 観光その他事業	169	7	0	7	162	17	145
計	26,380	15,443	7,659	7,784	10,937	4,716	6,221
合　計	89,079	38,290	25,156	13,134	50,789	24,651	26,138
三　臨時財政対策債	39,865	14,830	9,368	5,462	25,035	13,549	11,486
四　退職手当債	800	0	0	0	800	0	800
総　計	**129,744**	**53,120**	**34,524**	**18,596**	**76,624**	**38,200**	**38,424**

参考資料

■ 東日本大震災分

復旧・復興事業

（単位：億円）

項　　目	合　計	公的資金	
		財政融資	地方公共団体 金融機構
一般会計債			
公営住宅建設事業	30	22	8
災害復旧事業	9	9	0
一般単独事業	2	0	2
計	41	31	10
公営企業債			
下水道事業	12	5	7
計	12	5	7
総　　計	**53**	**36**	**17**

■ 通常収支分と東日本大震災分の合計

（単位：億円）

項　目	合　計	公的資金			民間等資金		
		計	財政融資	地方公共団体金融機構	計	市場公募	銀行等引受
一　一般会計債							
1 公共事業等	21,291	6,351	5,901	450	14,940	8,084	6,856
2 公営住宅建設事業	1,180	447	316	131	733	658	75
3 災害復旧事業	3,604	3,604	3,604	0	0	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	7,691	3,557	3,042	515	4,134	1,175	2,959
（1）学校教育施設等	3,995	2,163	1,945	218	1,832	409	1,423
（2）社会福祉施設	551	163	0	163	388	204	184
（3）一般廃棄物処理	1,312	1,014	880	134	298	116	182
（4）一般補助施設等	1,293	217	217	0	1,076	156	920
（5）施設（一般財源化分）	540	0	0	0	540	290	250
5 一般単独事業	22,715	4,189	126	4,063	18,526	9,518	9,008
（1）一般	2,348	80	0	80	2,268	1,853	415
（2）地域活性化	755	92	0	92	663	465	198
（3）防災対策	871	262	126	136	609	328	281
（4）地方道路等	3,221	285	0	285	2,936	2,747	189
（5）旧合併特例	6,200	863	0	863	5,337	619	4,718
（6）緊急防災・減災	5,000	1,678	0	1,678	3,322	1,862	1,460
（7）公共施設等適正管理	4,320	929	0	929	3,391	1,644	1,747
6 辺地及び過疎対策事業	5,114	4,740	4,539	201	374	0	374
（1）辺地対策	488	488	488	0	0	0	0
（2）過疎対策	4,626	4,252	4,051	201	374	0	374
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	0	345	71	274
8 行政改革推進	700	0	0	0	700	429	271
9 調整	100	0	0	0	100	0	100
計	62,740	22,888	17,528	5,360	39,852	19,935	19,917
二　公営企業債							
1 水道事業	6,008	5,281	3,041	2,240	727	324	403
2 工業用水道事業	267	114	0	114	153	18	135
3 交通事業	1,347	367	140	227	980	512	468
4 電気事業・ガス事業	225	86	0	86	139	33	106
5 港湾整備事業	508	182	153	29	326	104	222
6 病院事業・介護サービス事業	3,822	1,990	828	1,162	1,832	1,012	820
7 市場事業・と畜場事業	423	54	0	54	369	171	198
8 地域開発事業	745	0	0	0	745	446	299
9 下水道事業	12,878	7,374	3,502	3,872	5,504	2,079	3,425
10 観光その他事業	169	7	0	7	162	17	145
計	26,392	15,455	7,664	7,791	10,937	4,716	6,221
合　計	89,132	38,343	25,192	13,151	50,789	24,651	26,138
三　臨時財政対策債	39,865	14,830	9,368	5,462	25,035	13,549	11,486
四　退職手当債	800	0	0	0	800	0	800
総　計	**129,797**	**53,173**	**34,560**	**18,613**	**76,624**	**38,200**	**38,424**

参考資料

平成30年度事業別貸付計画

（単位：億円、%）

区分	事業等名	平成30年度計画額（A）	平成29年度計画額（B）	差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100	【参考】平成30年度地方債計画計上額
一般会計債	公共事業等	677	863	△186	△21.6	349
	公営住宅事業	195	176	19	10.8	129
	全国防災事業	－	106	△106	皆減	－
	学校教育施設等整備事業	151	176	△25	△14.2	68
	社会福祉施設整備事業	172	151	21	13.9	113
	一般廃棄物処理事業	188	167	21	12.6	67
	一般事業	93	78	15	19.2	80
	地域活性化事業	121	94	27	28.7	84
	防災対策事業	166	140	26	18.6	136
	地方道路等整備事業	304	298	6	2.0	285
	合併特例事業	935	705	230	32.6	863
	緊急防災・減災事業	1,060	1,504	△444	△29.5	1,678
	公共施設等適正管理推進事業	437	371	66	17.8	929
	過疎対策事業	101	－	101	皆増	200
	計	4,600	4,829	△229	△4.7	4,981
臨時財政対策債		5,317	5,734	△417	△7.3	5,462
（一般会計債等分計）		9,917	10,563	△646	△6.1	10,443
公営企業債	水道事業（上水道）	1,569	1,499	70	4.7	1,831
	（簡易水道）	152	224	△72	△32.1	178
	交通事業（一般交通）	14	13	1	7.7	13
	（都市高速鉄道）	216	249	△33	△13.3	211
	病院事業	1,075	1,271	△196	△15.4	1,147
	下水道事業	3,367	3,257	110	3.4	3,701
	工業用水道事業	65	101	△36	△35.6	92
	電気事業	42	43	△1	△2.3	51
	ガス事業	29	28	1	3.6	35
	介護サービス事業	14	31	△17	△54.8	15
	市場事業	102	80	22	27.5	45
	と畜場事業	3	10	△7	△70.0	1
	駐車場事業	5	1	4	400.0	4
	小計	6,653	6,807	△154	△2.3	7,324

（単位：億円、%）

区分 / 事業等名		平成30年度計画額（A）	平成29年度計画額（B）	差引 (A)-(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100	【参考】平成30年度地方債計画計上額
公営企業債	港湾整備事業	26	22	4	18.2	29
	観光施設事業・産業廃棄物処理事業	4	8	△4	△50.0	3
	小計	30	30	0	0.0	32
計		6,683	6,837	△154	△2.3	7,356
計		**16,600**	**17,400**	**△800**	**△4.6**	**17,799**（前年度比△1.8%）

（注1）事業等名は、平成30年度地方債計画に基づき区分した。
（注2）貸付計画額は、地方債計画を基礎として過去の執行実績等を勘案した。
（注3）地方債計画における東日本大震災分については、本表の各関係事業において計65億円を計上した。
（注4）過疎対策事業は、簡易水道施設及び下水道処理施設を貸付けの対象とする。
（注5）上記のほか、次のものを貸付けの対象とする。
・東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
・旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

平成30年度貸付金回収状況

区分		元金 件数（件）	元金 金額（百万円）	利息 件数（件）	利息 金額（百万円）
長期貸付定期償還	一般貸付	446,024	1,708,300	502,732	313,448
	公社貸付	355	8,047	355	585
	計	**446,379**	**1,716,347**	**503,087**	**314,033**
長期貸付繰上償還	一般貸付	457	200,083	34	0
	公社貸付	8	1,787	–	–
	計	**465**	**201,870**	**34**	**0**
同意（許可）前貸付償還		–	–	–	–
短期貸付償還		–	–	–	–
計		**446,844**	**1,918,217**	**503,121**	**314,033**

（注）四捨五入により計が一致しないことがあります。

参考資料

平成30年度末事業別貸付残高

区　分	事　業　等　名	件　数(件)	金　額(百万円)	構　成　比(%)
一般会計債	公共事業等	3,911	483,415	2.1
	公営住宅	3,918	273,025	1.2
	全国防災	1,290	146,538	0.6
	学校教育施設等整備	1,185	69,554	0.3
	社会福祉施設整備	1,414	109,912	0.5
	一般廃棄物処理	355	41,497	0.2
	一般	804	81,019	0.3
	地域活性化	1,494	72,599	0.3
	防災対策	2,197	165,931	0.7
	地方道路等整備	5,526	518,400	2.2
	合併特例	5,257	1,063,573	4.5
	緊急防災・減災	8,684	757,954	3.3
	公共施設最適化	90	22,421	0.1
	公共施設等適正管理推進	284	42,889	0.2
	過疎対策	119	4,301	0.0
	臨時地方道整備	15,409	902,560	3.8
	臨時河川等整備	1,473	37,293	0.2
	臨時高等学校整備	138	16,957	0.1
	一般補助施設整備等	9	2,216	0.0
	(小 計)	53,557	4,812,055	20.5
臨時財政対策債		7,457	5,617,738	23.9
公営企業債	上水道	46,733	3,042,633	12.9
	簡易水道	7,695	244,614	1.0
	一般交通	153	11,559	0.0
	高速鉄道	682	830,407	3.5
	病院	3,902	1,059,627	4.5
	下水道	123,665	7,417,670	31.6
	工業用水道	2,246	180,197	0.8
	電気	500	46,603	0.2
	ガス	337	31,841	0.1

区　分	事　業　等　名	件　数(件)	金　額(百万円)	構　成　比(%)
公営企業債	港湾整備	922	44,181	0.2
	介護サービス	453	20,660	0.1
	市場	613	85,694	0.4
	と畜場	121	9,378	0.0
	観光施設	77	2,946	0.0
	駐車場	129	15,913	0.1
	産業廃棄物処理	9	224	0.0
	(小 計)	188,237	13,044,150	55.5
計		249,251	23,473,943	99.9
地方道路公社	有料道路(公社貸付)	153	29,149	0.1
合　計		249,404	23,503,092	100.0

(注1)有料道路事業については、機構の貸付対象事業とされておりません。また、機構は、地方道路公社に対しては貸付けを行いません。
(注2)四捨五入により計が一致しないことがあります。

参考資料

平成30年度末都道府県別貸付残高

都道府県名	都道府県		市		町村	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
北海道	295	469,826	5,291	686,424	8,114	198,852
青森県	194	37,680	2,027	254,985	1,391	44,814
岩手県	250	56,391	2,733	253,056	794	30,938
宮城県	345	127,651	4,638	413,066	2,631	51,237
秋田県	203	27,459	4,664	260,824	1,081	11,020
山形県	225	81,083	2,771	168,705	1,911	34,553
福島県	426	86,228	3,618	249,721	3,047	54,196
茨城県	480	140,638	6,734	460,250	1,407	41,962
栃木県	269	73,070	3,234	220,772	814	27,014
群馬県	248	37,733	3,467	198,808	1,790	34,683
埼玉県	252	257,425	6,486	681,075	1,766	54,741
千葉県	394	117,279	5,276	708,544	890	25,942
東京都	111	123,877	2,204	314,439	174	5,205
神奈川県	217	213,806	3,211	857,547	1,176	44,955
新潟県	266	52,753	8,175	461,417	971	18,981
富山県	255	29,605	3,753	299,956	558	23,852
石川県	157	33,595	2,810	193,741	1,250	43,641
福井県	227	36,019	2,216	157,957	825	12,125
山梨県	150	36,764	2,919	113,154	1,012	14,590
長野県	256	35,693	4,205	267,428	3,141	60,337
岐阜県	220	161,934	4,354	213,917	1,305	39,347
静岡県	327	52,710	5,096	365,020	788	26,452
愛知県	247	236,315	5,295	645,004	878	24,536
三重県	413	152,568	4,049	309,142	1,075	28,093

（単位：件、百万円）

企業団等		道路公社		合計		構成比
件数	金額	件数	金額	件数	金額	
303	27,319			14,003	1,382,421	5.9%
111	14,797			3,723	352,277	1.5%
218	19,322			3,995	359,706	1.5%
127	7,188			7,741	599,143	2.5%
8	190			5,956	299,493	1.3%
168	7,210			5,075	291,550	1.2%
187	19,479	1	25	7,279	409,649	1.7%
262	25,295	1	35	8,884	668,179	2.8%
14	3,132	7	105	4,338	324,094	1.4%
213	27,975			5,718	299,199	1.3%
324	19,555	5	65	8,833	1,012,860	4.3%
406	40,010	5	945	6,971	892,720	3.8%
33	16,689			2,522	460,210	2.0%
64	52,892			4,668	1,169,200	5.0%
173	15,574			9,585	548,725	2.3%
147	13,837	6	36	4,719	367,286	1.6%
29	3,223			4,246	274,200	1.2%
70	3,222			3,338	209,322	0.9%
154	5,567			4,235	170,075	0.7%
182	14,297	4	116	7,788	377,870	1.6%
10	998			5,889	416,195	1.8%
80	8,924	7	297	6,298	453,404	1.9%
84	2,793	37	15,775	6,541	924,422	3.9%
31	4,810			5,568	494,613	2.1%

参考資料

都道府県名	都道府県		市		町村	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
滋賀県	194	79,412	4,211	233,961	597	14,134
京都府	196	33,873	3,654	482,137	1,108	29,820
大阪府	101	152,534	5,715	1,269,149	996	37,297
兵庫県	324	432,835	8,069	963,573	2,097	87,230
奈良県	273	116,537	2,439	190,171	1,971	61,667
和歌山県	107	48,676	1,719	219,229	1,476	56,697
鳥取県	345	94,860	1,283	108,132	1,827	45,209
島根県	283	99,529	2,649	206,725	290	8,113
岡山県	265	93,554	4,591	352,023	1,268	28,301
広島県	440	187,327	4,284	459,070	901	29,272
山口県	422	56,588	4,254	270,846	607	11,973
徳島県	199	45,745	1,435	120,402	817	29,190
香川県	162	23,525	1,745	107,406	697	19,953
愛媛県	83	26,191	2,265	196,747	632	24,601
高知県	155	95,592	1,649	138,102	762	26,547
福岡県	94	141,802	5,191	883,239	2,150	98,762
佐賀県	63	36,865	1,630	161,223	661	30,192
長崎県	143	57,957	2,772	276,073	705	18,525
熊本県	152	69,848	2,713	202,224	1,617	48,046
大分県	91	24,529	2,241	140,511	190	7,128
宮崎県	152	69,878	2,013	148,445	717	18,832
鹿児島県	175	138,367	2,303	167,911	837	27,027
沖縄県	233	104,628	1,573	158,859	882	25,474
合　計	**11,079**	**4,908,752**	**169,624**	**16,211,110**	**62,594**	**1,736,058**

（注1）四捨五入により計が一致しないことがあります。
（注2）東京都の「市」欄には特別区に対する貸付（298件、67,371百万円）を含んでいます。

（単位：件、百万円）

企業団等		道路公社		合計		構成比
件数	金額	件数	金額	件数	金額	
138	8,149			5,140	335,656	1.4%
30	6,899	7	293	4,995	553,022	2.4%
284	67,810	5	564	7,101	1,527,354	6.5%
429	52,056	21	913	10,940	1,536,606	6.5%
32	5,645			4,715	374,021	1.6%
92	8,266			3,394	332,867	1.4%
32	2,419			3,487	250,620	1.1%
75	3,702			3,297	318,070	1.4%
110	15,989			6,234	489,866	2.1%
15	2,226	15	4,222	5,655	682,117	2.9%
109	6,635			5,392	346,043	1.5%
3	27			2,454	195,364	0.8%
625	27,053			3,229	177,937	0.8%
16	893			2,996	248,433	1.1%
10	8,873			2,576	269,114	1.1%
311	24,419	24	5,566	7,770	1,153,788	4.9%
104	10,856			2,458	239,136	1.0%
15	3,198	5	180	3,640	355,933	1.5%
40	2,762	3	13	4,525	322,893	1.4%
				2,522	172,168	0.7%
13	853			2,895	238,008	1.0%
19	2,345			3,334	335,650	1.4%
54	2,651			2,742	291,612	1.2%
5,954	**618,023**	**153**	**29,149**	**249,404**	**23,503,092**	**100.0%**

参考資料

令和元年度同意（許可）債貸付条件一覧

貸付の種類		貸付対象事業				貸付条件					
						固定金利方式		利率見直し方式		利率の種類	償還の方法
						償還期限	据置期間	償還期限	据置期間		
一般貸付	長期貸付	一般会計債	公共事業等		道路	年以内 20	年以内 5	年以内 20	年以内 5	機構特別利率	半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還
					学校教育施設等整備（太陽光発電整備）	15	3	15	3		
					社会福祉施設整備	25	3	25	3		
			公営住宅			25	5	25	5		
			教育・福祉施設等整備事業	学校教育施設等整備事業	義務教育諸学校及び高等学校等施設	25	3	25	3		
					幼稚園その他の学校施設等	25	3	25	3		
				社会福祉施設整備		25	3	25	3		
				一般廃棄物処理事業		20	3	20	3		
			一般単独	一般	地域総合整備資金貸付事業	15	5	15	5		
					被災施設復旧関連事業	30	5	30	5		
					河川等分	20	5	20	5		
					臨時高等学校改築等分						
					出資金・貸付金、負担金	30	5	30	5		
				地域活性化		30	5	30	5		
				防災対策							
				地方道路等整備		20	5	20	5		
				合併特例		30	5	30	5		
				緊急防災・減災							
				公共施設等適正管理推進							
				緊急自然災害防止対策事業							
			過疎対策事業	簡易水道施設・下水道処理施設		30	5	40	5		
				診療施設		30	5	30	5		
		臨時財政対策債		都道府県・指定都市に対する貸付け		–	–	30	3		
				上記以外の地方公共団体に対する貸付け				20	3		
		公営企業債	水道	上水道		30	5	40	5		
				簡易水道							
			交通	一般交通	バス	5	1	–	–		
					電車	13	3	13	3		
					車庫・営業所	20	5	30	5		
					連絡船	15	3	15	3		
				高速鉄道		30	5	40	5		
			病院	病院・診療所・看護師宿舎・職員宿舎		30	5	30	5		
				その他		10	2	10	2		
			下水道			30	5	40	5		
			工業用水道			30	5	40	5		

貸付の種類			貸付対象事業			貸付条件					
						固定金利方式		利率見直し方式		利率の種類	償還の方法
						償還期限	据置期間	償還期限	据置期間		
一般貸付	長期貸付	公営企業債	電気	水力発電		30	5	30	5	機構特別利率	半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還
				廃棄物発電・ごみ固形燃料発電		15	3	15	3		
				風力発電		17	3	17	3		
				太陽光発電							
			ガス			25	5	25	5		
			港湾整備	埋立		30	5	40	5	基準利率	
				上屋・倉庫・貯木場		30	3	31	3		
				荷役機械・引船		17	3	17	3		
			介護サービス			30	5	30	5	機構特別利率	
			市場			30	5	40	5		
			と畜場			30	5	30	5		
			観光施設	水族館・動物園舎等の建築物		18	3	18	3	基準利率	
				上記以外の施設		10	3	10	3		
			駐車場			20	3	20	3	機構特別利率	
			産業廃棄物処理			10	3	10	3	基準利率	
	同意・許可前貸付		長期貸付の対象事業すべて			原則として長期貸付に振り替える日		－		基準利率	

備考1 公営住宅事業の償還期限は、東日本大震災対策、熊本地震対策及び平成30年7月豪雨対策に係るもの（東日本大震災、熊本地震及び平成30年7月豪雨に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律関連）については、「30年以内」とする。

備考2 過疎対策事業の簡易水道施設及び下水道処理施設のうち、公営企業債の対象とならない普通会計で実施する事業の償還期限は、30年以内とする。

備考3 「出資金･貸付金、負担金」については、東日本大震災に係る災害援護資金貸付金分に限る。（償還期限15年以内、据置期間8年以内）

備考4 「出資金･貸付金、負担金」のうち貸付金の償還期限及び据置期間の設定に当たっては、当該貸付金の償還期限及び据置期間を上回らないこととする。

備考5 資本費平準化債の貸付条件については、各貸付対象事業ごとの貸付条件に準ずる。

備考6 一般会計出資債の償還期限は、30年以内とする。

備考7 利率見直し方式は借入後5年ごと、10年ごと、15年ごと、20年後又は30年後に利率の見直しを行うものとする。（ただし、臨時財政対策債については借入後5年ごと又は10年ごとの見直しとする。）

備考8 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債を貸付けの対象とする。この事業の償還期限及び据置期間は、建設される施設を本表により分類した場合に属することとなる施設（事業〔合併特例事業を除く。〕）の償還期限及び据置期間とする。
本表により分類した場合のいずれにも属さないときは、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第10条第1項第6号の規定による貸付けの償還期限及び据置期間とする。

参考資料

平成31年度地方債計画

1. 平成31年度地方債計画（通常収支分）

（単位：億円、%）

項　　目	平成31年度 計画額(A)	平成30年度 計画額(B)	差引 (A)−(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100
一　一般会計債				
1 公共事業等	16,627	16,476	151	0.9
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,084	-	6,084	皆増
3 公営住宅建設事業	1,140	1,130	10	0.9
4 災害復旧事業	955	873	82	9.4
5 教育・福祉施設等整備事業	3,402	3,391	11	0.3
（1）学校教育施設等	1,256	1,245	11	0.9
（2）社会福祉施設	383	383	0	0.0
（3）一般廃棄物処理	656	656	0	0.0
（4）一般補助施設等	567	567	0	0.0
（5）施設（一般財源化分）	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	25,415	22,634	2,781	12.3
（1）一般	2,113	2,332	△219	△9.4
（2）地域活性化	690	690	0	0.0
（3）防災対策	871	871	0	0.0
（4）地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
（5）旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
（6）緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
（7）公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
（8）緊急自然災害防止対策	3,000	-	3,000	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,085	125	2.5
（1）辺地対策	510	485	25	5.2
（2）過疎対策	4,700	4,600	100	2.2
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調整	100	100	0	0.0
計	59,978	50,734	9,244	18.2
二　公営企業債				
1 水道事業	5,946	5,389	557	10.3
2 工業用水道事業	307	216	91	42.1
3 交通事業	1,420	1,327	93	7.0
4 電気事業・ガス事業	262	225	37	16.4
5 港湾整備事業	569	508	61	12.0
6 病院事業・介護サービス事業	4,005	3,822	183	4.8
7 市場事業・と畜場事業	362	358	4	1.1
8 地域開発事業	912	745	167	22.4
9 下水道事業	12,773	12,298	475	3.9
10 観光その他事業	154	169	△15	△8.9
計	26,710	25,057	1,653	6.6
合　　計	86,688	75,791	10,897	14.4

（単位：億円、%）

項　　目		平成31年度 計画額(A)	平成30年度 計画額(B)	差引 (A)－(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100
三　臨時財政対策債		32,568	39,865	△7,297	△18.3
四　退職手当債		800	800	0	0.0
五　国の予算等貸付金債		(281)	(276)	(5)	(1.8)
総計		(281) **120,056**	(276) **116,456**	(5) **3,600**	(1.8) **3.1**
内訳	普通会計分	94,282	92,186	2,096	2.3
	公営企業会計等分	25,774	24,270	1,504	6.2
資金区分					
公的資金		47,892	45,848	2,044	4.5
財政融資資金		29,507	28,066	1,441	5.1
地方公共団体金融機構資金		18,385	17,782	603	3.4
（国の予算等貸付金）		(281)	(276)	(5)	(1.8)
民間等資金		72,164	70,608	1,556	2.2
市場公募		39,400	38,200	1,200	3.1
銀行等引受		32,764	32,408	356	1.1

その他同意等の見込まれる項目

1　資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債

2　地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補塡債

3　財政再生団体が発行する再生振替特例債

（備　考）

1　一般補助施設等のうち、特別転貸債分として56億円を計上している。

2　国の予算等貸付金債の（　）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

参考資料

2. 平成31年度地方債計画（東日本大震災分）

復旧・復興事業

（単位：億円、%）

項　目		平成31年度計画額(A)	平成30年度計画額(B)	差引(A)−(B)(C)	増減率(C)/(B)×100
一般会計債					
	公営住宅建設事業	9	30	△21	△70.0
	災害復旧事業	10	9	1	11.1
	一般単独事業	3	2	1	50.0
公営企業債					
	下水道事業	6	12	△6	△50.0
国の予算等貸付金債		(5)	(4)	(1)	(25.0)
総　計		(5) **28**	(4) **53**	(1) **△25**	(25.0) **△47.2**
内訳	普通会計分	12	32	△20	△62.5
	公営企業会計等分	16	21	△5	△23.8
資金区分	公的資金				
	財政融資資金	20	36	△16	△44.4
	地方公共団体金融機構資金	8	17	△9	△52.9
	（国の予算等貸付金）	(5)	(4)	(1)	(25.0)

その他同意等の見込まれる項目

1　東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債

2　上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る復興交付金等を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債

3　上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

4　旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

（備　考）
国の予算等貸付金債の（　）書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

3. 平成31年度地方債計画（通常収支分と東日本大震災分の合計）

（単位：億円、%）

項　　目	平成31年度 計画額(A)	平成30年度 計画額(B)	差引 (A)－(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100
一　一般会計債				
1 公共事業等	16,627	16,476	151	0.9
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	6,084	-	6,084	皆増
3 公営住宅建設事業	1,149	1,160	△11	△0.9
4 災害復旧事業	965	882	83	9.4
5 教育・福祉施設等整備事業	3,402	3,391	11	0.3
(1)学校教育施設等	1,256	1,245	11	0.9
(2)社会福祉施設	383	383	0	0.0
(3)一般廃棄物処理	656	656	0	0.0
(4)一般補助施設等	567	567	0	0.0
(5)施設(一般財源化分)	540	540	0	0.0
6 一般単独事業	25,418	22,636	2,782	12.3
(1)一般	2,116	2,334	△218	△9.3
(2)地域活性化	690	690	0	0.0
(3)防災対策	871	871	0	0.0
(4)地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5)旧合併特例	6,200	6,200	0	0.0
(6)緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7)公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8)緊急自然災害防止対策	3,000	-	3,000	皆増
7 辺地及び過疎対策事業	5,210	5,085	125	2.5
(1)辺地対策	510	485	25	5.2
(2)過疎対策	4,700	4,600	100	2.2
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調整	100	100	0	0.0
計	60,000	50,775	9,225	18.2
二　公営企業債				
1 水道事業	5,946	5,389	557	10.3
2 工業用水道事業	307	216	91	42.1
3 交通事業	1,420	1,327	93	7.0
4 電気事業・ガス事業	262	225	37	16.4
5 港湾整備事業	569	508	61	12.0
6 病院事業・介護サービス事業	4,005	3,822	183	4.8
7 市場事業・と畜場事業	362	358	4	1.1
8 地域開発事業	912	745	167	22.4
9 下水道事業	12,779	12,310	469	3.8
10 観光その他事業	154	169	△15	△8.9
計	26,716	25,069	1,647	6.6
合　　計	86,716	75,844	10,872	14.3

参考資料

（単位：億円、%）

項　　目		平成31年度 計画額(A)	平成30年度 計画額(B)	差引 (A)−(B) (C)	増減率 (C)/(B)×100
三　臨時財政対策債		32,568	39,865	△7,297	△18.3
四　退職手当債		800	800	0	0.0
五　国の予算等貸付金債		(286)	(280)	(6)	(2.1)
総計		(286) **120,084**	(280) **116,509**	(6) **3,575**	(2.1) **3.1**
内訳	普通会計分	94,294	92,218	2,076	2.3
	公営企業会計等分	25,790	24,291	1,499	6.2
資金区分					
公的資金		47,920	45,901	2,019	4.4
財政融資資金		29,527	28,102	1,425	5.1
地方公共団体金融機構資金		18,393	17,799	594	3.3
（国の予算等貸付金）		(286)	(280)	(6)	(2.1)
民間等資金		72,164	70,608	1,556	2.2
市場公募		39,400	38,200	1,200	3.1
銀行等引受		32,764	32,408	356	1.1

その他同意等の見込まれる項目

1　資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債

2　地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補塡債

3　財政再生団体が発行する再生振替特例債

4　旧公営企業金融公庫資金又は地方公共団体金融機構資金の使用によって取得した財産が、東日本大震災により焼失又は滅失した場合において繰上償還の財源として発行する被災施設借換債

（備　考）

1　一般補助施設等のうち、特別転貸債分として56億円を計上している。

2　国の予算等貸付金債の（　）書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

平成30年度債券発行実績

1. 地方金融機構債（公募国内債）

回号	年限	発行額（億円）	表面利率（%）	発行価額（円）	発行日	償還日
第107回	10年	250	0.200	100	H30.4.19	H40.4.28
第108回	10年	200	0.215	100	H30.5.22	H40.5.26
第109回	10年	200	0.220	100	H30.6.15	H40.6.28
第110回	10年	200	0.195	100	H30.7.20	H40.7.28
第111回	10年	250	0.264	100	H30.8.20	H40.8.28
第112回	10年	300	0.269	100	H30.9.21	H40.9.28
第113回	10年	300	0.299	100	H30.10.19	H40.10.27
第114回	10年	250	0.279	100	H30.11.19	H40.11.28
第115回	10年	250	0.200	100	H30.12.20	H40.12.28
第116回	10年	200	0.155	100	H31.1.25	H41.1.26
第117回	10年	200	0.166	100	H31.2.22	H41.2.28
第118回	10年	200	0.145	100	H31.3.22	H41.3.28
第66回	20年	150	0.559	100	H30.4.19	H50.4.28
第67回	20年	200	0.564	100	H30.6.15	H50.6.28
第68回	20年	200	0.530	100	H30.7.20	H50.7.28
第69回	20年	150	0.654	100	H30.9.21	H50.9.28
第70回	20年	150	0.729	100	H30.10.19	H50.10.28
第71回	20年	150	0.635	100	H30.12.20	H50.12.28
第72回	20年	150	0.534	100	H31.1.25	H51.1.28
第73回	20年	150	0.468	100	H31.3.22	H51.3.28
第23回	5年	100	0.040	100	H30.4.19	H35.4.28
第24回	5年	100	0.020	100	H30.11.19	H35.11.28
第6回	30年	100	0.850	100	H30.4.19	H60.4.28
第7回	30年	100	1.029	100	H30.10.19	H60.10.28
第1回	40年	150	0.882	100	H31.2.26	H71.2.28
F402回	2年	30	0.001	100.002	H30.4.25	H32.4.28
F403回	6年	30	0.058	100	H30.4.25	H35.11.28
F404回	7年	200	0.114	100	H30.4.25	H37.4.28
F405回	9年	30	0.151	100	H30.4.25	H39.1.28
F406回	21年	60	0.562	100	H30.4.25	H50.11.26
F407回	5年	80	0.040	100	H30.4.26	H35.6.26
F408回	6年	90	0.058	100	H30.4.26	H35.11.27
F409回	7年	30	0.092	100	H30.4.26	H37.6.27
F410回	8年	30	0.120	100	H30.4.26	H38.5.28
F411回	21年	30	0.551	100	H30.4.26	H51.3.28
F412回	6年	30	0.058	100	H30.4.27	H35.11.17
F413回	6年	30	0.058	100	H30.4.27	H35.11.20
F414回	6年	30	0.058	100	H30.4.27	H35.11.21
F415回	6年	30	0.058	100	H30.4.27	H35.11.22
F416回	6年	30	0.058	100	H30.4.27	H35.11.24
F417回	6年	30	0.058	100	H30.4.27	H35.11.27
F418回	6年	30	0.058	100	H30.4.27	H35.11.29
F419回	4年	200	0.025	100	H30.6.22	H34.12.1
F420回	7年	90	0.100	100	H30.6.28	H37.6.27

参考資料

回号	年限	発行額（億円）	表面利率（%）	発行価額（円）	発行日	償還日
F421回	7年	30	0.085	100	H30.7.25	H37.7.25
F422回	7年	30	0.088	100	H30.7.25	H37.7.29
F423回	17年	30	0.394	100	H30.7.31	H47.3.1
F424回	18年	50	0.431	100	H30.7.31	H48.3.28
F425回	5年	160	0.030	100	H30.7.26	H35.9.28
F426回	7年	200	0.110	100	H30.7.26	H37.6.20
F427回	12年	30	0.249	100	H30.7.26	H42.7.26
F428回	19年	30	0.474	100	H30.7.31	H49.3.27
F429回	7年	30	0.082	100	H30.7.27	H37.7.28
F430回	8年	30	0.096	100	H30.7.27	H38.3.27
F431回	15年	30	0.348	100	H30.7.27	H45.7.27
F432回	19年	50	0.630	100	H30.9.27	H49.9.28
F433回	9年	200	0.247	100	H30.10.24	H39.9.21
F434回	9年	30	0.229	100	H30.10.24	H39.10.28
F435回	36年	30	1.173	100	H30.10.24	H67.3.19
F436回	38年	30	1.217	100	H30.10.24	H69.3.28
F437回	40年	150	1.256	100	H30.10.24	H70.10.28
F438回	7年	30	0.123	100	H30.10.25	H38.3.27
F439回	8年	30	0.174	100	H30.10.25	H38.10.26
F440回	8年	30	0.174	100	H30.10.26	H38.10.27
F441回	9年	30	0.227	100	H30.10.25	H39.10.25
F442回	9年	30	0.227	100	H30.10.26	H39.10.26
F443回	40年	30	1.249	100	H30.10.25	H70.10.25
F444回	5年	130	0.020	100	H30.10.26	H35.12.26
F445回	8年	30	0.169	100	H30.10.26	H38.10.27
F446回	8年	30	0.169	100	H30.10.29	H38.10.30
F447回	9年	30	0.227	100	H30.10.26	H39.10.26
F448回	9年	30	0.227	100	H30.10.29	H39.10.29
F449回	18年	60	0.639	100	H30.10.26	H48.10.27
F450回	8年	30	0.132	100	H30.11.30	H38.11.30
F451回	8年	30	0.127	100	H30.11.30	H38.11.27
F452回	23年	35	0.696	100	H30.12.26	H54.6.27
F453回	9年	200	0.115	100	H31.1.30	H40.1.28
F454回	35年	50	0.852	100	H31.2.5	H66.3.27
F455回	5年	130	0.021	100	H31.2.26	H36.3.26
F456回	5年	200	0.020	100	H31.3.26	H36.2.26

償還方法:満期一括償還

2. 地方金融機構債（MTN プログラムによる債券）

回号	年限	発行額		表面利率（%）	発行価額（%）	発行日	償還日
		発行通貨	円換算後（億円）※				
63回	5年	10.00億米ドル	1,071	3.250	99.982	H30.4.24	H35.4.24
64回	10年	0.73億豪ドル	59	3.370	100	H30.6.26	H40.6.21
65回	4年	1.25億豪ドル	99	2.400	99.99	H30.9.26	H34.9.26
66回	5年	10.00億米ドル	1,124	3.375	99.499	H30.9.27	H35.9.27
67回	11年	0.80億ユーロ	99	1.106	100	H31.1.24	H42.1.24
68回	5年	10.00億米ドル	1,119	3.000	99.682	H31.3.12	H36.3.12

※円換算後の発行額は回号ごとに億円未満を四捨五入した金額である。
償還方法:満期一括償還

3. 地方公務員共済組合連合会等の引受けによる債券

（1）地共連引受債

回号	年限	発行額（億円）	表面利率（%）	発行価額（円）	発行日	償還日
A号第99回	10年	200	0.230	100	H30.4.19	H40.4.19
A号第100回	10年	200	0.245	100	H30.5.22	H40.5.22
A号第101回	10年	200	0.250	100	H30.6.21	H40.6.21
A号第102回	10年	100	0.225	100	H30.7.20	H40.7.20
A号第103回	10年	100	0.294	100	H30.8.20	H40.8.18
A号第104回	10年	100	0.299	100	H30.9.21	H40.9.21
A号第105回	10年	100	0.329	100	H30.10.19	H40.10.19
A号第106回	10年	100	0.309	100	H30.11.19	H40.11.17
A号第107回	10年	100	0.230	100	H30.12.20	H40.12.20
A号第108回	10年	100	0.185	100	H31.1.25	H41.1.25
A号第109回	10年	100	0.196	100	H31.2.22	H41.2.22
A号第110回	10年	100	0.175	100	H31.3.26	H41.3.26
D号第25回	20年	200	0.579	100	H30.4.19	H50.4.19
D号第26回	20年	200	0.579	100	H30.5.22	H50.5.21
D号第27回	20年	200	0.584	100	H30.6.21	H50.6.21
D号第28回	20年	100	0.550	100	H30.7.20	H50.7.20
D号第29回	20年	100	0.678	100	H30.8.20	H50.8.20
D号第30回	20年	100	0.674	100	H30.9.21	H50.9.21
D号第31回	20年	100	0.749	100	H30.10.19	H50.10.19
D号第32回	20年	100	0.722	100	H30.11.19	H50.11.19
D号第33回	20年	100	0.655	100	H30.12.20	H50.12.20
D号第34回	20年	100	0.554	100	H31.1.25	H51.1.25
D号第35回	20年	100	0.497	100	H31.2.22	H51.2.22
D号第36回	20年	100	0.488	100	H31.3.26	H51.3.25

※地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。
償還方法:満期一括償還

参考資料

(2) 地共済引受債

回号	年限	発行額(億円)	表面利率(%)	発行価額(円)	発行日	償還日
B号第30回	10年	40	0.230	100	H30.4.19	H40.4.19
B号第31回	10年	50	0.245	100	H30.5.22	H40.5.22
B号第32回	10年	45	0.250	100	H30.6.21	H40.6.21
B号第33回	10年	55	0.225	100	H30.7.20	H40.7.20
B号第34回	10年	105	0.294	100	H30.8.20	H40.8.18
B号第35回	10年	45	0.299	100	H30.9.21	H40.9.21
B号第36回	10年	40	0.329	100	H30.10.19	H40.10.19
B号第37回	10年	55	0.309	100	H30.11.19	H40.11.17
B号第38回	10年	40	0.230	100	H30.12.20	H40.12.20
B号第39回	10年	90	0.185	100	H31.1.25	H41.1.25
B号第40回	10年	70	0.196	100	H31.2.22	H41.2.22
B号第41回	10年	70	0.175	100	H31.3.26	H41.3.26
C号第30回	20年	55	0.579	100	H30.4.19	H50.4.19
C号第31回	20年	75	0.579	100	H30.5.22	H50.5.21
C号第32回	20年	65	0.584	100	H30.6.21	H50.6.21
C号第33回	20年	80	0.550	100	H30.7.20	H50.7.20
C号第34回	20年	150	0.678	100	H30.8.20	H50.8.20
C号第35回	20年	75	0.674	100	H30.9.21	H50.9.21
C号第36回	20年	70	0.749	100	H30.10.19	H50.10.19
C号第37回	20年	90	0.722	100	H30.11.19	H50.11.19
C号第38回	20年	80	0.655	100	H30.12.20	H50.12.20
C号第39回	20年	175	0.554	100	H31.1.25	H51.1.25
C号第40回	20年	125	0.497	100	H31.2.22	H51.2.22
C号第41回	20年	130	0.488	100	H31.3.26	H51.3.25

※地方公務員共済組合(地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合)、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会の引受けによる債券。

償還方法:満期一括償還

4. 政府保証国内債

回号	年限	発行額(億円)	表面利率(%)	発行価額(円)	発行日	償還日
第107回	10年	250	0.120	100	H30.4.16	H40.4.14
第108回	10年	200	0.145	100	H30.5.21	H40.5.19
第109回	10年	200	0.145	100	H30.6.18	H40.6.16
第110回	10年	250	0.130	100	H30.7.18	H40.7.18
第111回	10年	200	0.209	100	H30.8.15	H40.8.15
第112回	10年	200	0.209	100	H30.9.19	H40.9.19
第113回	10年	250	0.219	100	H30.10.16	H40.10.16
第114回	10年	200	0.209	100	H30.11.14	H40.11.14
第115回	10年	200	0.160	100	H30.12.17	H40.12.15
第116回	10年	250	0.095	100	H31.1.22	H41.1.22
第117回	10年	200	0.085	100	H31.2.19	H41.2.19
第118回	10年	200	0.105	100	H31.3.18	H41.3.16

償還方法:満期一括償還

機構データ

沿革

地方公共団体金融機構の沿革

平成20年度	地方公営企業等金融機構法に基づき地方公営企業等金融機構を設立（8月1日） 公営企業金融公庫の資産・債務を承継し業務開始（10月1日）
平成21年度	地方公営企業等金融機構法の一部改正により地方公共団体金融機構へ改組（6月1日）
平成23年度	特別利率貸付制度及び臨時特別利率制度を一本化し、機構特別利率貸付制度を創設
平成27年度	半年賦元利均等償還と半年賦元金均等償還の選択制の導入

（参考）公営企業金融公庫の沿革

昭和32年度	公営企業金融公庫法に基づき設立（6月1日）
昭和35年度	農林漁業金融公庫から委託を受け受託貸付を開始
昭和41年度	特別利率貸付制度を創設
昭和42年度	国庫補給金の受入れ開始
昭和45年度	公営競技納付金制度を創設、公営企業健全化基金を設置
昭和47年度	地方道路公社と土地開発公社への貸付開始
昭和53年度	一般会計の臨時三事業（地方道、河川等、高等学校整備）を貸付対象に追加
昭和58年度	外貨による公営企業債券の発行開始
平成元年度	債券借換損失引当金制度を創設
平成2年度	臨時特別利率制度を創設
平成10年度	「特殊法人等の整理合理化について」（平成9年9月24日閣議決定）に基づき、非常勤理事（1人）を追加、 公営企業金融公庫運営協議会を設置、国庫補給金の段階的廃止への対応（3年間で廃止）
平成13年度	国庫補給金を廃止、利差補てん引当金制度を創設 固定金利方式と利率見直し方式の選択制の導入 繰上償還に係る補償金制度を創設、財投機関債の発行開始 特殊法人等改革基本法成立、特殊法人等整理合理化計画策定
平成14年度	「道路関係四公団、国際拠点空港及び政策金融機関の改革について」を閣議決定
平成17年度	「行政改革の重要方針」（平成20年度に公庫廃止、資本市場等を活用した仕組みの在り方、廃止に向けた移行措置の在り方等）を閣議決定
平成18年度	行政改革推進法成立 政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部「政策金融に係る制度設計」を決定 地方六団体「公庫廃止後の新たな仕組みについての制度設計骨子案」提出
平成19年度	地方公営企業等金融機構法成立、地方公共団体財政健全化法成立
平成20年度	地方公営企業等金融機構法に基づき解散（10月1日）

機構データ

組織図

機構の組織は、代表者会議の下、理事長、副理事長、理事及び監事の役員並びに５部12課室、審査室及び検査役で構成されています。各課室の担当業務は以下のとおりです。

平成31年４月1日現在

http://www.jfm.go.jp/

地方公共団体金融機構
Japan Finance Organization for Municipalities

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園1番3号 市政会館